

第百二十八回国会 衆議院 政治改革に関する調査特別委員会議録 第十一号

平成五年十月二十八日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君

理事 野田 毅君

理事 左近 正男君

理事 榎藤 恒夫君

理事 安倍 晋三君

理事 石破 茂君

理事 衛藤 晟一君

理事 自見庄三郎君

理事 武部 勤君

理事 中川 秀直君

理事 額賀福志郎君

理事 葉梨 信行君

理事 細田 博之君

理事 秋葉 忠利君

理事 畠山健治郎君

理事 堀込 征雄君

理事 青木 宏之君

理事 大谷 忠雄君

理事 柴野たいぞう君

理事 宮本 一三君

理事 赤松 正雄君

理事 太田 昭宏君

理事 日笠 勝之君

理事 茂木 敏充君

理事 山崎広太郎君

理事 西村 眞悟君

理事 東中 光雄君

出席國務大臣

法務大臣 三月 章君

外務大臣 羽田 孜君

大蔵大臣 藤井 裕久君

理事 北川 正恭君

理事 保岡 興治君

理事 前田 武志君

理事 三原 朝彦君

理事 逢沢 一郎君

理事 石原 伸晃君

理事 笹川 堯君

理事 白川 勝彦君

理事 津島 雄二君

理事 西岡 武夫君

理事 野田 聖子君

理事 穂積 良行君

理事 増子 輝彦君

理事 大島 章宏君

理事 濱田 健一君

理事 三野 優美君

理事 岩浅 嘉仁君

理事 岡田 克也君

理事 白沢 三郎君

理事 山田 正彦君

理事 石井 啓一君

理事 田端 正広君

理事 前原 誠司君

理事 篠瀬 進君

理事 川端 達夫君

理事 柳田 稔君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

法務大臣 三月 章君

外務大臣 羽田 孜君

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

内閣総理大臣官

警察庁長官

経済企画庁長官

生活局長

法務省刑事局長

大蔵省主税局長

国税庁次長

建設省建設経済局長

自治政務次官

自治大臣官房審議官

自治省行政局選

審議官

委員外の出席者

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

厚生大臣 大内 啓伍君

建設大臣 五十嵐三三君

自治大臣 佐藤 観樹君

内閣官房長官 武村 正義君

国務大臣 石田幸四郎君

国務大臣 久保田真苗君

国務大臣 江田 五月君

国務大臣 広中和歌子君

国務大臣 山花 貞夫君

内閣総理大臣官 石倉 寛治君

警察庁長官 垣見 隆君

経済企画庁長官 加藤 雅君

生活局長 濱 邦久君

法務省刑事局長 小川 是君

大蔵省主税局長 三浦 正顯君

国税庁次長 小野 邦久君

建設省建設経済局長 冬柴 鐵三君

自治政務次官 谷合 靖夫君

自治大臣官房審議官 佐野 徹治君

自治省行政局選

審議官

議員

議員

議員

委員の異動

十月二十八日

辞任

笹川 堯君

穂積 良行君

増子 輝彦君

秋葉 忠利君

小沢 一郎君

吹田 愷君

日笠 勝之君

茂木 敏充君

柳田 稔君

正森 成二君

同日

辞任

安倍 晋三君

武部 勤君

野田 聖子君

畠山健治郎君

青木 宏之君

宮本 一三君

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)
政党助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗防止のための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案を一括して議題といたします。

本日は、特に、テーマ別質疑として、内閣提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗防止のための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西村眞悟君。

○西村委員 おはようございます。民社党の西村眞悟でございます。

いただきました三十分の時間の中で、今委員長おっしゃったように、政治資金規正法、政党助成法等について質疑申し上げたいと思うのですが、その前提として、前提問題、一般的な問題について時間を割くことをちょっとお許しいただきたいと思ひます。

さて、八月二十五日、特別国会で、自民党の河野洋平総裁は、具体的な質問に入る前に国民の皆様一言おわびを申し上げたいとして、おわびの内容というものは、「これまで自由民主党政権が長く続いた間に、数々の腐敗事件を引き起こし、特

にここ数年、スキヤンダルによって、内外の課題が山積する時期にたがひたがひ国民の注目を浴びたことについてでございます。私は、このことを国民の皆様心にからおわびを申し上げたいと存じます。このように申されました。そして、政権の座を失った理由として、「これはひとえに、類例した政治の不祥事と、これに對し抜本的な解決をなし得なかったことに対する国民の皆さんの政治不信の高まりによるものだ」と位置づけられたのであります。さらに、このことを謙虚に反省して、生まれ変わった気持ちで党の体質を抜本的に改めると同時に、選挙制度を初めとする政治改革、国会改革に挑戦して、国民の皆様の信頼を回復して、政権を奪回する、このように述べられております。

まず、自民党の政権が交代せざるを得なくなった理由について、それはたび重なる不祥事による国民の不信のゆえであるという分析、そして、政治改革に挑戦しなければ現在もおかつ国民の不信はぬぐい切れぬ、このような点について、現在もこの分析、自民党は不変であるか否か、これについて、まず、お聞きしたいと思ひます。

○津島議員 今西村委員が読み上げられました我が党の総裁の御発言は、公党として新しい事態の中で、国民に対して、我々の真剣、真摯な態度を表明したというものでありまして、これは当然、私もすべての議員がこれを心の中にとめてこれからの政治をやっていくというところでございます。私から政治をやっていくというところでござ

いますから、変わるものではございません。ただ、申し上げさせていただくのでありますけれども、これは我が党ばかりでなくて、すべての政治に携わる者が、それぞれの立場において、これまでの政治のあり方についてその節目節目で反省をすべきものでございまして、自民党としては今のような形でやったということであらうと思ひます。

なお、もう一つつけ加えさせていただければ、政治改革がこれまで、海部内閣以来なかなか進まなかったという背景が国民の批判的になったことは事実でありますけれども、その原因の一つが

確かに私も、当時の与党の対応に起因するわけでございますけれども、そればかりではない。与野党双方ともにこの問題について国民の期待に沿えなかったという事情があったことは、私から申し上げなければならぬ。したがって、今度新しい与野党ともどもそのような反省に基づいて、何とかこれを現実化しなければならぬという決意を持っておるものでございます。

○西村委員 与野党を通じてともに責任を負わねばならない状況はございますけれども、その責任をとるのは政権をとっている者であるということ、御理解いただいていると思ひますので、次に進みます。

しかるに、十月二十六日の新聞報道によりまして、自民党の中から小選挙区比例代表並立制に反対する旨の意見を記者会見で表明された方々、複数がおられると聞きました。先ほどお答えいただいたように、政治改革を今までもし得なかった中にはいろいろな原因がありましようけれども、自民党の中に限って申し上げますと、やはり政治改革、選挙制度改革に逆行するようムードが土壇場になって党内に盛り上がり、そして結局はなし得なかった、このような歴史ではなかったかと思ひます。また、同様にこのような動きが、この政治改革、これをつぶさんとする動きが自民党にあるのではないかと。

そしてまた、このような動きがある以上、先ほど冒頭で、総裁がおっしゃったような決意を総裁はまだ維持されておられるのか、自民党はまだ維持しておられるのか。この点について、国民の一人としても疑問がわいてござるを得ないのでございまして、この点について、現在もその決意は不変であるか否かをお伺いしたいと思ひます。

○津島議員 先ほども申し上げましたように、そのような決意にいささかの变化もございせんし、私どもは、自民党が党として行動をし、発言をするときには、今申し上げたような線が堅持されていくと私は考えております。

○西村委員 決意のほど、よくわかりました。国民

民の政治への信頼が地に落ちたような状態の中でこの改革を我々審議しているのだから、いささかでも、未然にこれを招かないような改革がやはりなされるべきであつたと思ひます。今の状態で、猫が熱い鉄板の上に乗っているような状態の中でこの重要な国の権力に関する選挙制度を審議するのは、不幸な事態と言わねばならないと思ひます。

それで、過去の時点のいつの段階でこれに着手すべきであつたか、どの時点で着手すべきであつたか、これについてはどうお考えでしょうか。

○津島議員 これに着手するというのは、もうちょっと具体的にお願いします。

○西村委員 選挙制度でございます。

○津島議員 御案内のとおり前国会、海部内閣のときに、私どもとしては政治改革大綱というものを策定をいたしまして、これに基づいて法案も提出をした。またその後、今度は自民党の案も提出したということ、二度にわたる努力をしたわけでありまして、そのような努力が実を結ばなかったことについて、それだけ思ふところはござい

ますけれども、今振り返ってみれば、もう少し早くこれを実現したかったな、着手したからには国民の期待にこたへたかったなというふうに今感じ

ておるところであります。

○西村委員 いずれにしても、自民党政権下での着手が必要であつたという御認識だと思ひますが、ただ、自民党政権下の政治改革の問題というのは、日本にも政権交代可能なシステム、選挙制度をつくらねばならない、長期の政権が腐敗を招いた以上、やはり選挙による政権交代のシステムをつくらねばならないというふうな理由も大きな要素を占めておりました。しかるに中選挙区制で政権は交代いたしました。自民党の時代に選挙制度の改革の動機とされてきた部分について、その目的は果たしてしまひました。著名な評論家が意見を変えて、最近中選挙区制のもとで政権交代が起こったから政治改革の選挙制度の改革を急ぐ必要はないのではないか、国家に問題

が山積しておるのではないか、このような意見を書いた本を最近読みました。これにはこれに説得力はあると思うのです。説得力があるということは、私どもが今審議している選挙制度改革について余り迫力が出ないということでございます。

私は、つらつら考えてみました。やはり選挙制度改革はもう少しさかのぼって、その着手の時点を歴史の教訓に学ぶという、このような観点から我々の先輩が着手しなければならなかった問題ではなからうかと思っております。ドイツではなぜヒトラーが政権をとったのか、このような反省から、そのときの選挙制度は何であったか、それを分析して、戦後つとに選挙制度を改革し、政党への公費助成の制度も導入して現在に至っております。

我々、さきの大戦の反省を侵略とかいろいろなレッテルの議論をするのは無意味でございます。我々日本国代議士としてやるべきことは、あの戦争の時期になぜ国会が無効であったのか、無力であった国会を選出する母体としての選挙制度は何であったのか、このような分析が必要であったのだらうと思えます。選挙制度は、戦前の無力であった国会と現在の国会は同じく中選挙区制でございます。中選挙区制の特徴は、一つの選挙人が複数の議員を選出するにもかかわらず、投票者は単記制で投票するという特徴でございます。これを調べてみますと、明治三十三年、山県内閣のときに導入された制度でございます。山県内閣の目的は台頭する政党勢力を分断するため、そのためにこの選挙制度を導入したというふうに歴史家は記述しております。

そこで、この選挙制度、山県内閣が導入した、つまり中選挙区制の特徴とする選挙制度について、吉野作造は、この制度は驚くべき不合理、不都合なものである、暇な学者でも考えたことすらない、我が国の選挙界の精神を汚し、弊害を助長する最も重要な原因であって、この制度は議会政治を薄弱なものとし、政党の発達を混迷させる格

好の武器である、このように批判しております。さらに、この制度を放置することは、政党政治家が自分の利益を図るためか、または問題の軽重を判断するの聡明さを欠いたためか、いずれにせよけんでならない。さらに美濃部達吉博士は、この制度では各候補者がそれぞれ単独に自分の票を集めるために運動しなければならず、費用が多額に上るのは自然の結果である、そして、この制度は、時には同じ政党から二人以上の立候補者があることすら少なくない、この多数の候補者の中から一人だけを選択せよというのであるから、その選択が一層複雑、不明瞭となるのは当然だ、このように批判されているのであります。

私たちは、先輩の言に謙虚に耳を傾ける機会があったのでございますけれども、ついにそれによつて選挙制度の問題を中心に据えて議論するという機会は、腐敗が連続して進退きままるまでなかったのでございます。このように考えますと、現在の状態を見てみますと、山県内閣が意図したことが亡霊のように現在の選挙、我々の国会を支配しているというふうな感じが受けるのです。そこで、問題ですけれども、根本の問題ですけれども、この中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改革することが、果たして国会を名実とも国権の最高機関とする方向に一步踏み出すことになるのか否か、そうだと思う確信はありでしようか、お聞きしたいと思います。

○津島議員 戦前の経験を踏まえての御発言でありまして、その引用された発言の中には現在でも示唆に富む点が多々あるということを私は認めますが、ただ、御承知のとおり戦前は憲法の建前が基本的な違いから、やはり現在の憲法ができた後から後の議会制民主主義の機能がどうであったかというところに焦点を当てる方が、我々の議論というのはいくらも現実的なものになるのではないでしようかと私は思っております。

そういう中で、今度の改正が議会制民主主義の成熟のためにプラスになるかどうかという御質問であらうと思えますけれども、私は、全体として

そうなるかと本会議でも御答弁申し上げておるわけでありませう。

○西村委員 私どものこの日本の精神風土は、憲法となればすべて不磨の大典のごとく扱わねばならないという、何か自然界から与えられた制度のように思い込んでしまふ点でございます。私は、選挙制度というのは制度でございますから、まず改革してみても、まずやってみて、時間のテストにかけて、しかる後またその経緯を見て、衆知を集めてよりよい方向に進む、このような試行錯誤を繰り返せばいいと思う。だから、入り口でやはり大胆な妥協も必要だと私は思っております。ただし、今お答えになったように、必ずよりよい方向に動くということは私もそうだと思いますので、そのような趣旨で質問させていただいておるわけですが。

次に、課題を変えます。よりよい方向に動くためには、やはりよりよい方向に動かさねばならない。そのときに我々がやるべきことは、投票の動機づけとして、人を選ぶとかそれとも政策を選ぶとか、この二つの動機づけのうち、政策を選ぶという方向に重点を移していこうというふうな制度であらうかと思えます。この場合に、政策でございますから、人的要素はまあ必要でございますけれどもよりよい政策、よりよい政策の伝達はやはり候補者と有権者の間のコミュニケーション、討論、話し合い、このような機会だと思っております。

それで私は、訓練なしに新しい制度を導入することは危険でございますから、長い目で見て今からでも小学校教育に、例えば討論の場とかいうのを設けて、この問題についてはA班は賛成の理由を調べてきなさい、この問題についてはB班は反対の理由を調べなさい、そしてある時間には反対の者、お互いに相手を説得することをやりなさい、このような時間を設けるのいいと思うのですが、この民主政治にとって教育の場、初等教育の場からこのような政策伝達、政策工夫の討論の訓練を始めるという私の意見についてどうお考

えでしようか、お答えいただきたいと思えます。

○津島議員 私が長年感じておりましたことを今申されて、私も全く同感でございます。初等教育ばかりではなくて、私も外国の大学に留学しておったことがあるのでありますが、高等教育におきまして非常にディベートを大事にいたしました。私はロースクールでございましたけれども、ある課題をとらえて、それにそれぞれの立場で物を言わせて練習させる、こういうことが非常に大事だ、委員の御指摘のとおりだと私はかねがね感じております。

○西村委員 私も弁護士として、日本の大学のレクチャーメソッドといいますが、あれにうんざりして眠気を催しながら大学におったことがございます。そういうふうなことを前提でお聞きしますけれども、結局討論の場が訓練として必要である、制度としてその訓練の場が必要であるということに一致しておりますから、戸別訪問のことに移りますけれども、戸別訪問はその訓練の場、コミュニケーションの場ではないでしようか。これを全面的に禁止してしまう、その理由は私も判例を読んでもありますからわかりますけれども、選挙制度を政策中心に投票を動機づけるということについては、必ずこれは弊害よりも効用の方が多いと思うのですが、いかがでしようか。

○保岡議員 この間、いろいろここで小選挙区の一つの特性として、非常に緊張が高まる、熾烈な厳しい選挙になるというののも一つは事実でございます。そんなことから、イギリスのように六万、七万ぐらいの人口の地域の戸別訪問というのは、イギリスの伝統や風習、生活のいろいろな慣習というものも背景にあつてうまく機能していると思えますけれども、四十万前後になる日本の小選挙区の場合は人海戦術というふうなことで、戸別訪問を受ける方も本心に政策をそこできちっと説明してもらって、政党中心あるいは政策中心のコミュニケーションが委員が言われるようにそこで行ける

かどうか。

かえって平穩な生活を害するとか、あるいは非常に政界や候補者あるいは運動員が次から次へ訪れて迷惑だ、そういう多くの人口を相手に戸別訪問するのは、短時間で政策の説明などなかなか難しいということもある。無用な選挙費用の増大や候補者の負担、あるいは戸別訪問を受ける方の迷惑、そういった戸別訪問の弊害というものがある。政治活動の自由というものの利益の比較衡ということになると思うのですが、委員御指摘のように、憲法が戸別訪問を禁止する利益というものはやはりそれを自由にした場合の利益よりかは大きいと判断して合意している、そういうことは今度の選挙制度においても十分考えられることじゃないだろうか。

これはやはり新しい選挙制度下で実際に選挙、政治をやってみて、その上で様子を見ながら、戸別訪問の自由についてはよく今後の課題として立法政策上考えていくというのが一番いいのではないだろうか、そういうふうな考え方をしています。

○西村委員 時間がこれだけ早くたつとは思いませんでした。

献金に移りますけれども、私は企業献金が悪であるとは思っておりません。しかし、企業からの献金と政治家との関係によって腐敗が横行してきたこともまた事実でございます。今までの自民党の、また自民党と限りませんが、献金のスキャンダルに巻き込まれた方の言動を聞いていますと、自分の知らないところで企業からの献金がある。一つの不祥事が起こったら、国民の側から見たらあいつももらっている、こいつももらっているというふうになって、一挙に疑惑が全体に広がってしまうという構造がありました。

ここで、この機会に、政府案も、政党に献金を受けてその政党の献金を政治家に献金するということを禁じておかないのでありますから、一挙に政治家個人は企業からの献金のパイプは閉じるといふ方向に歩まれる方がやはりすっきりするのではないのか。企業献金を一挙に禁ずるわけでは

ないのですから、そのパイプを間接的にするか直接的にするか、直接的に残しておく弊害はもう十分我々身にしみておるわけですから、間接的に受けるという政府案に全く歩み寄ることはできないのでしょうか。

○津島議員 今の委員のお話を伺っていますと、基本的認識においては私もそんな大きな違いはないと思うのです。

これまでのいろいろな出来事についての反省を踏まえて、しかも日本のあるべき政治の姿、政治資金の姿を考えてみた場合に、委員も法律家でありつつやるからよくおわかりのとおり、集会、結社の自由という基本的なもの、政治活動の自由という基本的なものをまず踏まえた上で物事を組み立てていかなきゃならない。それがまた、主要国において政治資金の規制についてはどちらかというと非常に慎重に対応しているところにある。ヨーロッパの各国では、少なくとも法律上企業献金を政党だけに禁ずるというような法制をとっている国は一つもないわけでありまして。

そういう見地から申しますと、ここはやはり賢明な判断が必要だと思っております。賢い判断が必要だ。それは、抑制された民間の参加というものを大事にしなから、どこかの線を越えると政治をゆがめるかという判断が大事だと思っております。私どもとしては、月に二万程度の会費をもらうだいをしていくというところは政治をゆがめるものではない。しかもこれをしっかりした公開の原則のもとで行わせる。それ以外の政治資金の動きについてはもう既に緊急正で厳しく処断することになっておりますことを踏まえて、今後とも絶対にならないようにみんな心がけていくということの中から、私は、政府案よりも私どもの案の方がより現実的であり、また政治活動の基本的な自由という考え方もかなうのではないであろうかというふうな思っております。

○西村委員 お考えはわかりました。しかし私がわからないのは、企業取締役が出せ

る金というのは彼らの金ではないのです。個人が自分の金を例えば百億献金する、これは私は自由だと思えます。しかし、企業の場合は彼の管理している金でございます。管理している金に対して、抑制と今おっしゃいましたけれども、促進策までとる必要はないのではないのでしょうか、促進策まで彼らのお金ではないのですから。このような疑問を呈しておきたいと思っております。

資金調達団体について、二つ認められておりますけれども、監督義務は政治家が主宰する団体に限してはあります。しかし自民党は主宰しない団体二つも認めることができる。監督義務をつけた意味はなんではないでしょうか。促進策を設けられた理由と、主宰しない団体を設けられた理由、この二点について、時間が来ましたけれども、お答えいただきたいと思います。

○津島議員 基本的に民間の政治への参加というものを尊重する立場に立ちますと、政治家が主宰する形もあり得るし、それから民間の方が、企業も含めて、政治活動を大いに手伝っているというふうなものも当然あり得るわけでありまして、そういう意味で、政治家が主宰するものに限る必要はないというのが私どもの考え方でありまして、もちろんそれは、資金の適切な運用、管理というものを前提とするし、また、公開の原則によって国民の監視にさらすということが前提でございます。

○西村委員 ありがとうございます。

○石井委員長 次に、武部勤君。

○武部委員 まず、副総理にお尋ねいたしますが、本来の政治改革の目的は何か。私は、羽田副総理から政治改革の問題についていろいろ御指導をいただいた立場でありますので、いま一度、副総理の政治改革の目的、そのお考えをお聞かせいただいております。

○羽田国務大臣 お答え申し上げます。

この問題につきましては、もう、まさに党でも御議論申し上げておいたわけでありまして、いづれにしても、私どもといたしましては、やはり今日日本で内外のいろいろな問題が山積

しておる、こういったものに対してきちんと対応していかなければならぬと思っております。

しかし、残念ですけれども政治に対する信頼というものは失われてしまっているというところで、どうしてもやはりこの信頼を回復しなければならぬだろうと思っております。もちろん、改革するものは、経済構造もありますし、しかし、あるいは行政改革もありますし。しかし、まずはやはり政治がその先陣を切るというふうに思っております。

そして、その中でお金と政治の問題がありまして、それだけではなくて、やはり本場の意味での議論、これができるような場というものを、くつらなければいけないということで、私どもは、政治改革の中で、やはり選挙制度というものを一番大事に考えながら対応しなければいけないというふうな思っております。

○武部委員 今度は、各党首の立場にある各閣僚の皆さんにお尋ねしますが、中選挙区制をなぜ否定されたのか、そして小選挙区制導入の目指すところは何かということについて、それぞれお考えをお示しください。

○山花国務大臣 ただいま、中選挙区制を廃して小選挙区制を選択した理由はいかん、こう御質問いただきましたが、小選挙区比例代表併用制を選択した理由、こういうふうな受けとめるべきだと思っております。

中選挙区制の問題につきましては、以前野党は、政治改革のテーマにつき、もちろん選挙制度だけではなく、政治倫理の問題、政治資金規正法の見直しの問題、そして腐敗防止のための諸施策の問題、そこで同時に選挙制度の問題も考える中で、中選挙区制のもとにおける定数は正を主張しておったことについては、御指摘のとおりでございます。そうしたかなり長い議論の経過を踏まえまして、全体、どれ一つというわけにはいかないというのが野党の議論の一つの決着ではなかったか、こう承知しております。

政治改革を一体として取り組んでいかなければならぬ、その場合には、腐敗防止とか政治資金の問題だけではなく、選挙制度についても取り組んでいかなければならぬ。こうした考え方の中で、海部内閣当時の政治改革のテーマについて、結局廃案となったというの後、かなりまた長い間と野党の協議が続いてまいりましたけれども、全体一体として改革していこう、こういう観点から、野党側も、社会党を含めて歩み寄ったところでございます。そうした中で併用制という提案をしてきた経過がございます。

併用制ということにつきましては、小選挙区と比例代表との流れの中で、自民党側は小選挙区からスタートする、我々の方は比例代表からスタートする、こういうことの中で、一つ一つ歩み寄った中で、結論的には、国民の審判を重んじて最終的な態度を決定した、こういう経過でございます。

○羽田国務大臣 中選挙区制、この中で私ども、やはり政治の信頼を取り戻そうということのため、いろいろな改革をやったことは、もう御案内のとおりであります。

しかし、そういうことをやってまいりましたけれども、なかなか、複数が選ばれるという制度というものはどうにも機能できないというふうな中で、やはり小選挙区というものを取り入れよう、そして国民の意思といいますが、そういった多数の意見というものが反映できるような並立制も導入しようということで、まずやはり選挙制度をひとつ変えてみようという中から、私どもは、小選挙区、やはり政策と政策を本当につけ合えるもの、あるいはいろいろな活動なんかにしても、個人がお金を集めて個人が後援会を組織するのではなくて、やはり政党が前面に出る、そういう中で、費用の面でもある責任ある政治という面でも、私どもはこの小選挙区というのを導入する。そして、多くの意見も拾い上げましょう、反映しましょう、そういう中で比例も並立をしたということでございます。

○大内国務大臣 結論的に申し上げますと、もち

ろ単純小選挙区ではなくて比例を加味した小選挙区制であることは御案内のとおりでございますが、それを導入することによりまして、民意の集約の比率を高めまして、それによって政権の安定度を向上させる。

それは、前段の御質問にございました、政治改革の目的は何かということと関連いたしまして、やはり時の政権というのは、次々に起こってくる政治諸課題、政策諸課題を迅速かつ的確に処理しなければならぬ、そのためにはやはり相当な政権の安定度というものを図ることが必要になる、そういう意味から小選挙区制を導入する意味があった、こういうふうにご考えております。

○武村国務大臣 中選挙区制という家が大部分疲れてきた、雨漏りがするし、風が入るし、壁が壊れてきた。まあ、これはまだ改築していこうという議論もありますが、思い切って新しい選挙制度の家に建てかえようじゃないか、こんな感じで私は受けとめております。簡単に申し上げると、個人中心の政治や選挙の実態を反省して、やはり政策や政党中心のシステムに変えていこうということではないかと思っております。

○江田国務大臣 社会民主連合というのは小さな政党ですが、私が代表を務めておりますので、党の考え方を答えたいと思います。

制度というものは、どの制度もそれぞれ長所、短所があると思うのです。ですから、中選挙区制度がもう制度として頭から悪い、そういうことではないと思うのですが、ただ、どんな制度でも、やはり長くずっと続けておりますと、そこにいろいろあがたまっていく、どうにもうまく機能しなくなるということがある。

中選挙区制度のもとでこれまでやってきて、利権の構造ができたとか、あるいは政権交代が起きないとか、まあ今回起きたわけですが、そういうようなことで、この中選挙区制度は、一言で言うて制度疲労という言い方が当たっているかと思うのですが、そろそろ変えなければならぬところへ来た。この間の大変な政治の腐敗の中で、

国民がもう政治家全部総取っかえしろというぐらいいままで政治に対して怒りをぶつけてきているわけですが、ところが総取っかえといってもそうはいかないので、それならば国会議員をつくつていって制度自体を変えてしまつて、総取っかえの気分のひとつ新しいスタートをすべきじゃないか、そういう意味で選挙制度を変えてみようということを思ひ立った。

どういう変え方がいいかですが、これはやはり合意ができるものでないといけないので、私どもは併用制がいいという主張をしたことがありますが、しかし今回この並立制で連立与党の合意ができて政府案が出されたわけですから、野党の皆さんもひとつぜひ御理解いただいてこの案で選挙制度の改正をやりたいと思つていところでござい

ます。

○武部委員 私がなぜこの問題を指摘しているかといいますが、羽田副総理に我々が御指導をいただいたときの小選挙区制導入の基本理念というのは、政党中心、政策中心の政治システム、また政権交代可能な政治システム、これを実現しない限り我が国は国際社会においても責任ある決断ができないというふうなことを御指導いただいたのでありまして、この選挙制度の改革ということになりますと、ただ中選挙区制に制度疲労がきたからとか、あるいはみんなが合意できるものをやらなければならぬからとか、そういう低次元の問題意識で私は選挙制度改革の議論をすべきでない、こう思っているんです。

ですから私は、羽田先生がかつて我々を指導していただいたときの考えであるならば、これは確かに思い切つて新しい制度に変えようというふうなことでも合意をし、党議決定もしたわけでありまして、どうも今日までのこの委員会における議論を通じて一番大切なところを忘れていっている感じがしてならないわけでありまして、一番大事なこと、これを不明確にしたまま各論に入つてしまふと、これまた目的がゆがめられるというふうな問題も出てくるわけでありまして、この点について

いまだ一度羽田副総理のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○羽田国務大臣 これは決して事情というのはそんなに大きく変わったものじゃない。確かに政権交代というのは、この間まさにハブニングみたいな形で政権交代が行われたわけですから、やはり中選挙区制に問題があるなというのは、中選挙区制で単独で一つの政権をとろう、今度の場合にはまさに連立によって政権ができていくわけでありまして、しかしやはり単独で政権をとろうとすると、どうしても複数出さなきゃならぬというふうな思いがします。ということになりますと、どうしても過度な競争になる。

これが費用なんかがかつてくることにつながつていきますし、あるいは時の難しい問題についてなかなか本当の議論というのはできなくなつてしまつておる。例えば諸費税なんかの問題の議論のときなんかもそうでございましたけれども、戦法の同じ政党あるいは同じ保守系の人たちが言わないとすれば、自分だけ言ったんじやこれはマインナスになつてしまふという中で本当の議論というのは実はなされなかつたということがあるんじゃないかならうかと思ひます。

今内外ともに大きく転換をしなければならぬ、こういったときにやはり率直に語れるような、あるいは責任を持って語れるようなその制度というものを私ども導入することが必要なんじゃないのか。まあ議論に議論を重ねた末申し上げたこと、私はその事情の基本はまだ変わつておらないというふうな思つております。

○武部委員 今の副総理のお考えによりまして、連立政権というのはお話の趣旨と逆行するんじゃないか。責任ある政策決定というふうなこともお話しされましたし、我々は羽田先生からいろいろ御指導いただいたと、もちろん中選挙区制度の制度疲労の問題もありまふけれども、そういうような問題はやはりなくして、新しい政治システムという考え方は、政策決定がもっと明確に的確になされなければならぬということ

にあつたと思うんです。そうなりますと、今の連立政権というのは、羽田副総理が考えていた理想とはまさに大きく逆行しているのではないかと、こう思うのですけれども、そのことについていかがですか。

○羽田国務大臣 今度の連立政権ができた経緯はもう申し上げるまでもありません、それはまさにそういう中ででき上がったものでありますけれども、しかし私たちが皆さんと議論したときに、やはり小選挙区というものを導入して、そのうちで政界再編成は起こっていくであろうということをお願いしたわけでありまして、今は確かに連立政権、相当幾つもの政党がありますけれども、私は、これが徐々に収れんされていく、集約されていくんじゃないかと思っています。

それと同時に、そういう連立を組むときにも当然政策等について合意といいますが、選挙前にできるだけの合意というものはこれからきちんとしていく、そうでないといふのは国民が選択するのに難いだろうといふことは、私は今までの議論とそんなに大きく変わるものじゃない。今の姿というのは確かにハブニングの中で起きてきたといふことは申し上げられると思います。

○武部委員 副総理の言葉じりをつかまえて言うつもりはありませんけれども、細川総理は責任ある変革、こう言ったんですけれども、今副総理はまさにハブニング内閣といふことを証明された次第であります、こういう連立政権、まあ不安定な政権ですね。そういうようなことは私はいずれにしても望ましくない、こう考えざるを得ないわけでありまして、言ってみるならば、今各党の党首の皆さん方からいろいろ、なぜ中選挙区制が否定され小選挙区制導入に踏み切ったかといふことは、新しい政策決定システムとか政治システムとか、そういう当初の小選挙区制導入の基本理念とはかけ離れて、いわゆる政治腐敗とか今日の国民に対する信頼回復とか、そういう問題提起で今の政治改革関連法案が議論されているように思うんです。

私は、しかし、先を少し急いで具体的な議論をさせていただきたいと思いますが、今羽田副総理からお話がありました、小選挙区制導入によって腐敗はなくなるかならないかといふことについては大いに疑問を持っているといふことを申し上げておきたい、こう思います。

そこで、各論に入つてまいりたいと思いますが、同僚議員からも一対二未満の区割りや定数の問題についてもいろいろ議論がありました。私は、この一対二未満の基本は本当に守られるのか、あくまでも守らなければならないものなのかといふことについて確認しておきたいと思うんです。政府の方から御答弁ください。

○佐藤国務大臣 衆議院選挙区画定審議会法にもございいますように、一対二未満になることを基本として七人の委員にお願いをするわけでございまして、あくまで基本としていふのを、そのことを尊重し重視をしてお願ひをしたいと思います。ございまして、既にたびたびこの委員会でも御答弁をさせていただいておられますように、行政区を限りなく切つていこうという話は別でございまして、けれども、今のようになら人口が集中しているといふ実情を考えると、二倍をある程度超えてもやむを得ないのではないかといふことはたびたび申し上げておるところでございまして。

ただ、それは委員の皆さん方が、いや、もつと二倍以内といふことを尊重して町村まで線引きを入れてやるという御判断に立てば、それも委員の皆さん方の判断でございしますが、いずれにしろ、「行政区画」といふことが第一番目に書いてございします、その辺の判断は最終的には審議会の委員の皆さんの御判断による、こういうこととございします。

○武部委員 今、行政区画といふ文言が出ましたけれども、私は、個人的な言い方ですが、狭い考え方でこの区画の問題を取り上げたのではないのです。全国ベースでお話を申し上げたいのですが、たまたま私の選挙区は四国の一・五倍の面積を有するわけですね。しかも北海道の場合には、国の

計画もあるいは北海道の長期計画も北海道を六つのブロックに画定して、道南、道北、道央、それに十勝圏、釧路圏、オホーツク圏という区割りをして、ブロック化をして、諸般の開発計画をつくっているわけですね。

例えばオホーツク圏、私の地元になりますが、ここだけでも一万六千平方キロ。秋田県は全国で五番目に大きい県であります、一万一千平方キロです、五番目に大きい秋田県よりは小さいけれども、六番目に大きい岐阜県よりは大きいといふところなのであります。しかし政府案によれば、この秋田県や岐阜県に匹敵するといふ面積であっても、ここで単独の選挙区を画定することはできない、こういうことになるわけですね。

それから、北海道の例を挙げてさらに申し上げますと、北海道は十四支庁に分かれておりまして、これは面積が広いということもありまして、歴史的な沿革もありまして、各町村は、道庁に行かないで各支庁に行つて諸般の行政手続をするわけですね。もちろん住民もそういうことで、各支庁との一体感といふものが地域の実情であります。

その行政区画といふお話の中には、今言ったような北海道の六つのブロックでありますとか、あるいは十四支庁でありますとか、そういうものをも想定しておりますか、行政区画は。

○佐藤国務大臣 北海道の支庁といふのは、行政区画の概念の中に当然入っております。それからブロックといふのは、一つの当然参考になるものであつて、絶対的なものではないといふふうに考えておりますが、そこでの生活圏の一体化といふことを考えれば、それも大きな参考になる要素だといふふうに考えております。

○武部委員 私は、総理の答弁でも、地域性とか交通事情、あるいは総合的、合理的な区画について審議会で決めてもらうといふことを申されていのですけれども、これは、政府案の区画審議会にありまして、我が党案の区画画定委員会におきまして、法律事項ですから、最終的には国会でさらに審議をして決めるということになります。

ね。しかし、その際に第三者機関にゆだねて、国会でまた議論してこれを改めるということとは、なかなか信義の上からも私は抵抗がある、こう思うのですよ。しかし、理論的にはこれは国会でまた堂々と議論しなければならぬといふことになると思うのですが、その点についての御見解はいかがですか。

○佐藤国務大臣 当然のことながら、理論的には、委員言われましたように、何といつても衆議院と参議院、これが通らなければ法律にならぬわけですね。憲法に書いてございしますように、選挙区といふのは、法律をもって定める、こうなつておるわけですね。ですから、理論的には委員が言われましたような経過をたどりまして。

○武部委員 それならば、やはり今国会で、この法案審議の過程で国会の責任において区画画定の問題も相当突っ込んだ議論をしておかなければ、またこの基準、要件について相当具体的に審議会なり委員会にお示しをしなければ私は無責任なことになるし、また、理論的には国会でまた議論することは当然あり得るという話でありますから、またさまざまな議論が展開されてこの法案が目の見えないというふうにおそれがあるように私は懸念しているわけでありまして、この点についてどのようにお考えになるか。法案は二項ぐらいしか書いていませんね。まあいろいろ学説もあ

ります。今、自治大臣からお話がありましたように、行政区画のお話もあつた。そのことについて、提案者の政府として区画についての要件、基準、もう少し具体的に示していただけないか。

○佐藤国務大臣 法律には、御承知のように、「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮し」といふ文言になっております。そこで見える言葉としては「行政区画、地勢、交通等」といふこととございまして、それしか書いてございしませんけれども、総合的に勘案しといふところで、今武部委員言われますように、非常に重要なことでございしますから、この国会でいろいろと審議をされる中でその具体的なことが補足をされていく、こう

いうことだというふうに考えておるわけでございます。

ただ、これを具体的にさらに細かく、飛び地をどうするかというふうなことに書いていきますと、武部委員から今この問題についての冒頭の御質問がございましたように、二倍以内になることを基本とするというところに極めて審議の方針に窮屈な条件をつけてしまうことになるわけでございますので、法律としましてはこういう書き方になっていくわけでございます。

ただ、繰り返しになりますが、委員がいろいろ、先ほど六つのブロックとか十四の支庁とか言われたのは、それはどういうふうになっているということ、いろいろとこちらが考えていることといましようか、法律の中身につきまして申し上げることは当然だと思っております。

○武部委員 先ほど行政区画のお話がありました。私も、先ほど面積の話も申し上げたわけでありましたが、ここに、これは大分古い新聞ではありますけれども、出雲の岩國市長さんが面積割りを導入してはどうかというように言っているのですね。

しかも、岩國さんはこのように述べているのです。「二対一の人口比例が持論だったが、地方の市長になって考えが変わった。」公聴会に呼んでお話を聞いたらいかかかと思うのですけれども、「東京と地方の経済格差を是正するには、二対一・五くらいの政治的アンバランスは認めるべきだ。少ない人口で広大な国土を保全しているのは過疎に悩む地方なのだ。むしろ面積割りの考えも導入してはどうか。」と、こう書いてあるわけであり

ますが、私は、法案の中にむしろもう少し具体的基準、要件というのを書き込んでほしいのではないかと思いますけれども、この岩國さんの考え方と、それから二対一未満ということの基本にするということ、私は、これにこだわって、先ほど来申し上げておりますように、その地域の一体感とか歴史的経緯とか、そういうことが問題になって、この小選挙区制度を導入することによつ

て地域の活性化に水を差すという問題が生ずるのではないかと、こう思っているのです。

まあ、これは学識経験者にも、ちよつと、時間がこんなにも早く進むと思わなかったのですから申し上げますと、小林良彰さんという、小選挙区制については大変な権威者さんですけれども、北海道の私の選挙区のところでもびっくりしたのは、網走支庁管内と根室支庁管内と、それから釧路支庁管内の浜中町という一つの町だけを第九区に入れて区画案をつくっているわけなんです。先ほどお話ししましたように、浜中町というのは釧路支庁に諸手続をするわけなんです。根室支庁にするわけじゃないのです。私は有識者を信頼しないということを言っているわけじゃない。この狭い日本でありまして、南北に非常に長い、そういう特徴のある我が国において、本当に小選挙区制導入が一つの理念とか理想に基づいてなされたとしても、そのことによつて区画のあり方に問題が残るようなことであれば大変なことになる、こう思うのです。このようなことが当然に出てくる。

例えば、北海道なんかで、我々はどこに山脈があつて、どこが山で、どこがどうなっているかというのはいメージとしてわかるけれども、案外一般の人はわからないですね、平たい地図だけで、こういうことが権威ある文芸春秋の記事の中で出てくるからびっくりしちゃったのですがね。そういう意味でももう少し、権威ないと言いますが、それは個人的な主観によると思いますが、私は権威と認めているのですがね。この面積割りとかもう少し具体的なことを、あるいは本院あるいは政府にあつても具体的な基準というものをあつくりなつて、この国会の議論を踏まえて、そして区画審議会なり、あるいはこれは自民党の方にもお尋ねいたしますが、検討委員会なりに諮るといふふうにしてはどうか、こう思うのであります。が、いかがでしょうか。

○佐藤国務大臣 私、岩國さんのその論文そのものかどうかわかりませんが、例えば公共事業の

国民一人当たりの額が島根が多い、それは非常に東西に長いからであつてというような論文を読んだのは覚えておりますが、いずれにしても、今の先生の意見は、面積というものをいろいろな意味で入れたらどうかということの基本的な御主張だと思つておられます。

ただ、一つは、憲法に書いてございますように、議員は国民を代表するというふうに書いてあるわけでございます。確かに私も北海道五区をお邪魔したこともありますが、膨大な地域だといふことはわかります。ただ、その面積を言つてまいりますと、岩手はどうだ、例えば例に挙げましたけれども、長崎二区の場合には五島列島まで船で行かなければいかぬわけでありまして、そうすると面積が海も含めて関東平野に値するとか、それを入れてまいりますと、とても一つ客観的な基準といふことにはならない。ただ、あくまで過疎に配慮してということ、人口の少ない県に對しまして優遇になるように一つずつ配分しているといふことにつきましては、御承知のとおりでございます。

それから、委員の御質問の中に、歴史的なり地域的な一体感、こういうものを疎外しているような案が出てくるということがございましたけれども、何も小林教授の案を言う立場で我々ありませんけれども、やはり歴史のあるいは地域的な一体感というものは当然重視をしなければいかぬのでありまして、先ほどブロックの話がございましたが、行政区画、交通網、地勢といふ中には、当然そういう歴史的な経過あるいは一体感といふものが大変入っているわけでありまして、具体的にこの案をつくる土台になりますのは、各市町村がどのような格好で町村合併していったかといふような経過も十分熟知の上、これ一本、線を入れなければいかぬという作業がございますので、面積をいふのは無理でございます。その他のことは委員御指摘の精神で十分委員の方々にやっていただく、また法律もそのことを期待をしているといふふうに考えております。

○武部委員 自民党はいかがですか。

○津島議員 委員御指摘のとおり、選挙区の画定に当たりましては、区割りについてよほど賢明な判断をしなければいけない、あらゆる角度から歴史的、行政的な要素を十分に取り入れて納得いくような画定をしなければいけない、御指摘はそのとおりだと思つております。

○武部委員 私は、今の自治大臣の最初のお答えと最後とは大分またずれてきているな、こう思ひまして、もう少し明確にお話しになったらいいと思ひます。

二つ聞きますが、一つは、この法案にありますような二つの要件以外に、政府として区画画定審議会ですかに諮問する際に、具体的な幾つかの参考資料といひますかを提供するといふお考えはございますか。

○佐藤国務大臣 私は、法律に書いてございますように、「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行なわれなければならない。」といふ文章の中にすべて含まれておると思つておるわけでございますが、委員御指摘のように、参考にするとなれば、先ほど触れましたけれども、この委員会の中の議論、これは当然参考になるものでございます。

○武部委員 これは少しく明確にしておいていただかないと、理論的にはまた国会で決めることになるわけですから、それは我々はまた国会での議論を担保するといふことを申し上げておかなければならないわけですね。

それから、もう一つお聞きしておきたいのは、出した法案についてさらに修正するとか、そういうようなことはなかなか難しいんでありますけれども、自治大臣が国会の議論を踏まえて、どういう基準についての議論があつたか、あるいは議論を踏まえて政府としてかくかくしかじかの要点については審議会においてぜひそれを踏まえた議論をしてもらいたいとか、そういうようなことは私は当然すべきだと思ふ。しかも、これは国会が決める話ですから、通常の審議会と違ふのだ。

本来は国会で決めなければならないことを、ここでは申し上げませんが、さまざまな問題が予想されるから第三者にゆだねるということなので、本当は第三者にゆだねるということは、国会における自律精神を欠いているということを証明しているようなものなんです。これはまことに恥ずかしい話なんです。

そこで、そのことをもう一度確認したいということと、もう一つは一对二未満です。このことに私は余りこだわる考え方はいかかと思うのです。一对二未満にこだわるならば、私は、政府案の二百五十、二百五十という考え方は非常に難しくなるのではないかと、こう思うのです。

自民党案の三百であれば、これは世間で言われているように、今現職の国会議員の選挙区配分云々の議論じゃありません。今ほど議論してまいりましたように、面積だとか歴史的沿革だとか、地域の広域市町村圏だとか、いろいろな開発計画だとか、そういったものを含めると、数の多い方が、これはやりいには決まっているわけです。私は三百でなくたっていいと思うのですよ、それは。三百十でもいいし、その辺のところはやりいように、本当ならばそこまで実情調査してまでやらなければならぬ。だけれども、これは我々自民党もそうですけれども、もう法案を通さなければならぬ。これも本当は純粋な正しい議論じゃないのですけれどもね。

それで一對二未満のことについては、基本とするといふことの解釈、これは一對三に近くなければ一對二未満、こう考えるのではないか、このように私は常識的に考える。このところは余りこだわり過ぎて、これは最高裁の判例でも一對三まで認めているわけですし、地方議会では、この新聞を見ますと、十月二十二日の朝日新聞の記事ですが、愛知県と千葉県議選の最高裁の判決によりますと「定数格差五・〇二倍も適法」としてゐるわけですよ。

このことは、我々遵法精神というのは大事だけれども、しかし、国会というのは国権の最高機関

であり、国民主権ということをやったっているわけですから、国民の立場から考えたときに、その数字に余りこたわり過ぎるといかながかな、私はその一対二未満を基本とするということについて相当幅広く考えても許される、こう思うのであります
が、その点についてはいかがですか。

○佐藤国務大臣　今、過日に行われました県会議員の選挙の定数に関する判決についてお話がございましたけれども、県会の定数の特例区を設ける話とこれとはまた次元を異にする話だと思っております。

しかし、いづれにいたしましても、今日までの定数は正をめぐります。最高裁の判例等々の考え方も頭に入れつつ、かつ、やはり憲法の求める平等原則、十四条の平等の原則ということから考えますと、でき得る限り私たちとしては一対二未満にすることを基本とするというのが私たちの法律の考え方であります。

ただ、委員御指摘のように、それじゃそのために地域的な一体感も、歴史的な関係も全部断ち切つてやつていいかどうかということについては、最終的には審議会の委員の皆さん方がまず勧告をつくつてもらふということでございます、そこは総合的にまさに勸案をして出てくるものというふうに考えております。

○武部委員　この問題ばかりで余り時間をとつておられませんので、もう一度申し上げますけれども、例えば比例区について、全国一律では候補者の顔が見えないという議論がしばしばあります。今私がお話ししましたように、国会は選挙された国会議員により構成されるものであるということをも日本国憲法は示しているわけですね。憲法の精神は、国民はあくまでも政党を選ぶものではないと、はっきり私はこのように示していると思ふのです。したがって、国会議員を選ぶものであつて、二百五十人以上の候補者の選択というのは、これは容易でないですね。顔のよく見えない候補者を全国から選ぶということは、これは大変なことだと思ひます。したがって、ぜひこの比例につ

いても都道府県単位にすべきだ。都道府県単位であればよく見える。

また、さよふの新聞によりますと、昨日ですか、行革審の最終答申が出されました。その中で地方分権ということについて、その項目の中では道州制のことも指摘してあるわけですね。だから私は、先ほどもちよつと触れましたように、この選挙制度の問題はもう少し深く突っ込んだ議論を、これからの国家経営論、国土計画論、あるいは中央と地方、細川さんがお話している地方分権のイメージが実際にどういうことなのか、そういうことを踏まえて、これとワンパッケージで議論していくべきものだと思うのですよ。

そういう意味では、本来ならばもう少しじっくり議論してやるべきだ、こう思うのですけれども、しかし我々も国民に公約してしまいましたから、議論をやつてきて、いろいろと冷静に考えると、これは相当時間要るな、こう思っているのです。

ですから私は、きょう細川さんがいないからあ
ですけれども、何も責任にこだわることはありません
せんよ。この選挙制度の問題で、私は細川さんの
首をとろうなんというそんな考えは持っていない
のでして、むしろ、いろいろな問題が出てきたな
らば、今の区画の問題一つとってもさまざまな問
題があるわけですから、不明確な問題もたくさん
ありますよ。だから、ちよっと私の意見として述
べておきたいと思うのです。

そこで、今申し上げましたように、憲法の精神に基づいて国会議員を選ぶのだ、国会は選挙された国会議員によつて構成されるのだという考えからしますと、やっぱり有権者の皆さん、国民の皆さん方によく見えるところで選挙をするということになれば、自民党側が主張しているような都道府県にすべきじゃないのかなと思つてゐる。あるいは地方分権の議論を詰めていく段階では、道州制という問題が具体化すると思へばブロック、そういうようなことが私は適切じゃないかな、と思うのですが、このことについての見解をお聞かせください。

○佐藤国務大臣 委員御承知のように、有権者の皆さん方に比例代表の場合に候補者の名前があら

かじめわかっていて、そしてその政党に入れるというものについては、選挙された議員だということになっておるわけでございまして、何ら憲法上問題がないことは、もう既に参議院の拘束名簿式比例代表制で御承知のとおりでございます。

そして、二百五十名、顔が見えないと言われ、すけれども、今度は重複立候補ということがなされるわけでございますので、衆議院の小選挙区で戦った方が、どうしてもこの政党から見てこの人はふさわしいという人は比例代表の方に名前が出てきて、惜敗率によって当落が決まるということ

になるわけでありますから、かなり顔が見える比例代表になっていくとでございます。

それから、地方分権とのかかわり合いについて言われたわけでございますけれども、確かに私も自治大臣という立場でも、地方分権の問題はどん

政治改革は、きのうの議論にもございましたら
ない。

うに、この不況の問題、冷害の問題あるいは海外的な問題、ちよつと円は今安くなっていますが円高に關係するような問題とか、いろいろな課題があるわけでございます。そのもとになるところのあるわけでございます。政治の信頼性を高めるという問題はその根底にあるわけでございますから、私たちは地方分権の問題も非常に大事だと思っておりますので、早くこの政治改革というものをお互いになし遂げて、そして信頼される政治のもとをつくって、多くの政治課題に挑戦をしていくというのが今我々に課せられた責任であると思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○武部委員 それはもう社会党が野党の時代ではとても納得する話じゃありませんよ、もう区画の問題一つとっても、一対二未満の問題一つとりましても、比例区の問題一つとりましても、ただ、我々も今までの議論の経過がありますだけに、早くやらなくちゃいけないということについては、これは政府と同じだと思いたすけれども、しかし、疑問点は残しておいてはいけないということについては、やはり審議を精力的に進めていくということだろうと思うのです。巷間言われているように、十二日だとか何とかというようなことで区切つてやるということになれば、これはもう断じて許せない話でありまして、そのことだけは申し上げておきます。これは本委員会において問題点はきちつと説明する、それを積み残したまいいちやうというわけにはいかないとことを申し上げておきたいと思うのです。この問題について全く合点がいかないわけですが、問題点として指摘しておきます。

区画については、これは国会の責任において本来決めるべき性格のものでありますから、きちつと政府にあつてもまた本院にあつても具体的な基準というものを示して、この委員会なり審議会に諮問するというふうにするべきだということ、一対二未満の問題については、これはやはり区画画定が合理的に政府がおつしやるようになされることを大前提に政治判断をすべきだということ、特に比例にあつてはやつぱり顔の見え方ということ、国民、有権者の皆さん方第一に考えた都道府県単位でやるべきということがいかに重要であるかというところは私は今までの議論の中でははっきりしてきた、こう思うわけでありまして、このことを強く申し上げておきたいと思ひます。

それから次は、戸別訪問のことについてお話をさせていただきたいと思ひます。

私は、国会議員の皆さんすべてが体験していることであらうと思うのですけれども、戸別訪問がなぜ禁止されていたかということについては、こ

せん。また、なぜ自由化ということになったかというところについても議論がありましたから、あえて申し上げませんが、まず、一面識もない候補者や運動員等が、一々自宅や勤務先などに訪ねてくるというところは、これは有権者の立場からすると迷惑であることは少なくない、こう思うのです。さまたまなトラブルが予想されると思うのであります。また、当然のことながら、今まで禁止されている理由として、買収や利害誘導等の選挙の自由、公正を害する犯罪の温床となり得る、そういう懸念も感ずるわけでありまして、この点について取り締まりに当たる警察庁としては、これまでの経験から、今私が申し上げましたような心配はないか。

例えば、もっと具体的に話しますと、帰つてくれと言ってもなかなか帰らないという場合がありまして、選挙というものは、さまざまな議論がありまして非常に熱くなるわけですから、熱くなるわけですから、そんなときに、何かこれは犯罪の構成要件になるんじゃないですかね。

それから、今度自由化されれば、裏からこそそこそと来たり、あるいは親戚、知人を頼つてくるとかということじゃなくて、公然と二人、三人あるいは四人、五人、大勢で押しかけてくるという場合もありまして、それは善良な市民は大変なプレッシャーのかかる話でありますし、ましてや、例えば会社の社長が自分の部下の社員のところに来たときに、言うことを聞かなかったら自分の亭主の給料を下げられるんじゃないか、こういうふう

に思わないとは限らないのです。だから私は、取り締まりをするという立場で、今の段階でさまざまなトラブルや問題が出てくるような気がするのですけれども、取り締まりに当たる警察当局は私が今申し上げましたような懸念についてどのようにお考えか、御答弁いただけますか。

○垣見政府委員 お答えいたします。

警察といたしましては、御案内のように、違法

行為について法に従つて適正に措置するという立場でございます。

ただいま御質問のございました、戸別訪問が自由化されれば具体的にどのような事案や問題点が発生し得るのかにつきましては、選挙制度全体のあり方や選挙のやり方、有権者の意識にも関連することでありまして、現段階で予想したいところでございます。

（委員長退席、前田委員長代理着席）

ただ、一般論として申し上げれば、戸別訪問が自由化されて、それ自身が犯罪にならなくなったといたしまして、例えば戸別訪問をし、その場で物品や金銭を供与すれば買収罪に問われるというふうなこともございますし、また御指摘のよう

か、そういうことが一票に大きく影響しているんです。北海道五区みたいなあんな広いところはそれはできませんから、私は日本一理想選挙をやっているところだと思ひますよ。小さくすればなるほど、本当に洪水のごとくいろいろな人が出かけてくる。実際問題として、本人が来なければ奥さんぐらい顔を出せと言われるケースは皆さん方も体験していると思うのです。

そういう意味からも、戸別訪問の自由化の理由が、政策宣伝の機会として諸外国もやっているということだからといつても、私はこれは制限を加える必要があると思うのです、実際問題。このことについて政府はいかがお考えですか。

そのほかいろいろ御指摘ございましたが、戸別訪問に伴つて私生活が侵害され、迷惑を受けたというふうな状況が出た場合には、その内容によりまして違法行為ありと認められれば、法令に照らして適正に対処してまいるという所存でございます。

ただ、金による力とかいうことは当然規制をされ、また公的に掲示板の問題とかポスターの問題とか、一定の範囲内で選挙運動をやることになつていくわけでありまして、今の選挙運動でいきま

す。○武部委員 警察庁としてはその程度しかなかなか言えないのかもしれませんが、私は言外に、これが自由化されると大変なことになるといふことを取り締まり当局は感じているんじゃないか。いろいろと個人的な友人もおりますし、その話を聞きますとそういうことをよく申されますよ。これは今の御答弁で一応とどめておきたいと思ひます。

また、金による力とかいうことは当然規制をされ、また公的に掲示板の問題とかポスターの問題とか、一定の範囲内で選挙運動をやることになつていくわけでありまして、今の選挙運動でいきま

す。○武部委員 警察庁としてはその程度しかなかなか言えないのかもしれませんが、私は言外に、これが自由化されると大変なことになるといふことを取り締まり当局は感じているんじゃないか。いろいろと個人的な友人もおりますし、その話を聞きますとそういうことをよく申されますよ。これは今の御答弁で一応とどめておきたいと思ひます。

また、金による力とかいうことは当然規制をされ、また公的に掲示板の問題とかポスターの問題とか、一定の範囲内で選挙運動をやることになつていくわけでありまして、今の選挙運動でいきま

大変な国民的な批判になるような結果をもしまた
らしたような場合には、これはまた議会の中で議
論をして結論を得ればいいのではないかと思っ
ておりました。この際、候補者があるいは運動員が
じかに有権者に触れる機会をふやそうということ
でございます。

○武部委員 これは羽田副総理にも聞きたいとこ
ろなんですけれども、我々は、国会議員は国会議
員としての独自の任務があるのではないかと。今
やっているような公選選挙にエネルギーを費や
して、本来の国会議員としての使命や任務がおろ
そかになってしまつては問題ではないかというよ
うなことで、いろいろな選挙運動についてもさ
まざまな規制をしようという傾向にあるわけ
ですね。

そういうようなことから考えると、私はこの戸
別訪問はよほど、今自治大臣は、もしやつてみ
て問題が起つたならば、また撤回するというよ
うな話でありますけれども、これは余りにも国会
としては無責任な話でして、今も警察庁もはつ
きり言っているじゃないですか。いろいろな事犯
につながる懸念は一般論としてはある、こう言っ
ているんです。

一般論としてあるということは、今だつて、今
禁じられているときでもたくさんあるのですよ、
それは。ただ、なかなかその取り締まりも届かな
いから問題にならないケースが多いのですけれ
どもね。それはもう我々だって、はっきり言つて土
曜日の夜なんかはストロボを持って走るのです
からね。これはもう組合の皆さん方が個別に動
かすのですよ。恩師が子供のころへ来た、なか
かそれは、先生がわざわざ家に来てくれたとい
うことになれば、そう簡単に断れるというよう
なそういう日本の人間関係ではない。私は、イギリ
スとかヨーロッパとか諸外国と日本を一緒にし
て全面解禁にするということについては、極めて
大きな疑問を感じております。

これは自民党案は禁止でありますから、このこ
とについても与野党できちつと話をしてしるべ

く、私は将来のことまで言っているのじゃないの
です。今現実にも、もうさまたま我々が体験して
いる事象から無理だろうということも言っているの
ですよ。それはまあ自治大臣も選挙をやってお
られるのだから、おわかりのはずですよ。この辺
のところは、委員長が中に入るのかどうかわか
りませんが、与野党できちつと詰めて、私は修正し
てもらいたい、こう要求しておきます。

それから、次は政治資金の問題についてお尋ね
をいたしたいと思つてます。

このたびの政治資金規正法の改正については、
お金の問題はかなり具体的にきめ細かく規定し
ておりますが、私は、資金、お金にあらざる便宜供
与も当然対象にすべきでないか、このように思
うのです。金で受ければ規制され、人や物や労務
提供は規制しないというのはいかが、こう思
うわけでありまして、その点についてのお考えは
いかがですか。

○佐藤国務大臣 御承知のように、政治資金規正
法上、寄附というのは「金銭、物品その他の財産
上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他
債務の履行としてされるもの以外のものをいう」
ということが法の第四条第三項にされておるわけ
でございます。「財産上の利益」というのは、
金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭、物品の
貸与、さらに労務の無償提供もこれに該当する
というところは、かねてからこの法の解釈になつて
いるわけでございます。したがって、政治活動
に關しまして、事務所や自動車というものを無償
提供した場合にあつても、一般的には、いろんな
ケースがあるでしょうから断定はしませんが、
一般的には政治資金規正法上の寄附に該当する
ということと考えておるわけでございます。

今度の政府が出しました法案によりまして、企
業・団体等の行ひます寄附というのは、御承知の
ように政治以外でないということになつており
ますので、もしいろいろな団体がございます
政治資金規正法上規制されている団体ござい
ましたら、今委員御指摘のような、政治活動に關

して車や事務所を無償提供することは禁止をされ
ることになるわけでありまして、
あわせて、量的な規制もございまして、こ
のような寄附も、当然のことながら政治資金規正
法上の百五十万円を超えてはならぬという、当然
そこにもかかってくるわけでございます。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕
○武部委員 石田総務庁長官にお伺ひいたしま
すけれども、私もはい、公明党の選挙を見習
わなくちゃいけない、もう本当に、あれだけ情
熱かけて、朝から晩まで一生懸命やっていると
見て敬意を表しているのです。どこにこのエネ
ルギーが出てくるのか。私の後援会にも、三人
ほど創価学会の方が幹事長をやっていたとい
うのですけれども、したがって、まあさういふ
細かい話は差し控えたのでありますけれども、
これは非常に政治資金規正法にかかわる重大
な問題ですからお尋ねをいたしますので、ひと
つよろしくお願ひしたいと思います。

公明党の選挙は創価学会の施設を全面的にフル
動員しているというところの投書がありまして、例
えば創価学会の全国の会館施設が選挙の出陣式や
決起集会に使われているとあるものであります
が、そういう事実はございましてしょうか。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。
私も、選挙になりますれば、党はあるいは個
人はそれなりの選挙事務所を持って活動を展開
するわけでございます。これは政党もしくは政治
家個人の活動の基本的なあり方であらうと思
います。

創価学会は、御存じのとおり、これは宗教団体
でございますけれども、これはまた憲法の規定に
よりますけれども、いかなる団体も政治活動がで
きません。創価学会の方は創価学会の方として支
援活動をしていただいております。その問題が
やや混同されて伝わっておりますかと思ひま
す。宗教団体といえども政治活動はできるわけ

すから、そちらの方が自由なる政治活動をして
いく、あるいは支援活動をしていくということ
は、私は大いにあつてしかるべきことだと、この
ように思つております。

○武部委員 まあ私たちが時には神社とかお寺で
会合を持つたり演説会をやつたりしております
が、そのときには使用料も払つておるわけ
です。公明党さんは、創価学会の建物で演説会などをお
やりになったときには、対価をいただきますか、会
場使用料はお払いになっておるわけですか。

○石田国務大臣 今申し上げましたように、創
価学会は創価学会として、いわゆる選挙活動の自由
政治活動の自由というものはあるわけござい
ますから、そこで私どもが幕間にいさつに行く
ケースもございまして、あるいは独自のそ
ういった支援活動をする会合もあるわけござい
まして、そういう意味で、私はそれらの問題につ
いて対価を払うとか払わないとかいうような性
格のものではない。例えば創価学会が独自に支
援活動の会合をするのであれば、それは創価学
会の経費の中で行われるべき筋合いのものであ
るうわけでございます。

○武部委員 まあおっしゃる通りに、単なるボ
ランティアであるということ、あるいは宗教団
体が政治活動の自由が保障されていることは承
知しておりますし、我々もいろいろと御協力いた
だいておりますから、そのことは私は特に問
題視してはいるわけじゃありません。

例えば、ここにも資料があるのですけれども、
これは都議議員の資料で、えらいもう事細かに、
これは勉強になると思つて見ているのです。こ
こに青年部の人たちが裏選対事務所を構えて、二
四時間体制で選挙を取り仕切つておるという
ですね。五十数人の候補全部に数カ所ですから、
これは大変な会館の数ですね。本来宗教目的のた
めの建物に専従の選挙スタッフがあり、建物が選
挙専用と言つても過言でないと思はれるぐら
いに使われているという、選挙の時点ではそ

があると、こう指摘されているのですが、その場合には公明党さんは対価を払っておりますか。

○石田国務大臣 それはただいま御答弁も申し上げましたように、創価学会は創価学会としての支援活動をしていらっしゃるわけですが、私には、私は、そういった裏選対とかいうような筋合いのものではない。学会は学会としてのそういう支援活動の体制を組んでおられるわけですが、それから、そういった意味で、政党がそういった宗教団体に対して対価を払うとか払わないとかいう問題ではないかと思うのです。また、いろいろな各種団体におきまして、あるいは労働組合が何々党を支援をする、かなり積極的に支援をしていらっしゃる。そういった問題に対しては候補なり政党なりが対価を払うというようなことは私にも意味で、ごく一般的に行われている行動の範疇のものではないかと存じます。

○武部委員 私は、創価学会のことだけを言っているんじゃないかと、お話しのとおり、労働組合の例もありますね。例えば、これは警察庁に聞いておいた方がいいかと思うのですけれども、官庁の掲示板に常時、国会議員なり立候補予定者のポスターを掲示していますね。これは事前運動にはならないのですか。また、それに類したことで、我々の場合には警察に呼び出されたことがあるのですけれども、実際の取り締まりはどのようになっているのですか。これは委員長のお話のとおりで、警察庁にお聞きしたいのですが、どうですか。

○垣見政府委員 お答えいたします。個別の事案についてそれぞれ事実即して判断をするべき問題でございますけれども、今御指摘のあったようなケース、一般論で申し上げれば、政治活動の範囲内であれば問題ないというか、一般的には問題ないケースが多いかと思えますけれども、それはもう最初に申し上げましたように、個別のケースについて、それぞれの事実に基づいて判断をすべきものというふうに考えております。

○武部委員 私は、企業・団体の資金面の出入りの明確化ということと同時に、今ここで議論しているのは便宜供与のことと、これもきちっと政治資金規正法の中で明確にすべきだという前提でお話ししているのです。公明党の石田委員長にもう少しお尋ねしますので、お許しください。

例えば、今創価学会は創価学会なりにやっていると、だからこれはボランティアだとおっしゃって、おられますけれども、ここにある資料を、時間があれば少しまた突っ込んでお話ししますけれども、例えば会館の電話やファクスが選挙専用で使われている。これは、いかにボランティアであつてもかなり膨大な負担になると思うのです。選挙のため、また支援のため会員に作戦や日程の資料が配られる。紙代やコピー代も相当なものだろうと思うのです。

これはなぜ私がお話しするかというと、ここに細かいこと、全部読んだら大変ですよ、これ。これはもう事前、例えば、投票日告示前から都議会選挙重点区情勢、目黒区、渋谷区、ずっとこうそれだけの情勢分析をしているのです。それから転入者、転出者まで追跡をする。不在者投票についても書いていますし、青年の駅頭の集会から、相当綿密に、これが単なるボランティアとは我々の理解では考えにくい資料があるわけですよ。

事前ポスター、現地到着日六月二十六日、テープ六月二十四日、はがきからイメージポスターから法定ビラから、もう枚数から何から、えらいきめ細かくやっているのです。それが各地の会館で行われている。日程から何から、どこで動行会だとかゴールド勝利隊とか、我々もそれぞれ選挙のときにはいろいろな部隊をつくってやりますけれども、私は、このことはまさに裏選対と言つて何だろかな、こう思うのです。したがって、当然この創価学会の建物、あるいは電話を、コピーを、創価学会の許可なしに個々のボランティアではやれないのではないかと、このことについて一度御答弁いただきたいと思いますが、対価を払つたり創価学会の許可なしにそういうようなこと

とが行い得るのかどうか、本当にボランティアとしての考え方で限定できるのかどうか私は疑問に思っているわけですが、これは組織が許可し、組織の施設を使い、建物、電話、ファクス、コピーなどの経費をあなたの党は正当な対価を払っておられるかどうか、お聞きします。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。先ほどから再三申し上げておりますように、私どもは私どもの方として、いわゆる政党は政党としての政治活動、選挙活動がござい。個人もそうでございます。また、団体は団体としてさまざまな政治活動があり、選挙の支援ができるわけでございますし、それが憲法の規定によって保障もされておりますし、またその他の選挙に関する法律上におきましてそういうこと、その規制は特にならぬわけでござい。それが多少、非常に熱心にやられているというだけで違法性があるというふうにお考えになるのはちょっと筋が違ふのではなからうか、このように存する次第でございます。

そういう量の大きさの問題ということになりますれば、いろいろな団体がそれなりのまた信ずる政党なり議員を支援活動しているわけでございますから、その本質がいわゆる違法であるかどうかの問題を討議すべきであつて、量の問題で適否を判断すべきことではなからうというふうに思います。

○武部委員 先ほど自治大臣からも御答弁がありましたけれども、便宜供与についてはこれは寄附という扱いであつて、それはきちっと届けなければならぬということをお話しされました。実際に、脱法行為というが、お金の問題もそうです。今ゼネコン疑惑の問題についても、これは政治資金規正法にかかわる問題じゃない。裏金ですね。そういう裏金であつて、国民に対して背信行為として問題視されているわけなんです。したがって、私は、今委員長がお話しされましたけれども、これは皆さん方全部わかつているわけでありまして、我々も別な形でいろいろ御協力

いただいていることもあるわけでありまして、けれども、しかし政治資金、金を規制するということであれば、やはりこの立法の趣旨に照らしてこういう便宜供与についてもきちっとしていく必要があるんじゃないか。今のような、委員長は、これはボランティアの範囲だと、違法性はないということをお申されておりますけれども、私は、これは全国換算すれば相当膨大な金額になるであらう、こう思うのです。自治大臣のお考えはいかがですか、本件について。

○佐藤国務大臣 答弁するに当たりまして、今委員は創価学会の例を出されましたけれども、具体の例について私が実態を把握し、それをどう見ると、具体の例については避けさせていたいただきたいと思ひます。

ただ、一般論といたしまして、お互いに候補者になれば、無償の提供を受けた場合には、これは時価に換算をいたしまして、選挙管理委員会に出す選挙運動収支報告書に寄附及び支出ということと計上するというのが正しいやり方であり。また、今委員御指摘になったように、そういう形態が選挙事務所であるのかどうかというの、これはまた具体の例にならないとわかりませんので、私の方からは、これは答弁を差し控えていたいただきたいと存じます。

○武部委員 具体的なお話をすれば、これは切りがないといいますが、本当はそこまで話をしなければならぬ問題でありますけれども、いざいざにしても、私は委員長にはちょっと失礼だったかもしれないけれども、私が取り上げたのは、これは労働組合もそういう問題があります。また我々自身も反省しなければなりません。秘書でありまして車でありまして、いろいろな便宜供与を今までは受けてまいりました。これは今までの法律によれば許される部分も数々あったわけでありまして、けれども、しかし、政治腐敗防止ということが政治改革の一つの大きなねらいであります。そうならば、資金についてはかなり細かく規定してい

るわけですね。

しかし候補者や政治家からすれば、一万、二万の金をもらうよりも、会社ぐるみ、あるいは別の立場からすれば組織ぐるみで支援を受けることの方が、これは届け出もいろいろ簡便でありますし、むしろやりやすい。いわばざる法になるという心配があるわけですね。しり抜けになつてはいけないというところで私は指摘しているわけでありまして、この問題については金だけではなく便宜供与もガラス張りにするべきだ、そういう意味では政治資金規正法も修正すべきだ、このように考えるわけでありすが、いかがですか。

○佐藤国務大臣 これは、言われている趣旨は私たちがよくわかり、御説明申し上げましたように、寄附というものは何も金銭だけではございませんと、便宜供与も入っておりますというところは申し上げてきたわけでございます。ただし、会費とか党費等はもちろん別でございしますが、それにかかわる便宜供与ということにつきましては、今御説明申し上げましたように、当然政治資金の報告書の中に入らなければいけないこととございします。で、私たちとしては十分それで対応できる。

ただ、具体の、今委員御指摘のようなことについてどう対応するかは、この法律の中で司法当局が対応するということになりまして、今度は、政治資金規正法上の届け出が誤っている場合には、極端な場合にはお金を返さなきゃいかぬ、あるいは公民権停止になるという非常に厳しい罰則もつけておりますので、これで対応できるのではないかと考えております。

○武部委員 私は、先ほど具体例については答弁できないという自治大臣のお話でありますし、今はまた司法当局というようにことで、野党時代の社会党さんじゃそんなことで引き下がりませんよ、これは、これではパンクですよ。

私はまだまだ話したいことはあるのですよ。例えば石田委員長にも、これはもうボランテアであつて違法性はない、こうおっしゃるなら、我々としても、宗教団体が非課税であるということに

ついてもいろいろこれは問題にしないかならなくなってくるのですよ。やはり国民の前に疑いの持たれるようなことはきちつとしておくべきだ。司法当局なんて、今法律をつくっているわけじゃないですか。これから与野党でいろいろな協議もできるわけじゃないですか。なぜこの問題についてもう少し明確にできないのですか。もう一度御答弁ください。

○山花国務大臣 今御質問の中で、なおこの法案によつて整備をという御意見ございましたけれども、御指摘のような問題について法的確な運用いかんということにも関連してくると思います。

今自治大臣も答えましたとおり、既に政治資金規正法におきまして、御質問の便宜供与等についてはかなり厳しい規定がつくられておるところでございます。加えて、今回の法改正とのかかわりで申しますと、企業・団体献金につきまして個人に対するものが禁止されたということから、企業・団体等から御指摘のような便宜供与を受けることはできない、こうしたことについて明確になったところでございます。

同時に、そうしたものに對する処罰といたしましては、連座の拡大ということがおよそ三項目、大きな柱としてございまして、まず第一は枠の拡大の問題、要件の強化の問題、そして罰則の引き上げの問題、この場合には、違反いたしました立候補の制限ということまでかかってきているわけでありまして。

したがって、従来の法律に今回の新しい規制といたことを加えてくるならば、かなり厳しい内容になったものと考えている次第でございます。まずこれをというのが提案者の気持ちでございます。

○武部委員 今お話がありましたけれども、運用、運用と言つていますけれども、それだったら政治資金、金の問題でも、政治改革なんて各政党がきちつとやれば、私はもう七割、八割できると思うのですよ。それができなかったわけですね。それで、今の具体例についても自治大臣も明確

な答弁をされない。私も、石田委員長とか創価学会を特別問題視して言っているのじゃないのです。この便宜供与という問題が脱法行為になり得る、そういう重大な問題をやらんでいる。ボランテアと実際の裏選対と境目がはっきりしない事例が数多くあるじゃないですか。それは皆さん方も選挙をやっているからわかるはずですよ。

私はこのことは、自民党はこの件についてどうお考えですか、それも聞いておきましょう。

じゃ、時間がないから結構です。私も自民党です。

時間が経過いたしましたけれども、私は最後に申し上げたいのは、何も審議引き延ばしするつもりは毛頭ありません。国民の前に公約をしているわけですから、それは政治改革関連法案は一日も早く結論を得るべきだ、こう思います。しかし、一日も早く結論を得るべきではあるけれども、今申し上げましたような問題、時間があれば私はあと、いろいろなデータもあるわけですから、私一人でも一時間でも二時間でも議論してみたいと思うことがあるのです。これは国民の前に疑問点を残さないで結論を得ることが悔いを残さないことになるんじゃないか、こう私は思っております。

ですので、ぜひこれは委員長においても、この政治改革論議、さらに議論を煮詰めていただくように、時日を区切つてどうこうするというようなことのないように、そのお取り計らいを要望、要求しておきます。また、各党の皆さん方にも、ぜひそのように慎重に対応をお願いしたい。

以上で終わります。

○石井委員長 武部君の質疑は終了しました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安倍晋三君。

○安倍(晋)委員 まず、企業・団体献金の問題についてお伺いをいたします。

言うまでもなく、今回の政治改革論議の発端は、政治と金にまつわるいろいろなスキャンダルにまきメスを入れよう、こういう構造を基本的に変えていこうということが発端であり、また今回の政治改革の大きな柱の一つであるというように私は認識をいたしております。

その中で、まず政治の基本論の認識を私はお伺いしたいと思うわけですが、政治に参加する単位はあくまでも個人なのであつて、企業・団体は政治に参加する単位であるべきでない、そのようにお考えなんですか。山花大臣に御答弁をお願いします。

○山花国務大臣 政治参加の単位ということについて、一般論で申す場合と、それから具体的な選挙権という場合で論ずる場合では少しく違う側面があるのではなからうかと思っております。

後段の問題につきましては、企業の選挙権ということにつきましては一部議論があることについては承知しておりますけれども、これはなかなか認めがたいのではなからうかと思っております。

前段の一般論ということになりますと、それぞれの団体、これは政治団体等についてもわかりでありますけれども、それぞれの我が国の企業等をも含めた自然人ではない法的な人格を持つものについても、一定の許容される範囲、法的な規制がある場合もあるし、あるいは倫理上の規制がある場合もありますけれども、そういうことは当然あることを前提にいたしまして、政治に対して発言する資格というものは持っている、こういうように考えております。

○安倍(晋)委員 わかりました。

それであれば、現在、経団連や経済同友会が経済問題についていろいろな政治的な発言をなさつておられます。あるいは保守二党論に踏み込んで発言をしておられますが、こういう活動という

のは当然であるというようにお考えでございますか。

○山花国務大臣 御主張のとおりだと理解しております。

○安倍晋三委員 憲法第二十一条は結社の自由を保障しておりまして、これは組織人格として行動できるということでありまして、ある体制やある政策を団体として支援したり批判することが基本的に許されているということであるというように私は認識をしているわけであります。憲法が結社の自由を保障している以上、経団連や労働組合の政治活動が認められるのは当然であるというようにお考えになつておられるということではございませんか。

○山花国務大臣 一般論で申せば、御指摘のとおりだと思っております。

○安倍晋三委員 その政治活動の一環として経済的な、金銭的な支援を行うことは、これはどうなんでしょうか。

○山花国務大臣 今御指摘のテーマにつきましては、これまで裁判所の判例等をも含めてさまざまな議論がされてまいりました。政府として今回法案化した考え方にはつきましては、そういう議論の中で、企業・団体献金の問題については政策論としてどう取り扱うか、こういうように考えているところでございます。

政策論として、最近の政治改革のたくさんあるテーマの中でも柱となっている政治資金の規制、近年相次いでいる腐敗事件に対する、とりわけ最近の自治体にも及んだゼネコンの疑惑等々などを考えた中で、政策論として、今回、企業・団体献金の禁止にまで踏み込みたい、こうした気持ちで出したものでございます。

○安倍晋三委員 もう一度確認をさせていただきます。企業・団体献金について五年後に政府案としては見直すという方向である、しかし、社会党としては基本的には五年後の見直しというのは全廃である、その方向で党として努力をしていくということ

とでございますか。

○山花国務大臣 今、答弁は閣僚としてさせていただきます。ただいた次第ですが、党の政策というところにつきましては、党としては従来、他の野党の皆さんとともに、かねてから企業・団体献金禁止の問題について幾度か法案を提出してきた経過がございます。一定の期間を置く、そして公的助成と引きかえに等々の議論もありましたけれども、最終的には、最近におけるこの解散前の国会におきましては、今御主張のとおり、他の野党の皆さんと協力をして、企業・団体献金を直ちにやめるべきであるということを中心とした主張を行ってきたことについては御指摘のとおりでございます。

そうした中で、解散・総選挙、選挙の審判を受けての連立政権の樹立、そしてその大きなテーマとなった政治改革の問題、こうした流れの中で、今、党としても連立政権における合意を尊重して、そしてその合意に基づいた政治改革四法についてその成立を目指す、こういう姿勢については今確立しておる、こういうように承知しているところでございます。

○安倍晋三委員 ただいま御答弁いただきました。我が党としては、当然、節度ある企業・団体献金は認められるべきだということに考えております。大臣の御答弁では、基本としてはもちろんそのとおりではあつても、政策としてはもちろんるべきであるというようにおっしゃったわけでありますが、しかし、政策として考えるということであれば、腐敗が起らないように、節度ある献金は一体どれぐらいなのかという議論をすべきであつて、全廃というのはまさに基本論で、これは全くいけなないんだ、許さなないんだということにかなるのではないかと申すわけでありまして、自治大臣にお伺いをしたいわけでありまして、企業は法人格として法人税を払っているわけでありまして、参政権なきところに課税なしという言葉があるわけでありまして、当然、選挙権はないわけでありまして、社会的存在として法人格が認められ、税金も払っているわけでありまして、当然、

政治的に発言する権利もあるのではないのでしょうか。ですから、その意味において、政治献金という経済的な援助という形で政治に参加が認められるべきではないでしょうか。それがだめなのであれば、全くゼロであるということであれば、法人税も取るべきではないんです。どのようなお考えでしょうか。

○佐藤国務大臣 今までの山花政治改革担当相との間のやりとりの中で答えは出ているのではないかと申すんですが、一般的な意味での政治活動というのは禁止をしていないことは、今、山花大臣も言われたとおりであります。したがって、減税の問題なりその他の政策の問題については経団連が発言をなさることについては、これは何も禁止をしていないわけでありまして、

しかし、今までも政治改革の発端となりました企業・団体の献金と政治家の問題がいろいろな腐敗を呼んで、残念ながら日本の政治というものが大変不信の極に達しているという状況の中で、企業・団体献金というのは一定の節度を持つべきではないか。なるがゆえに政党のみ認めるということにしまして、他の政治団体には禁止をするという政策的な判断が必要であるというものに立つたわけでございます。

したがって、法人税の問題は、いわば一般的な企業としてそれを発言されることは自由であり、また、社会的な存在として政治活動も、あるいは法人税もまた払っていただくということで、それと、企業が政治を汚すというまで企業・団体献金をしていいということとは次元が違ふことであるというふうに考えたのが今度の法案でございます。

○安倍晋三委員 今の御答弁をいただきました。つまり企業・団体が政治を汚す、どの程度であれば汚すかという議論、節度ある献金にすべきだという議論、それと、全く将来は全廃をしていこうという意思というのは、私はかなり大きくかけ離れているのではないかと申すわけでありまして、しかし、この問題についても、このままずっと議論

をいたしておりますけれどもいかがなわけであり

ます。しかし、私が絶対に指摘しておきたい点というのは、今まで何回も起こってきた不祥事、これはほとんどやみ献金において事件が起こってきたわけでありまして、正規のルートを通つた政治資金そのものが贈収賄、わいろであるという認定をされたというのはいくらもありません。ですから、こゝは、私は基本的な問題を見誤っているのではないかと申すを得ないと思つてお

ります。日本の企業体というのは、欧米の企業体と違つておりまして、株主の総意を代表するということが、従業員共同体という意味があるわけでありまして、従業員共同体、従業員の総意として政治に参加をする。その参加の仕方として、節度ある範囲内であれば私は当然政治献金も許されるべきであり、そのことが、法人格という人格を認めている以上、国民全体として政治を支えていくという中で大きな機能を果たしていかなければいけないと考えております。

続きまして、公的助成に関連して御質問をさせていただきます。政党というのは権力と相対峙する存在でなければいけないというのは、政党内であれば当然持っているけれども、政党内で、過去のいろいろな経緯、そういう不祥事から万やむを得ず公的助成を導入しようという決意がされたわけでありまして、我が党の議論の中で、やはり権力と相対峙する存在である、そういう厳しい議論の中で、できるだけ抑えていこうということであつた額が出てきたわけでありまして、しかしながら、公的助成を導入する以上、選挙において政党が前面に出て政策を中心に戦つていく、これは当然なことであるわけでありまして、

イギリスの小選挙区におきましては、かなり細かい政策についてもすべて提示をするわけでありまして、しかしながら、日本ではまだまだ初めてで

あるわけでありまして、当然、基本政策については国民の前にそれを示し、我が党は何を求めているのか、何を指すのかということを示唆をしなければならぬわけでありまして。

そこで、山花大臣にお伺いをしたいわけでありまして、外交政策、安全保障政策は、政党が取り組まなければならない最も重要な政策であると考えておられるでしょうか。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

○山花国務大臣 御指摘のとおりでございます。自民の連立政権をつくらうと合意をいたしました際に、御指摘のテーマにつきましてもやはり国民の皆さんが最も関心をお持ちのテーマである、まずこの点については、その場合の連立政権の合意、考え方を明らかにしたいということで、これまでの国の基本政策についてはこれを継承する、こういう合意を内外に発表して選挙にも臨んだところでございます。

○安倍(晋)委員 ということは、自衛隊をどうするかという政策、どう取り組むかという姿勢をいうのは、当然大きな基本政策の一つとお考えでございますか。

○山花国務大臣 御指摘のとおりと考えてまいりました。

○安倍(晋)委員 今回のことにつきましては私もどうしても納得がいかないわけですが、既に同僚議員が質問をいたしておりますのでそれはさておきといたしまして、今度のこの新しい選挙制度が施行されたときにどのような態度をとるかということ、私は、まさに小選挙区比例代表並立制を施行するに当たって、基本的な前提になるのではないかと考えております。

ということ、社会党といたしましては、連立政権を前提として選挙戦に、また、現在の連立政権を前提として選挙戦に臨まれるということでございますが、今まで大臣御答弁のように、連立政権の一員としては当然自衛隊は合意であるということ、国民に選挙において訴えられるわけござ

いますね。

○山花国務大臣 幾度かこの問題についてもお答えさせていただいておりますけれども、今回は連立政権についての合意を内外に発表し、また、政権成立後さらに具体的なテーマについても合意をいたしまして、これを明らかにしております。その合意を守るというのが、今日の連立政権に対するもろろん閣僚の立場であるし、党の立場でもございます。

次の選挙の場合どうなるか、この場合には先の予測ということになりますけれども、その際改めて連立・連合政権ということが大きなテーマとなった場合には、この間の細川政権の実績ということについてそれぞれの党が十分総括をした中で新たな連立政権あるいは連合政権の合意をつくるということ、当然その時点でそれぞれの党の選択ということになってくると思っております。たまたま私に対する御質問ですけれども、社会党としてもそうした姿勢をとるものと承知をしております。

○安倍(晋)委員 もちろん予測においてなわけですが、このまま細川政権が大変な国民的な高い支持率のもとに選挙戦に臨んだときに、連立政権を恐らく七〇％が支持していた場合、当然今までの姿勢を継続されるわけでありましてね。

○山花国務大臣 そこでまた細川政権と例えば同じ、ほぼ同じ枠組みということで、非自民の体制をもつてさらに連立政権を続けていくということになれば、当然御指摘のようなことになることが予想されるということだと承知しております。

○安倍(晋)委員 しかし、選挙でございます。当然我が党が圧倒的過半数を制するということもあり得るわけでありまして。そうなるときに、当然、社会党としてはもう連立政権の一員ではなくなるわけでありまして、本来の党の主張であります。自衛隊は憲法に違反をしているというまさに本来の主張に戻られるというように理解してよろしいのでしょうか。

「我が党の新しい安全保障政策」、一九九一年一

月三十日―二月一日の間に開かれた定期全国大会で採択された中に、「現存する自衛隊が違憲であることは明白だとしても」ということを書いてあるわけでありまして。ですから、当然、社会党が野党になったときには、本来の主張である自衛隊は違憲ということになるわけでありましてね。

○山花国務大臣 今委員御指摘の、九一年の恐らく大会ですか中央委員会、どちらかだとも思いますけれども、自衛隊の実態は違憲であるけれども、これを直視してこれから自衛隊の問題にアプローチしなければならぬ、全体はそういう構成だったと思っております。その前に、八九年に連合政権についての政策を発表しているところでありまして。

八九年の九月、当時は土井委員長時代のすけれども、連合政権の政策として、領土、領海、領空の防衛に厳しく任務を限定した自衛隊という考え方を明らかにしております。万一侵略行為などの事態が発生した場合、連立政権は国民の生命財産を守るため、限定的に自衛隊を行使する目的で自衛隊を運用することは当然のことである、こういう趣旨の連合政権の政策を発表しているわけですので、この考え方は、また時とともにこの内容自体が連立政権、連合政権についての考え方で変わるかもしれないけれども、基本的には、将来ともこの土台の上に党の考え方というものが進んでいくものと私は承知をしております。

○安倍(晋)委員 今私が聞いていたのは、社会党が野党になったときには自衛隊は違憲であるということ、それを言うかどうかでありまして、その八九年のときの、連合政権を目指してということ、私はお伺いをしているわけではございません。ですから、今までの了解では、今の細川政権が続いて、その今の細川政権の中の一員として政権をとろうということでは、国民に対して、自衛隊は合意であるという主張をされる、他方、社会党が野党になった場合はもとに戻られるというように了解していると思うわけでありまして、社会党は、次の小選挙区比例代表並立制の選挙に臨むに際しまして、

政府案五百名の過半数以上、二百五十名以上立て、立候補者を出す意思はありなんではないでしょうか。

○山花国務大臣 端的に申し上げて、党の本部の決定事項ですので、党の責任者をおりた私が今確定的なことを申し上げる立場ではございません。ただ、まずは常識的に考えまして、二百五十名以上、日本社会党が単独で各選挙区に候補を擁立するということ、なかなか困難ではなからうかと考える次第でございます。

○安倍(晋)委員 ということは、社会党単独政権ということ、そもそもまあ放棄をされるということでございますか。

○山花国務大臣 今の、なかなか困難であると申し上げたところは、少し正確ではなかったかもしれませんが、その二百五十名を目指すということについては、最大限の努力を行うということでございます。また、ただそこでは、もちろん政党です。単独政権を目指すというのはそれぞれ政党の目標だと考えています。直ちにこの次の選挙で日本社会党だけで二百五十名をとり、比例区でも単独で過半数に足るだけの議席をとるというところ、それは目指しながらも、直ちにそういう状況になるということについては、予測としてはなかなか厳しい条件があるのではなからうか、こう思っております。

○安倍(晋)委員 ということは、まあ立てるといふこともありますが、当然、全員が当選する可能性もあるわけでありまして。すると、社会党単独で政権をとられた場合は、当然、社会党本来の政策であります自衛隊は違憲であるということになるわけでありましてね。

○山花国務大臣 社会党といたしましては、これまでの長い野党としての歴史と、そしてそこでの反省、教訓ということから、単独で政権をとるというところは、これは保守等の場合にも同じように難しい今の状況ではないだろうか。国民の価値観がこれだけ多様化し、そして現実とそれぞれの政党があるということならば、単独政権というよりは、むしろ連立政権、連合政権の方向とい

うものを選択してきたわけでございまして、こうした状況というものは、これまでの十数年来の、とりわけ激しい時代の経過などを振り返りまして、直ちにこの数年後にその状況が変わって、たちまちにして単独政権を目指すという方針が出てくるだけの世の中の状況というものもなかなか予測がつかないところであるし、また同時に、今先生御質問のところを端的に答えますと、そういう問題については、その時点までの蓄積というものを土台としてその次の方針が出てくる、それを党で決定する問題、こう思っております。

○安倍(晋)委員 今、その時点までの蓄積という御答弁でございました。その時点までの蓄積を考えれば、いろんな文章、論文を拝見させていただきまして、恐らく連合政権であれば自衛隊は合憲であり、社会党が野党になった場合は違憲である。そして、しかし選挙ですから、例えば二百五十一名立てれば二百五十一名当選する場合もあるわけでありまして。当然そう言った場合は、社会党単独政権の場合は自衛隊は違憲である。ということとは、国民に対して、先ほど大臣がおっしゃった、大変重要な基本的な政策である自衛隊が合憲か違憲かという問題について、選挙に際して、当然、小選挙区比例代表並立制においては、選挙に際して政党がどういう政策、基本的な政策を掲げるかというのが大きき焦点になり、また大臣も、自衛隊も当然その中に含まれる大きな政策であるとお認めになったわけでありまして。

そうすると、社会党としての国民への問いかけは、連合政権パージョン自衛隊合憲、社会党野党パージョン自衛隊違憲、社会党単独政権パージョン自衛隊違憲ということになるのではないかと思うわけでありまして、じゃ自衛隊が合憲か違憲かという判断をする政党を重視して投票しようとする人はどうすればいいのでしょうか。そういう有権者に対してどのようにお答えするのか、大臣から御答弁いただきたいと思っております。

○山花国務大臣 今、安倍委員は図式的にこう整理されたわけでありまして、現実政治の場では、そう図式ですべて整理し切れるものではないと思っております。

同時に、過日の選挙におきましても、私も社会党が当時主張しておりましたこと、当時私は委員長でしたからいろいろ御質問等も受けましたことは、連立政権といつても、自衛隊の実態は違憲である、自衛隊違憲論争ということについては、そこだけを議論しておくときではないのではないかと。さつき申し上げましたとおり、八九年の連合政権の合意以降、党としても当時から一つ一つの議論を積み重ねてきたわけでありまして、違憲・合憲論に埋没してそこだけの議論をするのではなく、現実存在する自衛隊を直視して、そして世界の平和と軍縮の流れに沿ってこの問題に対してどう対応するか、こういう理論的な整理も続けてきたところでございます。

私は、そうした観点から、委員長就任に際して創憲論という形で問題のテーマを取り上げましたし、また現在、九三年宣言におきまして、また新しい党の政策というものも内外に発表して国民の審判を得たい、こうした気持ちで作業を続けていくわけでありまして、そうした毎日のように努力をしているテーマでありますから、何年か先のところというのは、そういう九三年宣言がどうなるか、先にどうなるか、そういうことを踏まえて、ですから私たちはその間の実績というものを土台にして、その時点における政党本部の選択があるだろう、こう申し上げましたのはそうした意味合いでございまして、図式的に整理してこれだからと、こういう格好のものは現実政治では少しく当てはまらないのではなからうか、こう思っております。

○安倍(晋)委員 私は、選挙に際して政党が国民にわかりやすく図式的に表示して、この政党は何を目指しているんだということをはっきりと明示するのがむしろ本来の方法であって、政治は現実であるからわかりにくいということに私は逃げてはいけない、特に選挙に際してはそれが厳しく問われなければならないと思っております。

自衛隊の問題については以上で終えさせていただきたいと思いますが、自衛隊と同じように、やはり日米安全保障条約、これも我が国の基本的な政策である、そのように私も私どもも認識をいたしております。

今回、社会党は選挙公約におきまして、安保条約の軍事的側面を薄めていくというように言っておられるわけでありまして、八九年の先ほど引用されました土井ビジョンの中で、先ほど委員長が自衛隊について引用されたわけでありまして、その中で、「日米安保条約を維持し」とは書いてあります。しかし、「非核三原則の厳格な適用、日米共同作戦の中止、米軍基地の縮小、撤去を進めることを明言する。」「日米地位協定を見直す」ということを言っておられるわけでありまして。先ほどもこの八九年の連合政権を目指してという文書を引用されて、それも踏まえて、恐らく今回の連立政権に際して国民は判断をされたというように私は受け取ったわけでありまして、この安保条約については、八九年ではこのようにはっきりと宣言をされたわけでありまして、当然、社会党に對して一票入れた方は、社会党はこのように行動をとるであろうと思われたわけでありまして。少なくとも、日米地位協定を見直すという努力を今されているわけでありまして。

○山花国務大臣 まず、基本的な安保条約の問題について御質問いただきましたけれども、外交に關するテーマは、国家間の条約でありますから、これは連合政権の場合でも連立政権の場合でも、国家間の条約を尊重するというのは、いずれの場合でも、そしてまた、我が国だけではなく、いずれの国における政権交代の場合にも、当然の前提となるべきものと思っております。御指摘の文章を含め、今回の連立政権の合意につきましても、そうしたごく当然の事柄について明記したものと思っております。

地位協定の問題についても、やはり既に取り決めてあるものについて、これを政権が交代したからといって直ちに廃棄ということにならない、そのことを尊重することは当然の責任であると思っております。そして同時に、そうしたテーマについてよりよき方向にというのは、今回の合意におきましても、憲法の理念を尊重して平和と軍縮のために責任を持つ、世界の軍縮の流れに対して、あるいは平和のテーマに対してどうかたえるかというところについては、堂々議論をし、努力をすべきテーマではないか、こう思っているところでございます。

○安倍(晋)委員 今、私がお聞きをいたしましたのは、この条約である安保条約に対して、まずこれを継続していく、しかし、内閣に入ったからは、当然今おっしゃったこと、かつて、八九年に宣言をされたこと、日米地位協定を見直すと言言をされておられるわけでありまして。また、日米共同作戦は中止をすると言言をされておられるわけでありまして。かつ、非核三原則の厳格な適用、非核三原則の適用は、事前協議事項を活用して、日米交渉を積み重ねると言っておられるわけでありまして。

特にこの非核三原則、先ほど今までの積み上げという御答弁をされたわけでありまして、しかしながら、我が党の合馬議員の質問に対して、大臣は、戦術核が我が国に持ち込まれているということはない、厳格に運用されている、藤山・マッカーサー口頭了解の中で、当然、戦術核の持ち込みは事前協議の対象になるということであって、事前協議がない限り持ち込みがないという判断に今度は一転して私は変わったのではないかとと思わざるを得ないわけでありまして。

もう一度確認をさせていただきます。まず、先ほど申し上げました日米地位協定を見直す、米軍基地の縮小、撤去を進めることを明言する、日米共同作戦の中止、これは大変な私は外交問題に発展する、当然発展していくべきものだと思っておりますが、このことについて、例えば総理大臣、外務大臣と既に協議を始めておられるのでしょうか。

○山花国務大臣 直ちに協議を行うというテーマ

ではなく、そうした問題について議論をする、それぞれの党内の議論も含めて連立与党でも議論をする、こういう場面は将来あり得ることだと思っておりますけれども、そうした中で合意を達成するそのポイントというものは、週日のあの基本政策の合意ということと尊重するということになると思っております。

今、非核三原則の問題についても、ちょっと御質問、引用していただいた分については、私がストリートに答えた部分だけではなく、総理その他が答えたものについて、その後私が答弁に立ったという部分などもあるわけでありまして、したがって、部分部分ではなかなか明確でないというところもあるのではなかったかと思っております。

この外交、防衛などの国の基本政策について継承することを連立政権を構成する与党間で合意したことについては、もう繰り返し申し上げているとおりでして、この中には、非核三原則と安保条約についての見解も含まれていると思っております。したがって、いかなる核兵器の持ち込みも日米安保条約の事前協議の対象であり、そのような事前協議が行われない以上、外国、米国による核持ち込みがないというように考えるべきが今日の時点では当然の立場だと思っております。

なお、一言つけ加えますと、九一年の九月の、当時のブッシュ大統領ですけれども、水上艦船、攻撃型潜水艦から発射される戦術核兵器及び地上配備の海軍航空機に関する核兵器のすべてを撤去するということを内外に声明をいたしまして、翌年の七月の二日、これを受けて、アメリカが全世界に配備している地上発射の戦術核兵器のすべてを海外から米本土に引き揚げ、廃棄するよう指示をした、同時に私は、米国が、水上艦船、攻撃型潜水艦から発射される戦術核兵器及び地上配備の海軍航空機に関する核兵器のすべてを撤去することを発表された、そしてこれらのうち、多くは解体され破棄された、今日私は予定された撤去はすべて完了したことを発表できる、こういうよう

うに世界に宣言をしたわけでありまして、こうした国際的なあのアメリカの約束からいたしまして、特に日本に寄港、飛来する米軍艦船、航空機の関係において、核兵器が持ち込まれていないことは、事前協議の関係から考えてもいないものと思っております。

○安倍(晋)委員 私がお伺いしたのは過去のこととでございまして、私もブッシュ大統領の宣言は知っております。承知をいたしております。しかし、合馬委員がお伺いしたのは今後のことではございません。今までの政府と社会党との間でやりとりをされてきたこと、また、その間に寄港した空母または原潜に關してのこととでございまして、羽田大臣も、そのことについて、過去のことに

ついて御答弁をされておられるわけでありまして、もう一度確認をいたしておきますと、合馬議員の非核三原則について、核の持ち込みについての事前協議制は適法、適切であるという、それだけ一言言っていたのだと思います。その後やりとりがあるわけでありまして、最終的に大臣は「念のため、もう一度繰り返し申し上げますけれども、条約解釈上、先生のおっしゃったとおり運用されております」というように答弁をされておられるわけでありまして。

ということとは、これは今まで社会党がとってきたスタンス、まさにこれは、核が持ち込まれてきたか、戦術核が持ち込まれてきたかいなかったかというのを問題にしていたのは事実であります。社会党は、これは限りなく持ち込まれていくに間違いなくという主張を繰り返してこられたわけでありまして。事実、これは日本国民の、恐らくもしかしら大多数もそう思っているかもしれないのではありませんかと思っております。今度の大転換については、かなりの人たちがびっくりしたのではないかと思っております。

今までは、政府の答弁は詭弁だとずっとおっしゃってこられて、これは明らかに持ち込まれてきたのだという社会党の姿勢だったにもかかわらず、今度はそうではなくて、日米の間では一回も

事前協議がなされたことがないわけでありまして、事前協議がないから当然戦術核は持ち込まれてないという理解であるという答弁をされたことと私は理解しておりますが、それは間違いないわけでありまして。今までの過去のことでございまして。○山花国務大臣 過去の歴史におきまして、国民的立場から見ても、そして当時の社会党の立場から見ても、この問題に対する政府の応答について疑問を持ってきたことは事実でございまして。

しかし、私が申し上げましたのは、今日政権に参画した私の立場、そして社会党が送り出した立場というものにつきましては、今申し上げましたような、このブッシュ大統領の声明等も含めて、現実に今日の時点で、今、細川政権になりました。この事前協議云々の問題は全く起こっていないわけでもありません、その意味におきましては、この運用の問題等については的確に行われていると思う、こういうように申し上げたところでございまして。

○安倍(晋)委員 いや、私は、もうこれは水かけ論になるといって全くすれ違いなのですが、ブッシュ大統領がそのように宣言したわけでありまして、その時点でそれは全く事態は違うのです。それはもう当然なわけでありまして、そのブッシュ大統領の宣言する前のことを我々は申し上げているわけでありまして、つまり選挙に際して政策をもって選挙戦を戦う、政党が前面に出て、その政策を見て選挙民が判断をする、それが今度新しい選挙制度を導入する大きな柱であり、私は理念であると思っております。

しからば、あくまでもこの核持ち込みに対して大きな疑問を持ってきた人たちは、この人たちは一体選挙に際してはどのように判断をすればいいのでしょうか、社会党に対してですね。ブッシュ大統領の宣言はありました。しかし、世の中は動いているわけでありまして、もしかしたら、戦術核はやはり配備をするということに全くならないとは言い切れないわけでありまして。当然そのときのこと私も私は考えていなければいけないと思うわ

けであります、まさにこれは選挙民に対して右と左、自衛隊の問題もそうです、右と左という政策をそれぞれ提示して、どっちにしろ社会党に入れるというのには私は等しいのではないかと思っております。事実上ほとんど判断を示していない、大変私は無責任な態度ではないかと言わざるを得ないと思っております。

安全保障条約に対しては、社会党は三十数年間ずっと厳しい反対の姿勢を貫いてきたわけでございます。今から三十三年前、苛烈な反安保闘争を社会党も先頭に立って指導をされたわけでございます。当時総理大臣であった岸信介の私邸を十重二十重にデモ隊が取り巻いたわけでありまして。私はそのときに塲の中にいたわけでありまして、恐らく社会党初め皆さんは塲の外側で攻め立てていたのではないかと思っております。そのときに総理大臣は、もう少し冷静になって、恐らく勉強すればいいかわかるときが来ると独白をしたわけでありまして、しかし、皆さんはそれがわかったのではありません、この塲の中にいるのも外にいるのも余り変わりはないという姿勢ではないかと思っております。

やはり政党というのは大変大きな責任があると思っております。あのときに、日米安保紛争を叫んだ社会党の姿勢に共鳴して、たくさんの人たちが反対運動に参加をされました。例えば樺美智子さんもその中の一人であります。樺さんは命を失いました。皆さんのまさに姿勢に共鳴して命を失ったわけでありまして、しかし、何事もなかったように今皆さんはそこに座っておられる。私は、そういう姿勢であつては、この選挙制度を導入する前提がまさに崩れているのではないかと言わざるを得ないと思っております。

今度の選挙に際しましては、政党が政策をどれだけ重視し、真剣に取り組むかということが問われなければならない。その中にはその資格に値しない政党も当然出てくるのではないかと思っております。社会党は今、与党第一党。かつて野党第一党であり、我が党の三分の一の勢力とは

いえ、第二位の勢力を誇る政党であります。当然、中心的な役割を示していかなければいけない。その社会党が明確な論議を避ける姿勢、あいまいな姿勢であれば、この選挙制度の前提が私は崩れていくのではないかと大変危惧をいたしておるわけでありまして、そのことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。お願いします。

○石井委員長 次に、衛藤晟一君。

○衛藤晟一委員 選挙制度について、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

小選挙区制の導入というのは政党本位、政策本位の選挙を実現するというぐあいに言われておりますし、いろいろな本に書かれておりますけれども、本当のなかなとも私もそこそこよくわかっていまして、正直な迷いをお尋ねをいたしますので、お答えをいただければと思ひます。

今の連立政権も自民党の政策を継承するといふぐあいに言っているわけでありまして。多分、今後はイデオロギーの対立の時代でもなからうと思ひますので、政策的にも似た政策で争うんだらうといふぐあいに思ひます。そして、そのとき、政治家個人としては一体何をよりどころにしながら政策を訴えていけばいいのかなというのを率直に疑問に思っておりますので、まず、山花大臣からお願ひします。

○山花国務大臣 今挙げたように、自民党の政策を継承すると言つておると、こうおっしゃいましたけれども、そうでないことについてはこれまで幾度も申し上げましたので繰り返しません。自民党の政策を九〇と承継するといふような考え方を私たちは持つておりません。連立政権として、自民党にできなかった政治改革を実現しようといふことからスタートしたことをごらんになっていただいても明らかだと思ひます。国の基本政策についてはこれを基本的に承継するといふのと、自民党の政策、自民党のすべての政策を承継するといふのとは全く違うものと思つております。この点は最初に一言お断りをしておく次第でございます。

そうした中で、今回の選挙の審判を重く受けとめて、野党は連立政権の合意を締結をいたしました。その合意の中に連立政権の目標といふものについては明確に打ち出されているところでございまして、また、具体的に挙げられたテーマにつきましましては、これからの努力の中で政府、政権としての合意をつくり出すという部分もたくさんございいます。そうした努力の過程にあるわけでありまして。

そうした中で、それぞれの政党はそれぞれの立憲の精神と理念といふものを持つておりますから、固有の政策を持ちます。そうした固有の政策がどれだけ連立政権の中で実現されるかということについては、そこに占める比重ということによつて濃淡があると思つていまして、けれども、それぞれの政策は、みずからの固有の政策をどこまで今回の連立政権で実現できるか、そのことについて努力をするのは当然だと思つておりますし、現在はその作業が始まった段階だと思つております。

政権がどこまで続くのか、どこまで具体的な成果を打ち出すのか、そのことによつてまた改めて一定の時期には国民の審判を仰ぐと、こういう場面が来るものと承知をしております。

○衛藤(晟)委員 小選挙区を導入しているアメリカやイギリスにおきましては、まあいわゆる相手を落とすというか、自分が受かるために相手に対する中傷やスキャンダル暴露合戦、いわゆるネガティブキャンペーンがよく行われているという話は聞くところでありまして。

また、小選挙区のモデルみたいに行われておりますイギリスにおきましても、実態を調べてみますと、大変なサービス合戦が行われているといふことが明らかになってくるわけでありまして、日本でこのような形にならないといふぐあいに思ふのかどうか、山花大臣、それから石田大臣、それから大内大臣、三人にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○山花国務大臣 確かに衛藤先生御指摘のとお

り、小選挙区の制度において、政策よりもむしろ相手方に対する批判、ネガティブキャンペーンといふものが問題となつていふことについても承知をしております。しかし、ネガティブキャンペーンとかあるいは御指摘あつた利益誘導型、その一事をもつてその国のすべての選挙制度について批判をするのは、また別の問題となるのではなからうかと思つております。

今回、その小選挙区制と比例代表を並立したわけでありまして、これは各選挙区の選挙におきましても、基本は政党が政権の獲得を目指して政策で争う、この基調のもとで行われるといふことを中心として想定した今回の思い切つた選挙制度の改革といふ内容でございます。

同時に、まさに比例代表部分におきましては広く国民の皆さんの民意をどう反映させるかといふことになつてまいりますから、それぞれの政党がそれぞれの政策を持つて国民の皆さんに訴えるといふことになつてくるわけでありまして、比較といふことになれば、さまざまな世界の選挙制度と比較するよりも、現実の日本の政治における中選挙区制と今回の並立制との比較といふことになると思ひます。

そうした中選挙区制との比較におきましては、個人本位の選挙から政党・政策中心の選挙に転換するといふ一番大事な問題を考へてみるならば、御指摘のような問題につきましましては、現在、中選挙区制のもとでもあるテーマでありますけれども、これがかなり改善される可能性といふことを期待することはできるのではなからうかと、こう思つております。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。

アメリカ、イギリスの例を引いて、小選挙区制でもいろいろな中傷合戦があり得るというお話でございまして、こういった小選挙区制が日本に導入をされた場合にそういうようなおそれがないかといふような御趣旨かと思ふのでございまして、私は、やはり委員御指摘のような問題はあり得ることであらうといふふうに思ひます。

ただ、今回私どもが提案をいたしておりますこの並立制の問題、まさにこれから個人といふよりはむしろ政権を担う政党を選ぶ、どちらかといへば二大勢力志向のそういった選挙制度になつていくわけでございますから、私は、そういった意味におきまして、政権を選ぶということに選挙民の皆さん方が大変大きなウェイトを持つてお考えになるだらうといふふうに思つてございまして。

また、選挙民の皆さんのいろいろな意識といふもの、その推移をずっと考へておられますと、私は、かなり意識といふものは高くなつてきた、また、そういった政治のさまざまな変革やあるいは政策について非常に知識も豊富になり、考え方も真剣になつてきたんではないかと思つてございまして。

そういうような推移を考えますと、今委員御指摘の問題の心配も全くなしとはしませんけれども、私は、そういった政権を選んできくという方向の中で、国民の皆さんの判断のそのウェイトの方が大きいのではないかと、そういうふうになつていただきたいと、こんな希望も持つているところでございます。

○大内国務大臣 今衛藤委員御指摘のような懸念、心配はあると思ひます。と申しますのは、やはり事の初め人なりといふ言葉がございまして、よに、どのような選挙制度になりましたと、その人の持つていふ見識、魅力といふものはやはり重要な投票の要素になるわけでございます。それがいい面に出ているか、あるいはネガティブな面に出ているか、そういうことは当然やはり口の端に上つてくるのではないかと。ですから、小選挙区比例並立制になれば、専ら蒸留された政策論争だけ行われるといふようなことは、これは実際問題としてあり得ないわけで、政策論争といふものの上に、やはりそういった個人的政治家としての魅力や見識といふものも当然問われることになると思ふのでございまして。

しかし、前の中選挙区制よりか、やはり小選挙区比例といふような形になりますと、政党の政策

しかし、そうした議論の中で、八次審につきましても単純小選挙区一本ということではなかったわけであって、その中で、議会制民主主義ですから、政権の選択ということが大事なポイントになることについては当然でありますので、そこで、そうした民意集約、政権選択の意思を明確にします小選挙区の部分と、そして同じ比重で民意を広く反映させる比例代表の部分の組み合わせを行うことによって、今御藤先生御指摘の問題点というものを少しでも薄める、小選挙区制の修正原理といった部分もあつたことは、私は、並立制の持つ意味だつたと思っています。

では、本当に政策中心になるかどうかということにつきましては、これは政党の努力にかかるといふことも当然だと思っています。

ただ、最後に御指摘の問題について、当時から社会党は、そうした我々社会党の考え方というものを内外に発表して選挙を行いました。そして国民の審判も受けました。そこでの審判は大変厳しいものであつたことを深刻に受けとめながら、しかし、非自民の連立政権という公約を守り、そして今度の選挙制度というものが、だれもが御存じのとおり、日本社会党が一番不利益をこうむるのではなからうかということを中心として、それから、しかし政権交代という重大な政治選択を行ったものでありまして、その意味におきましては、常に有権者の審判に対して、野党として責任をとる行動をとってきたものと私は考えてきたところでございます。

今閣僚の座にありますけれども、そうした経過からできた政治改革のテーマについて、いろいろ御議論いただきましたような問題点を十分かみしめながら、この国会における成立を期して全力を尽くしたい、これが今日の心境でございます。

○衛藤(展)委員 社会党、公明党は、春の時点では、小選挙区比例代表併用制に合意をしていたのです。それから六月の時点では、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党の合意は、六月二日付で政治改革に関する調査特別委員

会に小選挙区比例代表連立制を合意をして申し込んでいます。

この間、当時の山花委員長は、小選挙区比例代表並立制には二〇％反対だ、あるいは並立制は議会制民主主義に反する、絶対反対だということのある演説会でも言われているんですね。

そういう状況は、今回は小選挙区比例代表並立制の担当大臣となられまして大変複雑な心境であろうと思うのでありますけれども、一体、御提示の小選挙区比例代表並立制というのは、併用制や連立制に比べて、どこがどう改善されているから堂々と国民の前で、これはいいんですよ、そして政治改革なんですよということをおっしゃるのか、これはぜひ教えていただかないと、私とてもわかりかねますね。お願いします。

○山花国務大臣 先ほど委員御指摘の並立制についての私の見解というものは、恐らく四月一日か二日前後の発言を引用されたのではないかと考えています。当時の状況は、自民党案と社公案を提出した時点において、野党案が正しいといふことを強調した中で発言したものと記憶しているところでございます。

その後の経過は御記憶のとおりでありまして、当時の自民党は単純小選挙区を総務会の決定として一歩も動くところがないということから、国民の期待は、政治改革を実現せよ、そして、それは単に選挙制度だけではなく、腐敗防止のための施策、同時に政治資金の改正、一体として金と政治の関係を断ち切れ、きれいにしろ、こうした声にいかにかたえるかということの中で政治改革議論が進められてきたものではなかったでしょうか。

そうした中、野党としては、野党の当時の考え方からするならば、譲歩しなければならぬ、歩み寄らなければならぬということから、併用制の主張につきましても、連立制ということまで踏み込んで回答を行ったところでございます。連用を軸にといったところまで踏み込んだ時点で合意というものが、先生御指摘のとおり、あの他の野党の皆さんとの合意文書にもなっているわけ

でして、そこでもまだ自民党総務会決定は変わらなかった、一歩も動かないということから、連用を軸に、今御指摘のとおり、六月二日の段階では連用の修正ということまで、きょうも議論に参加している大勢の方が努力されておりましたあの委員会の理事会において申し入れたものと私は記憶をしているところでございます。

要するに、政治改革だけではなく、企業・団体献金の禁止の問題を含めた腐敗防止と政治資金の規制について、一歩でも進みたい、そして、そのことについての国民の期待にこたえなければならぬということから、野党側は、みずからにとつて不利ではあるけれども、踏み込んで譲歩をしたというのが当時の経過でございます。

そうした経過について御指摘をいただきましたが、その以前ということになれば、当時の野党は中選挙区と格差是正ということからスタートしたわけでありまして、一歩一歩自民党に対して、当時の与党に対して譲歩をしてきた中で、それぞれの党の党利党略は捨てても今日の日本の政治の課題である政治改革を実現しよう、そうした過程につきましてもの党の政策のその部分についての変更でございます。

以上のように私は承知をしているところでございます。

○石田国務大臣 お答えをいたします。

まず、併用制、連立制というふうないろいろな意見の展開がございました。また、現在は並立制をまさに御提案を申し上げているわけでございますが、やはり長い間の日本の政治の中で最大の欠陥というのは、政権交代が行われなかったということに私は今日の腐敗を生んだ最大の問題点があつたと思うわけでございます。

そういうことを考えてみますと、前国会までは、そういった政権交代ができた、そういう状況が生まれないうちに、自民党が提案をされた並立制あるいは小選挙区制という問題、そういうものがもし継続されればますますやはりそういった政権交代のない政治状況が生まれるというふうな

いわば自民党の一元支配体制というものは継続されるというふうな思いをいたしております。そういうような状況が想定される段階においては、やはり単純小選挙区制なり並立制への、自民党が提案されたものについては、それを固定化させるといふ意味において反対をしたわけでございます。

しかしまた、前回の選挙におきまして大きく状況は変わりました。まさに今自民党にかわるべき新しい政治勢力が台頭しようとしているわけでございます。そういった意味で連立政権もできたわけでございますが、そういうような状況になったときには、まさに日本の政治の最大の欠陥であつた政権交代ができた、そういう選挙制度というものをつくっていくことがこれからの日本の政治に必要である、このように考えて私たちは認識を変えたわけでございます。

○衛藤(展)委員 その中で石田大臣、そう言いますと、この中選挙区で政権交代が現実にはできなかったわけでありまして、一体どうなっているのかという感じがいたしますが、その問題はそこで一応置いておきたいと思ひます。

さて、比例代表制についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

連立与党案は、比例代表制につきましてもは全国単位で顔が見えない、これはもう言い古されてきたことだらうと思ひます。ということでありまして、また、全国ということになりますと、地方分権という時代の流れに合わないのじゃないのか、地域代表という側面はますますなくなつてしまふ。

例えば、我が大分県になりますと、今は六名の衆議院議員が選出をされておりますが、これが、与党案で二百五十、二百五十ということになりますと、三ということになります。そうしますと比例代表が、もし自民党案ですと都道府県単位ということになりますので、三というのはどういうやり方をしようが大分県から選出をされたということになるわけでありまして、連立与党案になりますと、その地域から選出されたという側面

が全くなくなってしまうわけでありませうけれども、これについてどういうぐあいにお考えでしょうか。

さらに、先ほど申し上げました六月二日の連用制の案、これには小選挙区部分二百七十五、比例部分二百二十五となっております。また、比例選挙の単位は都道府県単位というぐあいになっていくわけですが、このときにはもちろん小選挙区比例代表連用制であります。やはりいろいろな考えがあつて、全国ではなくて都道府県単位にしたのだというぐあいに思います。

そうならば、今回の連立与党案も自民党の案もともに並立制でありますので、比例代表の選挙のこの単位も都道府県というぐあいにお互いに妥協できる線があるのじゃないかと思いますが、それについてどうでございますか。

○佐藤内閣府大臣 衛藤委員御承知のように、並立制で比例代表の果たす役割というのは、多様な民意を、国民の皆さんのいろいろな民意をできるだけ反映させようというのがこの比例代表を入れた趣旨でございますから、そのことから申すならば、県別にした場合は、例えば自民党の百七十一にいたしますと、比例代表で二名区となるところが二十一あるわけですね。そうしますと、そこにおきましては三分の一以下の意見はカットされちゃうわけでありまして、いわば阻止条項が三二％という大変高い阻止条項になってしまつて、それでは国民の多様な民意を反映するということがにならないわけでありまして、私たちは、あくまで並立制の中の二百五十の比例代表というのは多様な民意の反映、それを一番できる限り反映するのは全国単位でございますから、全国にしたというところでございます。

それから、連用の場合にも、最終的にはそうなりませんでしたけれども、二百五十、二百五十というのを二百七十五に変えたらどうかということもお話ございまして、そのときは県別を提案をしております。ただ、連用制というのは、御承知のように小選挙区でやった票というのが比例の方に

結びつくわけですね。今度の場合には完全に並立でありますから、小選挙区と比例代表との壁があるわけでございますので、ましてや自民党さんのように一票制ということになりますれば全く違う制度でございますので、その意味では連用制の数字の話と、あるいは県の話と、今ここで議論されております並立制とは、基本的に、小選挙区の票が比例に結びつくか結びつかないかという意味におきまして、制度が違うわけでありまして、それを直ちに比べることは難しいのではないかと思っております。

○衛藤(農)委員 もちろん並立と連用の違いがありますので、直ちに比べることは難しいかもしれせん。しかし、この連用制で出された案というのは、まさに都道府県単位で行う。ただ、このときに比例でちよつと違うのは、小選挙区の当選者のあつたところは比例の割り出しはプラス一から始めるというぐあいにいたしましたので、この条項を取つてしまえば余り違ったものではなくなってくるんですね。そういうことでございますから、ここは妥協の余地のある問題だというぐあいに思ひますので、ぜひ御検討をいただければというように思ひます。

それから、比例代表選挙におきますいわゆる足切り問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

得票率が三％未満の政党には当選人は配分しないという案。三％といえ七、八議席であり、約二百万票ぐらゐに相当するのだと思われまが、この数字をどう思われるのか。

これは武村官房長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。さきからは二・六四％、このパーセンテージが、たしかそのぐらゐでございまして、ちよつと私は実はこの数字というのは大き過ぎるんじゃないのかなというように思つておりますので、お尋ねをいたします。

○武村国務大臣 現職議員が五人おりますといふことでありますが、三％を割っております私どもも賛成しているというところを御了解いた

だきたいと思つております。

なかなか選挙制度改革は党利党略で考えますとうまくいきません。小選挙区に至つては、連立与党各党とも単独で競合したのでは展望はないわけでありまして、それでもみんな賛成をしようとしているところもあわせて御認識いただきたいと思ふのであります。

○衛藤(農)委員 自民党の中の事情もちよつと申し上げたいと思つております。

確かに一度小選挙区で、先ほど山花前委員長からお話がありました。単純小選挙区で出した

じゃないかというお話がありました。そのときに、私も総務会で傍聴いたしておりましたが、そのままでいくと、全国になつて小選挙区になると参議院選挙とはほとんど同じような状態になつてしまふではないか、一体、衆と参どう違うんだという議論にもあつたときになつたのでした。それで、比例についてもうちよつと何かほかのやり方がないのかという議論が行われて、その議論が煮詰まらな

いままあいうぐあになつてしまひましたということだけ、一応これは申し上げておかなければいかぬだろうと思つておす。ですから、お互いには、私はこの辺のところに歩み寄る線があるのではないのかなというぐあいに思つておりますので、ぜひ御協力のほどを。

それから、政党助成についてお尋ねをいたしたいと思ひます。政党助成についていろいろな考えも示されておりますけれども、ここで、何ゆゑに政党助成が必要と思ふのか、これを山花大臣、それから石田大臣、大内大臣にお尋ねしたいと思ひます。

それから、国から支出された助成金はどう使うべきだというぐあいに思はれておるのか。それからもう一つ、今お三方は、事務所もしくは後援会の事務所に、職員さんとか秘書さんとかスタッフの方とか、合計何人ぐらゐいらつしやるのか、ひとつこれをお尋ねしたいと思つております。よろしくお願ひします。

山花国務大臣 まず、冒頭、公的助成導入の理由というところについてお尋ねをいただきました。整理して申し上げたいと思ひます。

今回の選挙が、政権を目指し、そして政党が政策で争う選挙を目指しているということについては、繰り返しお話しさせていただいたとおりでございます。その場合には、政党の役割というものは両面があると思つております。

一つには、国民の皆さんに対して、それぞれの政党の政策を普及し宣伝する政治活動というものを、選挙時はもちろんのこと、日常的にも行つていかなければならないという役割であります。

そうしてもう一つの面は、国民の皆さんに必要な情報を提供しなければならぬ。国民の皆さんも、そうした政党からの情報というものを通じて、国の政治に対する間違った判断ということの道が開けてくる。こういうようにそれぞれの役割というものがあつたと思つております。

そう考へてみると、今日の社会は政党国家とも言われておりますけれども、政党は、議会制民主主義の国における、我が国においてもしかり、大変大事な役割を担つておるというところを考へれば、幅広く民主主義のコストとしてこれはお願ひをしたいというのが助成法の趣旨でございます。

同時に、切り詰めまして話を省略しますけれども、政党助成法だけではなく、副則の強化とか、腐敗防止のための諸施策、そして政治資金についての企業・団体献金の禁止に踏み出したこと、一体となつた状況も踏まえて、この政党助成を実現したいと考へておるところでございます。

なお、後段の質問で、一番最後、事務所の職員等ということについてもお尋ねいただきましたが、その前に、真ん中に、どう使うべきかということについては、今申し上げました政党の役割に即して、各政党の判断によつてそれぞれの個性を発揮してその使途を決定すべき、政党が独自に判断すべきものであると思つております。

三番目の、私の場合には、国会のほかに地元に後援会の事務所が一つありますけれども、ここには二人の職員、公設の秘書一人と私設の秘書一人

を置いております。地元の体制は二名でございます。

○石田國務大臣 公的助成の必要性のお尋ねでございますが、やはり今度の政治改革というのは、申し上げるまでもなく、まさに政党本位の選挙ができるように、また政策本位の選挙ができるようにという一貫した流れの中で案ができておるわけでございます。

そういうようなことを考えますと、今までのさまざまな汚職事件の推移を見ておりますと、やはり議員個人と企業の金の癒着の問題であつたわけでございますから、そういった意味で、やはり今回の企業献金の禁止等大きな措置が盛り込まれていっているように思うのでございます。

また、そういった政党本位の選挙ということになりますれば、政党それなりの経費が今までもかかっているわけでございますから、やはりこれは民主政治のコストとして国民の皆さんに御負担をお願いすることが必要であらう。また、その公的助成が行われた分だけそれぞれの政党はお金を集める必要がないわけでございますから、そういった意味でも透明性が一つは確保されるのではないかとこのように思うのでございます。

私どもの党を考えてみても、例えば、一年のうちに国政選挙が二回もあつたというような状況もございました。そういうことになってきますと、とても財政が耐えられるような状況ではない。やはり借金をして対応してきたというような状況もございまして、また、参議院の選挙、衆議院の選挙、私どもまさに党営を主体にやっておるのでございますけれども、相当の渋い予算を組み、節約をしても、なおかつかなりのお金がかかる選挙になっておるわけでございます。

そういった意味で、そういったものをにらみながら、公的助成がもしあればかなり活発に政治活動が展開できるというふうに思うわけでございます。また、変なお金を集める必要性は大幅に減るということ、国民の皆さんの御理解もいただけるのではないかと存じます。

○大内國務大臣 公的助成制度というのは、実は民社党がある意味では一番早く提唱したのでございますが、それは、当時の西ドイツ等の例を相当勉強させていただきまして、公的助成は必要であるとの結論に達しましたのは、政党や政治家にとつて一番大事なのは、すぐれた政策を国民のために立案し、それを実施に移す、これが一番重要な任務なのであります。日本の状況を見ておりますと、そういう面よりか、政党にとつても相当の政党活動資金がかかりますし、個人もかかりますので、むしろ金集めという方に非常にエネルギーが費やされる。それでは本来の政党や政治家にとつて大事な政策立案等が非常におろそかにされてしまう。

そういう面を打開するためには、やはり公的助成という面が国民意識というものを高める意味でも必要であるし、また、今申し上げた政党活動や政治家の本来の姿を取り戻すという意味で大事であらう、こう思つて実は提唱してまいつたわけでございます。

私自身の事務所は、地元一カ所と国会の事務所だけでございますが、それでも約十名ぐらいの職員がおります。

○石田國務大臣 私個人の話が漏れていまして、私は名古屋が選挙区でございまして、自宅に事務所を併設をいたしております。第二秘書が一名、女子職員が一名という状況でございます。

○衛藤(展)委員 どうもありがとうございます。

さて、私は、政党助成が不必要だということじゃなくて、政党助成について、今回、現職国会議員を有する政党に限定されていきますね。これはやはりちょっと問題ではないのかと思ひます。無所属議員は対象にならないということ、これは一つの問題であらうと思ひます。まさに、憲法が定めた法のものとの平等という観点からは問題が残ると思うのです。しかも、けさ発表されました世論調査を見ますと、支持政党なしという国民が三〇%もいらっしゃるんですね。そういう状況であります。

ります。

また、憲法四十三条には、両議院の組織・代表というところに、両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを構成するということになっているわけですね。いわゆる政党機能の一部に着目をして、そして大内委員長言つたように、ある目的を持って、特定して出するなともかくも、いわゆる一括方式で出すということにつきましては、政党へ多額の助成金を出すというのはちよつと本来の筋が通るのかなというふうに思ひます。むしろ、それは議員活動助成と一つのバランスを持ちながらやるべきではないのか。

そういう意味では、国会議員としての活動に必要な額、ある一定程度負担すべきことが、派閥の問題とか党の問題とかを見た上でもむしろ優先されるというか、あるいはバランスを持つてやるといふ必要があるのではないのかと思つております。そういうことについて、大内委員長、どうですか。

○大内國務大臣 衛藤委員の御指摘は非常に傾聴に値する意見だと思つております。ただ、今度の公的助成というのは、御案内のように、政党活動というものを助長して、政党選挙というものをできるだけやらせよう、あるいはそれを通じて政策中心の選挙をやらせよう、そういう意味の助成という観点で考えられておりますので、あるいは衛藤委員が御指摘のような意味でのアンバランスといひますか、無所属に対してはある意味では配慮を欠いたという面があるかもしれないのでございますが、今度の公的助成のねらいというのは、今までの日本の政治の中で一番欠落しておりました政党中心あるいは政策中心の選挙というものを、本来の姿に取り戻そうということがねらいであるためにそういう問題が起こつていことは事実でございます。むしろそういう議論をこの議論を通じて深められることが望ましい、こう思つております。

○衛藤(展)委員 次に、企業献金の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

今お話がありましたように、無所属の国会議員には政党助成金も出ません。もちろん、政党がありませんので企業献金も受け入れることは不可能になります。さらには、全国には無所属の議員や首長が相当たくさんいらっしゃるわけでありまして。都道府県議会議員は一七・六%、都道府県の知事は九三・六%、市区会議員は五五・二%、市区長は九八・九%、町村議会議員は九〇・〇%、町村長は九九・六%が無所属なんです。

今の時点で個人献金ですべて賄うということは極めて難しいだろうと私は思ひます。また、世界各国を見渡してもそんな国はありません。これでは大金持ちが特定の団体に支えられた人でない選挙に出られなくなつてしまふのではないのか。私は法の下の平等に反するのではないのかと思つております。

また、無所属の人や新人は政党とかいろいろな関係がちゃんとありませんから、立候補したり動くことすらできません。これでは活力を失つて、いわゆる政党本位という名の、民主主義の名前をかぶつた独裁党が出現しやしないのか、そういう心配を私はしているところであります。

この政党助成のあり方についての問題点と、それから、いわゆる政党以外には企業献金ができないという問題につきましては、これは両方一緒になりますと、先ほど申し上げましたように大変な問題になってしまいます。これは十分に考えなければいけない問題だろうというふうに思ひます。大内大臣、どうですか。

○大内國務大臣 今の地方議員あるいは首長、特に無所属という方々に対して企業献金あるいは公的助成の道が閉ざされてきている、部分的には御指摘のとおりだと思ひます。しかし、今度の公的助成は国の場合でも、さつき申し上げたように政党本位、政策本位の一つの選挙をやつていただくための助成として考えられておりますので、地方議員だけではなくて、国の場合におきましても無所属の議員に対してはそれが行われないう。そして、地方議員、首長に対してもそういう

事態がしたがって起こる、こういう事態なのでございます。

しかし、実態的に考えてみますと、最近の地方選挙を見ておいても、地方議員の皆さんの中には党籍を持っていたり、あるいは政党の推薦をちょうだいして選挙をやるという方も非常に多いわけでございます。無所属の数という面から見れば御指摘のとおりでございますが、実際の選挙の遂行という過程におきましては、中央の政党からのいろいろな支援という道も残されているわけでございまして、個人献金だけですべてが閉ざされているということでは必ずしもなくて、無所属の方に対してもいろいろな形で政党による支援活動というものが行われる余地があることは御案内のとおりであります。

しかし、衡議議員が指摘されているような問題も確かに存在することは事実でございます。それらの問題についてはいろいろ御議論をさらに深められることが望ましいと思っております。

○衡議(尾)委員 最後に一言。

実は、ずっと我が国の中を覆っております政党本位、政策本位という今議論されております制度は、それでなくても新人が出ていく制度になっているのです。ところが、政党助成だとか、あるいは管理団体に対する、政党以外に対しての企業献金の禁止ということは、それに資金的にも拍車をかけているわけですね。これは私はちよつと考えなければいけないというように思っております。日本の民主主義は大変な活力を失ってしまいう可能性があり、これはぜひ慎重に考えていただきたいということを要望いたします。終わります。

以上です。

○石井委員長 次に、石原伸晃君。
○石原(伸)委員 当委員会の目的は、与野党の案の互いについて、悪い点、そして歩み寄るべきところを歩み寄って成案を得る、そして議論の中で明らかにした不明瞭な点、そういうものをただしていく、また質疑の中で見過ごしている点があればこれからも明らかにしてただしていく、これ

が当委員会の目的であると思いますが、山花大臣、いかがでしょうか。

○山花国務大臣 当委員会ということだけではなく、国会における一般論として、委員会に法案を出したとしても、国会の議論を尊重するというのは当然のことだと思っております。ただ、担当大臣の私としては、ぜひ御理解をいただきたい、こういうことで一貫して今議論に臨んでいるところでございます。

○石原(伸)委員 大臣、不明瞭な点並びに質疑で見過ごしている点が私多々あると思うのです。これからじっくり質問をさせていただこうと思うのですけれども、同僚議員が行いましたいわゆる公的助成の問題、そしてそれに絡んで無所属議員の問題、また三三三三の問題、日本の民主主義、これからの二十一世紀の日本の政治を担う上で非常に大切な委員会であるし、質疑でもあると思えます。それが一部報道で、公聴会と与野党の方が単独で決定して強行採決を行うのじゃないか、こういうことが報道されておりますが、そういうお考えはございますでしょうか。

○山花国務大臣 そういう考えを閣僚の一人としても私は持っておりません。ただ、国会の進行につきましても、あくまでも国会で、また、当委員会の理事会でお決めいただく問題である、こう考えております。

○石原(伸)委員 担当大臣がそういうお考えをお持ちでないということをお聞きまして、私も心を強くしたわけでございます。

それでは大臣、国民がこの国会に対して今何を望んでいるのか、言葉をかえるならば、日本の政治に対して、あるいは政権交代をして、山花大臣が誕生して、この審議をされている委員会に対して国民は一体何を望んでいるとお考えでしょうか。
○山花国務大臣 私が閣僚としての立場で政治改革を担当いたしましたことに、まず基本的な国民の審判の結果を仰ぐ姿勢が示されていると思っております。

選挙の結果、政権交代の可能性が生まれ、そし

てそこで政治改革の提唱を新党さきがけの皆さんが行いました。これに今日連立与党に参加している各野党が賛同をして政権をつくったものでございます。国民の審判の結果を重んじたわけでありまして、何よりもまずは年内、政治改革を一日でも早く実現しなければならぬ、そして極限まで達した政治不信を何とかして、政治の信頼を回復するその第一歩をスタートさせなければならぬ、これが最重要、最優先の課題であると考えております。

もちろん、政治改革を議論しているさなかにも内外の情勢は動いているわけでありまして、景気の問題、あるいはそうした意味におきましては、大きくすれば、総理おっしゃっているのとおり、政治改革と同時に経済の改革、税制の改革等々含めて同時進行的に進められているところでありますけれども、何を行うにしても、国民の信頼を回復することなくして望まれる施策というものは打ち出していけないのではなからうかとも思っております。まず何よりも、まずそこを乗り越えなければならぬ、こう思っており、今この場に臨んでいるところでございます。

○石原(伸)委員 今大臣のお話の中に、やはりこれと並行して景気の問題あるいは経済の問題、税制の問題、これにも取り組んでいかなければならぬというお話がございましたが、昨日、同僚議員から日本の景気の問題については議論があつたと思えます。

やはり、政治改革だけを国会はやっているわけでございませんで、他の委員会でも、私は大蔵委員会に属しておりますけれども、大蔵委員会でもフリーな議論をしよう、こういうことで、やはり一日も早い景気の回復というものを念頭に置いて、そして政治の信頼を回復するということにおいては全国会議員が共通の認識を持っていると思えますが、冒頭申しましたように、見過ごしている点や今与野党が提出されている案に疑問がある、あるいはこれから改革したこの案によって日本の政治が悪くなるというような状態が考えられると

きは慎重にじっくり議論をするべきである、こういうことを先ほど大内大臣おっしゃっておりますけれども、やはりそういう立場でこの委員会の質疑を続けていきたい、こんなふうに思っております。

それでは、問題を次に進めさせていただきます。

今、国民の皆様方には、やはり景気の問題と、一つやはり戦後最大の疑獄事件とも言われておりますこのゼネコン汚職について、何で国会で質疑がないのか。社会党が野党でいらしたところからは、たしかどんな委員会でもかなり多くの議論がなされたと思えます。

きょう朝刊を見ますと、一面でこのゼネコン汚職のことについて取り扱っている新聞が、私が見た限りでも、朝日、毎日、日経と三紙ございまして、また、日経は社説の中で、「建設汚職に及び腰の政治」というかなり手厳しい論説を載せております。これはもうお読みになられたことでもございまして、これでも、ここで一句を讀ませていただきますと、「連立与野党の一翼を担う社会党は従来の同党の在り方からすれば率先この問題に取り組み、」すなわちこの建設汚職でございますが、「証人喚問や参考人招致という形で対応したはずだが、今回はなぜか音無しの構えだ。まさか建設相が社会党出身という事情を考慮しているわけではなからうが、これではなんのために社会党は連立政権に入っているのか、と疑われよう。」これは私の意見じゃなくて日本経済新聞の社説の意見でございますが、この点について、特に今、仙台の方では市長が逮捕される。旭川の市長も経験された、また所管大臣であります五十嵐大臣、どのようにお考えでございましょうか。
○五十嵐国務大臣 御承知のように、せんだつて来の御指摘のいわゆる建設汚職につきましては、公共事業に対する国民の信頼だけではなくて、政治全体に対する国民の不信感というものを高めておまして、まことに残念に思っている次第であります。

これに対応して、事態の調査は検査当局が進め
ているのは改めて申すまでもないのであります
が、私ども建設省といたしましては、全力を挙げ
てこういう事態の起こらないような制度の改善を
目指して、今努力をしているところであります。
特に、中選挙区の中に公共事業に関する特別委員会
を設けて、今精力的に入札制度、契約制度につい
ての改革に取り組んでおりまして、年内にはその
方針を取りまとめたい。しかも、その改革の議論
に当たりましては、この際、全面的、抜本的にこ
れに取り組んでいきたい、こういうぐあいに考え
ているところであります。

日米建設協議等に関連して、御承知のとおり、
三日前に総理みずから方針を出していただきまし
て、入札・契約制度等にかかわる行動計画の骨子
というものをこの際明らかにさせていただきました
。一般競争入札の導入であるとか、あるいは透
明性、競争性の確保であるとか、あるいはペナ
ルティーの強化であるとか、こういう一連の基本的
な方向について示させていただいたところであり
ますが、そういう総理の方針というものも体しな
がら、この機会にしっかりと改革案を年内に取
りまとめ、不祥事が再発することのないような
体制を確立するために総力を挙げて頑張りたい、
このように存じている次第であります。

○石原(伸)委員 私になぜこの問題を取り上げた
かといふと、これは細川総理も申しております
とおり、政官業のいわゆる癒着構造、こういう
ものが日本の政治を悪くしているんだと、そして
これを是正することが最大の政治改革であると細
川総理みずから述べて、そしてまたその内閣を
構成されている閣僚の皆様方でありまして、も
ちろんのことこの問題に積極的に取り組んでい
だきたい、そして出すべきものは徹底的に出して
いただきたい、それが国民の望んでいる本当の意
味での政治改革ではないのか、そういう気がいた
しましたので質問をさせていただいているところ
であります。

先ほどのこの日本経済新聞の論説の続きの中に

は、こんなことも実は書いてあるわけでありま
す。「当面は選挙制度改革など審議中の政治改革関連
法案の国会通過に全力をあげたいというのが」と
党側の「一本音らしいが、目の前に起きている戦後
最大級の政治汚職事件を素通りしてどうして政治
改革政権と言えようか。」これは一新聞の論説で
あります。

ここはやはり大臣がリーダーシップを持って、
政権交代をして社会党から出られた、しかも市長
も経験されていて、こういう構造が各市町村にあ
ることを十分御存じの大臣だと思えますので、具
体的な案を年内と言わず国民の前に明らかにし
て、そして私がいつも感じておりますのは、監督
官庁といえども、監督官庁の局長さんあるいは課
長さん、大臣、責任をとったというふうな話を聞
いたことがございません。先般ありました証券不
祥事のときも、大蔵省の課長さんあるいは局長さ
んが責任をとってやめたということも聞いてない
わけでありまして、自民党がそれができなかったな
らば、政権交代して新しい大臣をいただく、新
しい政治を志している、変革を志している大臣に
ぜひ頑張ってもらいたい。もう一度お話を伺わ
せていただきたいと思ひます。

○五十嵐国務大臣 今のようないわゆる構造的な
建設汚職というふうなもの、国民が、この際や
はり政権を交代させて、ここでしっかりと大きな一
つであったらというふうに思ひます。したが
いまして、今、当委員会等で全力を挙げて御審議
をいただいている政治改革というものとあわせ
て、同時に、いわば一体的な関係にあるという気
持ちで公共事業執行に関する改善も同じように年
内に仕上げていきたい、こういうぐあいに考えて
いるところであつて、その点につきましては、ま
たいろいろ御指導、御協力をこの機会にお願ひを
申し上げたいと思ひ次第であります。

○石原(伸)委員 一体的に取り組んでいくとい
う強い決意をお聞きいたしましたので、委員会はか
わるかもしれませんが、年が明けてや

ないようでしたらまた追及をさせていただきた
い、こんなような気がいたします。
それでは、話を進めさせていただきたいと思ひ
ます。

山花大臣、これからの日本の政治のあるべき姿
について、どのような政治体制がこれからの日本
の民主主義にふさわしいとお考えか、お話を聞か
せていただきたいと思ひます。

○山花国務大臣 新しい話題について御質問いた
だきました。恐らく今御指摘のポイントは、これ
からの政党の数を念頭に置いてどのような政
党政治の体制、こういう御質問ではないかと承り
ました。

この国会において細川総理が、穏健な多党制と
いう言葉を使ってこれから将来のあるべき方向に
ついて発言をされておりますけれども、私も基本
的にはそういう方向というものがあつて、基本的
にはそう考えています。確かにまだ、穏健な多党
制に對比して言われておる極端な多党制といった
時代に戻るかということについて、決して一〇
〇％ないとは言えないと思ひますけれども、そう
ではない時代状況が今度の連立政権の誕生によつ
てスタートを切られたのではなからうか、こうい
うように思っております。

穏健な多党制というものは、学者の考え方によれば三
つか五つと、こういうふう整理されているわけ
でありますけれども、そうしたことを含めて、
価値観が多様化した今日の日本の社会において、
並立制という形で比例代表を含めた選挙制度をと
るということになれば、国民のコンセンサスをそ
うした形で集約していく政権、連立政権の時代に
なつたと思ひます。これは、例えば野党第一
党が議席を伸ばすということがあつても、あるい
は今日の与党の中いづれかの政党が議席を伸ば
すということがあつても、単独で五〇％をはるか
に超える政権というものはなかなか難しいのではな
からうか。

は幾つかの政党、穏健な多党制という言葉で代表
されている構想というものが想定されるものでは
なからうか、私としてはそう考えております。
○石原(伸)委員 穏健な多党制という言葉が出て
きて、これからのあるべき姿は連立政権によつて
政権交代がなされるべき姿は連立政権によつて
えにおいては個人的にまさに同感なんですけれど
も、同じ内閣を構成する中には、二大政党制を目
指すんだ、そういうことを言われている方もい
らっしゃるのですけれども、政治改革担当大臣と
して、その目指す方向が違つて当然法案の内容も
変わつてくると思うのですが、そのところはど
ういう御理解をされているのでしょうか。
(委員長退席、前田委員長代理着席)
○山花国務大臣 各政党の内部でもそれぞれ議論
のあるテーマだと思ひます。これは野党にお
かれましては同じではなからうかと思ひておりま
すが、そうした中で連立政権の合意、そしてその
中核である今回の二百五十、二百五十の並立制を
基本という提案をのんでスタートしたわけであり
ますから、それぞれの意見は持ちながらもこれ
でいうことについて合意をしておりますので、御心配
のようなことはなからうかと思ひます。
ただ、議論としては、それぞれの党内でも活発
に議論がこれから行われるテーマであるとは考え
ております。
○石原(伸)委員 そうしますと、政権交代につ
いては穏健な多党制、三つないし五つの政党によ
つて連立内閣、例えばA、B、CとあればA、B、
Cが組んで連立内閣をつくる、そういうことを念
頭に置かれておられると思うのですけれども、そう
いう理解で、例えば場合によつてはCとDが組んで
多数をとつて政権交代を行う、こういうものを念
頭に置かれておられると理解をしてよろしいでし
ょうか。
○山花国務大臣 一般論としては、穏健な多党制
という言葉の意味について、やはりそれぞれの野
党が政権を目指すという立場の政党として政策を

競い合う、こうした考え方というものが基礎にあるものと私は理解をしているところでございす。したがって、一般論的に言えば、一党単独で政権をとる体制というものはなかなか難しいとするならば、これから将来は、さまざまな形における政策で合意した政党の、そしてそのことを国民に諮って連立政権、連合政権ということはあり得ると思っております。

ただ、私、一般論として申し上げましたので、現在の政治状況からするならば、細川政権に参画している各与党は、細川政権の安定を求めることが国民の期待にこたえるものであるということ

で、今、来年度予算を初めとして景気対策を含む議論を進めておりますので、そうしたことから考へるならば、まずは今日の連立与党がどれだけの実績をつくって国民の皆さんの審判を仰ぐのかということになるのではなからうかと想定をしております。一定の時期を経ましたならば国民の審判を仰ぐことになると思っておりますけれども、その場合は、一般論としての複数の政党がというよりは、むしろ連立政権を支えてきた政党がどのような連立の合意をつくることのできるのか、どのような選挙協力があるのかというのが具体的なテーマである、こう考えているところでございます。

○石原(伸)委員 そうしますと、例えばこれから選挙があるとき、具体的な名前を出して恐縮なんですけれども、例えば社会党はどこで連立を組む、そしてそういう政策協定を行うんだということ、これを明らかにした上で選挙に臨むのか、あるいは今回の形のようにそういうものを明らかにしないで、政治改革という一つの目的があったのでそれによって連立を組むという形になるのか、どちらの場合が想定されるのでしょうか。

○山花国務大臣 実は今回の場合にも、五党の非自民の連立政権をつくらう、政権交代を実現しようという点については選挙の前に合意をいたしまして、これを内外に発表してまいりました。ここには細川総理の党も入っておったわけです。選挙が終わってから八党派の合意、こうして改めて

つくり直したという経過でございますが、今回の場合には基本的な合意でありまして、具体的な政策課題については、選挙が終わってからこれを合意したものもございす。

将来の問題ということになれば、細川政権がどこまで何ができたのかということ踏まえて、改めてそこで各党派の折衝と合意づくりが行われ、それを国民の皆さんに審判を仰ぐということになるのが通常の想定ではなからうか、このように考へておりますが、それはそれぞれの党がその時点において政治判断をするテーマだ、こう考えております。

○石原(伸)委員 大体話はわかりましたけれども、やはりこれから連立政権を組む場合は、これも同僚議員からさんざん大臣に質問があったので、もう私はいたしませんけれども、基本政策の部分の整合性というものを付けておかないと、やはり大臣も、私、答弁をずっと聞いていて、本当に苦しい立場に追いやられていたような気がいたします。

閣僚としての発言、あるいはこれは社会党の委員長としての発言だ、こういうことがありますと、本当に国民の側としては、山花さんというのは一体どういう人なんだ、こういうことをおっしゃっている方が私の支援者の中にいたものでお話をさせていただきますが、連立を組む場合は、やはり明らかにその選挙の前に基本的政策の合意を見て、個々の点を詰めていっていただきたい。そういう形で連立政権ができるならば、私は個人的にはその考えはよしと思っております。

それでは、日本の政治のあるべき姿という命題でございすので、せっかく同僚の先輩方がいらっしゃいますので、自民党としてこれからのあるべき姿をどのようにお考えか、お話を聞かせ願いたいと思ひます。

○保岡議員 これからの日本は、国際化も相当進んでいくでありましようし、また、国内の成熟度もある一定の熟度に達してまいっておりますから、内外ともに新しい時代を目指して国づくりを

していく上で、やはり大胆な改革、的確な政策、そういった政策遂行の確、迅速性が必要だ。そういう意味で、やはり単独政権というものを中心に、きちっとした基本政策を国民に信任を受けて、その信任の上に責任を持って、今申し上げたような政治を進めていくことが理想であると思っております。

○石原(伸)委員 今、保岡委員の方から、単独政権を目指すという話が出てまいりました。そして一方で、山花大臣の方からは穏健な多党制という意見が出てきました。これがまさに、今、選挙制度の両党の案のぶつかっているところのような気がするわけであります。自民党案では、やはり単独政権をつくる、小選挙区制により近い小選挙区三百、そして比例百七十一という案でございすし、与党の案は、穏健な多党制を目指すために比例部分の多い二百五十対二百五十、ここが実は根本的な分かれ目のような気がするわけであります。

ですから、やはり議論としても、これから本当に日本の政治のあるべき姿は単独政権がいいのか、社会党が社民勢力を結集して新しい政党になつて単独政権を目指すのがいいのか、それとも自民党が盛り返して単独政権を目指すのがいいのか、私はこれが実はこの問題の根底にある気がしてならないわけであります。

そこで、質問させていただきたいんですが、それはいいにしても、もう質疑も大分煮詰まっております。相違点というものが大分出てきた。例えば、選挙制度での歩み寄りについて社会党は強硬である、こういうお話を聞いておりますけれども、この選挙制度の二百五十、二百五十というものは本当に絶対譲ることができないのか、穏健な多党制を目指す上で、二百七十五対二百二十五でも実は穏健な多党制になるのかもしれないという学者さんもういらっしゃいます。その辺について、大臣並びに自治大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○山花国務大臣 石原委員前段の、あるべき日本

の姿というものを想定しての意見の対立ではなからうかということについては、まさに大変大事なポイントをついた御指摘ではなからうかと伺っておったところです。

さてそこで、同時に考えなければならぬことは、やはりこれまでの議論の経過ではなからうかと私は思っております。午前中も、羽田外務大臣いらっしゃったものですから、いつごろから始めたかなと話した中で、外務大臣ともども、八六年の八増七減のころからこの議論に私自身も参画したわけでありまして、約八年余このテーマに取り組んできて、随分時間がかつたな、こういうようなことを実は話しておりましたが、そうした中で、単純小選挙区制と比例代表に重きを置いた併用制では、前国会の経過を見ても、全くの平行線でも一歩も前進しなかつたわけであります。

そこで、野党側は歩み寄りを示しました。やはり現実、実現可能な制度ということについても、率直な気持ちとして、今回の提案の中には私はあると思っております。

同時に大事な問題は、選挙制度だけではなく、腐敗防止のための施策、そして政治資金規制の問題、公的助成等、全体一体となった政治改革を年内実現、こういうことであるわけでありまして、その意味からしますと、他の部分についても基本的な考え方が貫かれていて、それだけに意見の対立もあるということかも知れませんが、担当した大臣としましては、そうしたこれまでの議論も踏まえた中で成立可能な数字ということで、ちょうど真ん中の二百五十、二百五十ということでもあったのではないかと、こういう気持ちを持っております。

現実の成立可能性ということを見きわめて出したものでありますので、担当大臣としてはぜひこれで御理解をいただきたいと。

いつも申し上げておりますとおり、政府の提案ですから、国会で御議論いただいて、最終的には採決によって決めていただくということになると思ひます。合意、採決ということになるか、これ

からの経過でございますけれども、私の立場とい
たしましては、重ねてで恐縮でございますけれど
も、ぜひ御理解をいただきたいとお願ひをする次
第でございます。

○佐藤内閣を代表して提案をした
自治大臣という立場から申しますならば、ここに
提案に至るまでに、山花政治改革担当相は昔に
は私はさかのぼりませんけれども、それなりに与
党が大変審議を重ねて本法案の基礎をつくって
いただいたわけでございます。政府・与党一体で
ございますので、私たちがいたしましてはこの案が、
いろいろな考え方が、それはいろいろな部分で、
石原委員言われましたようにあると思います。あ
ると思いますが、私たちがしましては、選択をし
て、この法案が一番ベストだと思つてゐるわけ
でございます。

ただ、今、山花大臣からお話ございました
ように、国会の審議を経て法律になることでござ
いますから、国会の方で、こういうところは与党
の方の御理解もいただいて修正しろということ
で、政府として修正がのめる部分につきましては、
それは国会の意思として、一般論的に言えば、当
然修正を図つて成立をさせるというのが議会制度
のルールだと私も思つております。

○石原(伸)委員 自民党はいかがお考えでござ
いましょうか。

○保岡議員 先ほど単独政権を目指す理念、理由
については申し上げました。この単独政権が連合
政権かということは、先ほど委員が指摘のように、
非常に重大な結果を国民にもたらす。やはり連合
政権ということは、なかなか結論が中途半端に
なつて、妥協的に落ちつく場合が多い。

そしてまた、先ほど佐藤大臣と山花大臣も、与
党案をつくるのにいろいろ経緯があつて、いろい
ろ努力を重ねた結果という趣旨のお話がありま
したが、やはりその結論を出すのになかなか苦
も時間もかかるというふうなことで、私は、今度
の与党案というものはそれなりに御努力されて得
た結果だと思ひますけれども、我が自由民主党の

提案に比べれば、やはり一貫性というものに欠け
るのじゃないだろうか。一つの理念、一つの筋道、
こういうものに沿つて、我々は小選挙区の数を
比例に比べて多くしたり、一票制にしたり、都道
府県単位にしたり、その中には一貫して一つの理
念、単独政権を目指すという、そういうことで貫
かれてゐる。

そういった意味ではベストの案を提案してゐる
つもりでございますが、しかし、議会でございま
すし、与野党の大事なこれからの民主主義をつ
くっていく土俵でございまして、それは十分話
し合つて一致点を見出すように努力をしていかな
ければならない、そう思つております。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕

○石原(伸)委員 佐藤自治大臣の一般論という言
葉がありましたけれども、努力をしていくといふ
言葉、また、保岡委員の方の妥協を図っていくと
いふ言葉を私もたたく信じて、次の質問に移らせ
ていただきたい。

実は法務大臣においでいただいておりますの
で、法務大臣は民間人でございます。この議論を
また法律の専門家として聞いていて、どのように
考え、また、細川内閣の一閣僚として、この政治
改革のこの議論、今どのような印象を持ってい
らっしゃるか、御感想がございましたら、簡単に
お聞かせ願ひたいと思ひます。

○三ヶ月国務大臣 直接の所管とかかわりのない
御質問であつてでございますけれども、まあ閣僚の
一員といたしましては、やはりこれは閣内ずつと
見て回りまして、御苦心のほどはよくわかる、や
はり一つのこれは立派な御案である、こういうふ
うに民間人の閣僚の一員として考えておるところ
でございます。

○石原(伸)委員 急な質問で恐縮だったのです
が、実はゼネコン汚職を聞こうと思ひましたら、
事前に法務省の方から調査中であるとか言えな
いという答えが返つてきましたので先ほど聞か
なかつたのでございますが、やはり先ほど左近委員
から出ましたように、内閣を支えている一員でござ

いますので、どしどしと政治改革についても意
見があれば言つて、リードしていただきた
い、そんな感想を申し述べさせていただきます、も
う大臣結構でございますので、御苦勞さまでござ
います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。
先ほど私の指摘で、その目指す政党政制、穏健な
多党制あるいは単独政権、そこに選挙制度とい
うものが非常に重要な意味を持つ、そういうお話
があつたと思ひますけれども、それではその選挙
制度、穏健な多党制を目指す上では、実は私は併
用制、これまで社会党が主張されてきた併用制の
方がより制度的にもすぐれておりますし、穏健な
多党制になる、これが立証されてゐると思ひます
けれども、なぜ並立制で今なければならぬのか、
大臣並びに自治大臣、お話を聞かせていただき
ますとともに、なぜ自民党も小選挙区から並立制
なのか、並立制でなければならぬのか、また、保
岡先生先ほどお話しございましたけれども、簡単
にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山花国務大臣 今御指摘の、最終的に並立制を
選択した経過をずっとお話ししますと長くなりま
すので、省略いたします。中選挙区における格
差は正から、対立の中、幾度か歩み寄つて、最終
的には並立制ということにいたしました。

御指摘のとおり、さきの国会における野党の案
としては併用制を主張しておつたわけでありまし
て、併用制につきましては、御指摘のとおり政治
体制をつくるにプラスであると、今でもそう考
えております。

ただ、そこだけでは、いつまで政治改革が実現
するかということについて全く見通しがございま
せんでした。当時の記録、今もここでメモを見て
おつたわけですが、我々は当時、当時の社会
党は、併用制から連用制へ、連用修正、こうい
うときに同時に実は申し入れをしております。企
業・団体献金禁止の問題を初めとして、政治腐敗
の問題、政治資金の問題を一体としてこれをやる
のですよと言ひながら歩み寄りを示してきたわけ

でありまして、そこに問題点があると思つており
ます。

全体、やはり国民の批判を受けてゐる政治と金
の関係について国会がきちんとした姿勢を示すこ
と、そこが大事だということを二体として、最終
的には選挙の結果を受けて、連用修正からさ
らに、大變、当時社会党にとつては不利益な制度
であると思つておりましたけれども、国民の審
判の結果を受け、まず政治改革イコールとの意味
を持つぐらゐの政権交代を実現する中で、全体と
しての政治改革を行おうと、まさにそこでは政治
決断をして、その部分についての政策について変
更してきたわけでございます。

○佐藤内閣大臣 山花改革相の答弁に尽きてゐる
と思つておりますけれども、選挙制度そのものを
いろいろの観点から論ずる、評価をする、いろい
ろあるかと思ひます。私たちが併用制というの
が一番いいのではないかと思つたこともございま
すが、残念ながら我々が絶対過半数をとれてゐる
わけではない。公明党さんともさきの国会で一
緒に法案を出して、いろいろ議論をしてきたわけ
であります。結局、さきの国会、自民党の単純小選
挙区制と、我々の併用制、連用制という、比例代
表を中心に物を考えるあり方との合一を見ること
ができなかったわけでございます。

しかし、このまま議論だけしてゐるわけにはま
いりません。私たちがいたしましては、国民の皆
さんの期待に沿うためには、何といつても企業・
団体献金の禁止という一つの柱、あわせて選
挙制度も、現実的にかつ政権の選択もでき、多様
な民意を反映することのできるという二つのい
いところを兼ね備えた案ということで二百五十
二百五十という比率をもつてすることがいけば共
通項ではないか、こういう考え方に立つて提案を
しておるところでございます。

○保岡議員 小選挙区制を前国会の提案で出しま
したのは、単独政権を目指す二つの政党が政権
を競い合う、そういう緊張の中から新しい政党
政治の確立を目指すという趣旨であつたと思ひ

ます。

しかし、我が自由民主党は、「政治改革大綱」を決めたときも、小選挙区を基本とするしなごらも、そこで吸収できない民意というものを必要最小限度、小選挙区制の趣旨を損なわない範囲内で反映させるということが基本でございました。そういう当初の基本に沿って、今回は、いろいろな経緯もあって、我が党案としては、今申し上げたような趣旨で、必要最小限度民意の反映も考慮する。

しかしそれは、衆議院の選挙そのものが内閣総理大臣の指名で優越権を持っていることなど、その他の事項でも参議院に比べて優越権を持っている。国会の第一院であるということにかんがみて、政権選択ということが衆議院の選挙の基本であるということ。それから、第一院であるからして、国民から見えてくるだけ人という点でも具体的に選べる、そういう制度にして、参議院の方にも民意の反映という点ではいろいろ工夫がなされているところでありまして、衆議院はあくまでもそういう選挙の候補者との具体性を大事にして、一票制にして政権選択の趣旨を明確に貫き、そしてまた都道府県単位の比例にして候補者の具体的な選択ということに資するというところで、今度の小選挙区比例代表並立型を提案いたしておるところでございます。

○石原(伸)委員 社会党の両大臣のお話を聞かせていただきました。妥協に妥協を重ねて、山花大臣の言葉では今でも一番いいと信じている併用制を捨てて、また佐藤自治大臣のお言葉ではその当時一番いいと思ったものを捨てて、実は歩み寄ってこられた。自民党の方は、小選挙区制から、論理的に見て、この論理から外れることなく、一党単独政権ができるようなものを目指すということとで歩み寄ってこられた。もうあとは、本当にあと一歩を踏み出して妥協するしかないか、そんなところにあるような気はするのですけれども、しかし、現行の中央集権的な、言ってみれば先ほど五十嵐大臣に質問をさせていただいた政官業でござ

いますか、これが一体となったシステムが続く限り、実は小選挙区制になっても、利益誘導型の選挙というものがなくなるんじゃないかという指摘もその一方であるわけでありまして、そして、むしろこれももう同僚議員がさんざんしていることですが、選挙区が小さくなる分、そして今度は同士打ちという形ではありませんけれども、政党本位の選挙ということ、政党同士の足の引張り合い、あるいは地方が中央に系列化される、人脈、利権、こういう御指摘もあると思うのですけれども、その部分についてどういうふうにお考えになるのか。

そして、今度の制度で一番重要なことは、政党ということが前面に出てきていることですから、この政党というものについてどのように考えていらっしゃるか、政府側の答弁をお願い申し上げます。

○山花国務大臣 今御指摘のとおり、今回の選挙の最大のテーマは、個人本位の選挙区制から、政権を争い、政策で選挙を行う並立制に切りかえていこうということにござります。そこでの政党の役割というところが改めて議論され、重視されているところでありまして、まだまだその意味におきましては、一方、政治改革を進めると同時に、それぞれの政党の独自の改革ということについても大事なテーマとして、この委員会の議論の場とはちょっと別になるかもしれませんが、それと、それぞれが努力を始めているところではなからうかと思っております。

一般論とすれば、国民の民意というものを集約して、国家意思形成に当たってその媒体となるのが政党である。そして、そうした政党であるためには、ある程度安定した組織と財政と継続的な活動を行うことによって、そうした政党として国民の皆さんに認知されていることも必要である。おおよそこうした考えの中で、今回の選挙法も政治資金規正法も政党助成法も組み立てられているものと、こういうように考えております。

政党一般論につきましてはちよつと横に置いて、当面の法案に係るテーマとして考え方を述べさせていただきます。

○石原(伸)委員 山花大臣は弁護士でもありますから私よりも法律の知識があると思いますが、御承知のように日本の憲法では、政党は憲法に編入されておられません。何条でございましたか、二十一条でございませうか、結社の自由ということ、その中に入るといって、言ってみるならば自由な任意集団と言っているんでしょうか、そういうものをこれから言ってみれば編入まではしないけれども、格上げという言葉がいろいろいわれているけれども、前面に出していく。大臣のお言葉をかりるならば、民意を集約して、そしてそれを国家意思形成する上での媒体となる、こういう考えでその政党助成というものが実は出てきた、そういうふうにお話から推測をさせていただきます。

もういろいろ議員の方が指摘されたように、ドイツでは憲法に編入されております。そして政党助成が行われている。そしてその一方で、日本には結社の自由ということで保障されている政党でありますから、社会党もあるいは自民党も自由な集団であります。悪いところがあれば、何の法律も直すこともなく、自由によくなるための自己努力をできるんですけれども、これが政党として一つ、何というんですか、一歩踏み出すと、そういうものが逆にできなくなるという心配も実はあると思うのですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○山花国務大臣 御指摘のとおり、各国の法制につきましても、政党に対する法制というものがおおよそ三つぐらいに分かれているのじゃないかと思っております。憲法上明確にするもの、あるいはそうではなくて、例えば今度の政党助成法のよう特定の法目的に従って政党に関する法制を整備しようとするもの、第三番目はその二つを混在させるというものですか混合型というふうなものがある

と思っておりますけれども、日本の場合には全体、第二番目の法則、それぞれの法目的に沿って政党に対する規制を設けている。こうした形で、政治資金規正法についても、政党助成法も、そして公職選挙法上も、そういうことだと思っております。

憲法を制定したときの国会での金銭国務大臣などの発言等にもよく紹介されておりますけれども、政党はやはり本来自由であることにその本質があるのだということについては、比較的我が国においては定説となつて今日に至っているのじゃないかと思っております。過日の第八次選挙制度審議会におきましても、政党の自由な政治活動を守るということをお前提として、私はあの審議会の意見が構成されておつたものと記憶をしております。

今回の立場は、まさにそのとおりでありまして、したがって、具体的なテーマでいうならば、政党助成法による資金の使途等についてもそれぞれの政党を信頼して内部干渉は行わない、こういう構成になっているところをございまして、御指摘の点につきましては、全体、国がお金を出すということ自体が政党に対する干渉になるんじゃないか、こういう議論もあることは承知をしておりますけれども、全体の企業・団体献金禁止の問題あるいは腐敗防止の体制の問題、そしてさらに先ほど来議論しております政党の役割ということなどを考えれば、決してそうではない形での、あるべき民主主義のコストとして安定した政党の財政基盤の一部にならなければいけない、こういう考え方ですから、決して内部に干渉、規制ということではない全体の法律の構成となつているところでございます。

御指摘の政党の内部に対して国家が規制するようないことがあつてはならない、そのことについては十分わきまえた中で今度の全体の法体系ができ上がつていくということについて、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 質問する前に重要な内部干渉と

いうことを大臣の方からお話がありましたけれども、こゝが実は一番重要なところでございまして、いわゆる私学助成というものをやっている、私学が監督官庁の文部省から監督されているのか。やはり助成をいただいている以上、ある程度の監督権というものが文部省にあるという事実があります。この干渉されないというギランティーをどこでするのかということが実は法案の中で明記をされていない。私は、そういう意味からしても、実はこの政党助成というものは個人的に反対をしております。

理念的に言うならば、これは、政党というものが寄附をもらう団体なのか、あるいは団体なのか、もし寄附をもらうのであるならば国庫助成はいただかない、そして、もし国庫助成をいただかないならば個人、団体、企業献金を含めてすべてをわらない、実はそのどちらかで本当はあるべきだと思ふんですけれども、これは政府案並びに自民党案も、ちょっと足りない分があるから公的助成はいただきたい、全額国庫で出してもらうて献金をなくすというすっきりしたものでない、こういう気がするんです。言ってみるならば、理念と原則とその実態というものが一本の線で結ばれてなくて、ちょっと困ったから国庫から出してもらおう、これではなかなか実は国民の理解を得ることができないような気がいたします。

その政党助成に当たっての原則みたいなものは政府としてお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山花国務大臣 おっしゃった点、大変大事なポイントだと思っております。

基本的には、政党においては選挙を含めた政党の政治活動、そうしたものに要する費用の相当部分というものを、党費とか寄附とか事業収入等の自助努力によって調達していただくというものが大前提になっていると思っております。

しかし、現実の政治の場で各政党の収支ということについて見るならば、従来はやはり企業・団体献金にかなりの部分を負うていたという現実が

あったのではなからうかと思っております。今回、近年頻発するゼネコン汚職等を含めての腐敗に対する国民の怒りにこたえて、やはりそこに腐敗の温床があったのではないかと、こういう批判などを考えるならば、企業・団体献金禁止について一歩踏み込むべきであらう。

しかし、今日、全廃ということは政党の財政の現状から見ていかなるものだろうかということの中で、八次審にもありましたとおり、過度に国家に負担させてはならないということなども考えながら、かつての海部内閣当時の案もそうでしたが、三分の一ぐらいというのが今回の提案の前身でございまして、最近でも、もし必要でしたら政府委員に答えていただきますけれども、ベルギーなどの場合にはことし企業・団体献金を一切禁止して公的助成に踏み切った、こういう法制をとったところもあるようですけれども、我が国の場合にはそこまでは踏み込むことは現実的ではないし、合意を得ることがなかなか難しいのではなからうか。

こうした考え方のもとで、さつき申し上げましたような自助努力と独自の財政確立のための政党としての任務と責任ということは前提としながら、企業・団体献金禁止というような調整や、あるいはそのことによって従来以上に政党財政のやりくりということが難しくなるのではなからうか、また、政党の負担というものが政党中心の選挙だからふえてくるのではなからうか等々考えて、三分の一ということをめどに今回の提案をさせていただいていこうと思っております。

○石原(伸)委員 今、大臣非常に大切なことをおっしゃられた。やはり政党は自助努力によって、寄附あるいは収益事業によってその活動費を捻出するべきであるというお考えが示されたと思えます。

やはりそれは、そうしますと、理念的には本当はどっちかなんですけれども、現実として、その実態というものはその間をいくということですが、自民党案も実は三分の一として三百九億

円、政府案も三分の一として四百十四億円でございまして、これをそれではどのように配分するのか、そういうところが明らかになっていない。

国民の側も、四百十四億円というのは、細川さんが本会議で言われたのはコーヒー一杯分だと。コーヒー一杯分出してくれという理屈で、三分の一だから出してくれということは私は通らないんじゃないか。やはりそこをもう少し明確にしていかなければならない。

それが明確にならない限りは、さつき言いましたように、全額国庫が出してくれて献金をなくすか、あるいは献金だけで足りるのか、そのどちらかが理論的には正しいのであって、そして足りない分だけ何とか国から援助してくれというのはちよつと虫がいいのじゃないか。その前にやはり政治家が襟を正して、企業・団体献金をもらっている人ならば、それをどれだけでもらっているか透明度を高める。そういうことによって、その後公的助成を導入するというならわかりますけれども、どうも虫がいいような気がしてならないわけでありまして。

それともう一つ、政府案で私気になりますのは、個人への献金が禁止されておりますけれども、政党への献金というものが認められております。企業・団体献金でございまして、そうしますと、政党というものがあつた意味じゃブラックボックスになつて、支部も政党の一部として、政党の支部がパーティーを行う、あるいは中央の政党から支部のところにお金が出る。こういうことによって、悪意の意味ではないのですけれども、マネーロンドリングに近いことが起こるのではないかと、こういう危険さえ私はあるような気がいたします。そこそこについて、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○山花国務大臣 初めに一言触れておきたいと思ふのですが、虫のいい悪いということに関しては、どうも、自民党さんの提案は、従来よりも総枠を五割増しにするということと、それから

企業・団体献金について、小さくはなりませんが、それでも、それが残っていく、これが政府案との決定的な違いとしてあるわけでして、そのところが違っていることをちよつと一言だけつけ加えていただきたいと思います。

今ブラックホールというお話がありましたけれども、さつき私は、同時に政党の自己改革も必要だということについて一言触れさせていただきましたが、政党に対するやはり信頼感というものがこの法案の基礎にはあるということでございます。

政党は悪の立場には立っていないということがございまして、例えば、その意味におきましては、政党が政党の持つ資金を県本とかあるいは政治家にやるお金というものは、これはその場面にのみましてはいわゆる汚職と結びつくということはない、あるいは公私のけじめつかず、私財蓄積ということには結びつかないだろう、そういうような考え方が基本にはございます。

それともう一つは、従来型、大きなお金が派閥の領袖の方から派閥内に配られる、こういうこともなくなつてくるんじゃないだろうか。

こうしたことから考えますと、理屈の上ではブラックホールなんだから、何百、何千億金を集めてそこに入れるということとは言えますけれども、現実にはそんな甘い実態にはなくなっているんじゃないか、こう思っています。

企業の側、出す側でも、企業の倫理という観点からこの問題に大変議論が高まっているところでもありますし、また、幾つかの事件というものが改めて企業倫理を問うています。

同時に、収支について、例の五万円以上についてオープンにするということにつきましては、御指摘のブラックホールの一つ、パーティー券につきましたも、五万円が明らかになるということと、従来の何億円あるいは十億円に近いような一回のパーティーの収入が派閥のパーティーにあつたというようなことは、ちよつとこれからは考えられないのではなからうかと思つてい

れども、私たちはさながら日本ダービーに出る出走馬のようなことが出て、それをまた皆さんも、国会議員も含めてですけれども、必ず目を通されている。そこには政策は介在しなくて、単に勝ち負けだけをその選挙の中で問うている。

また、同様に、今も法案の審議がされている最中でありながら、区割りやまことしやかにマスコミによつて、勝手にと言つたら失礼な言い方ですけども、何も決まっていな中でああいう区割りを新聞が発表して、そしてここにはだれが行くとか。要するに、政策云々よりも勝ち負けが選挙のすべてだといふようなあり方が、国民、そしてそういう報道機関を通じて蔓延しているんじゃないか。それを改善することが政治改革なんじゃないかと思つてゐるんです。

もちろん私たちにも責任があります。私たち議員の日々の政治活動も、国民の人たちにそうしたもう最終的には勝てばいいんだという一般像を浸透させている責任もやはり認めなきゃいけないと思つてゐます。

例えば、国会議員になりました、いろいろ委員会とか本会議に出席していただくんですけれども、非常にその出席率が悪いということに驚いております。これはもちろんいろいろやむを得ない事情での御欠席もあると思うんですけども、やはり口々に国会よりも地元の方が大切だということを懇切丁寧に教えてくださる先輩議員もおられるわけで、これは別に与野党を問はずの姿勢だと私は思つてゐるんです。

そしてまた、国民の側でも、当選するとうちの議員はあいつに來なくなつたというふうな、そういう声は議員本来の仕事、ここの審議とかそういうことなんですから、そういうことはさして置いて、地元を案を出すことに議員を駆り立ててしまふというのが現実だと思ふんです。

そこで、今ちょうど本場に政治が最悪の段階に來ているとするならば、それを変えていくのが、選挙の勝敗のみにこだわらずやっていくのが本来の政治改革だと思ふんですけれども、それについて

てのお考えはいかがでしようか。

○武村国務大臣 確かにおっしゃるとおり、勝ち負けがすべてであるかのような選挙になつてゐることは否めません。確かに選挙も戦場でありまして、そこで勝つか負けるかがすべてといへばすべてであります。政治家は落ちた人といふ言葉がありますが、私はこれからは、落ちて政治家は政治家だ、政治を一たん志した人は政治家だとむしろ言いたい。今落ちてまた必ず上がる、また上がる可能性があるという意味で、落ちたらたまたまの人という言葉はもう返上していい時期に、この制度改革によつてしていきたいと思つております。

ただ、勝敗がすべてとおっしゃる野田さんの表現は大変フレッシュに聞こえましたが、私どもは今まで個人中心の選挙であつた、個人本位の選挙であつた、その反省から、今度は政策や政党中心の選挙に変えていこうじゃないか、これが小選挙区制であり比例代表制の提唱であつたと思つております。

ただ、それでもいろいろ議論を深めていきますと、小選挙区制が本場に政策本位になるんだらうか、金がかからなくなるんだらうか、ひよつとしたらもつと個人単位のどろどろした選挙になるんじゃないかという御批判という御懸念もあるわけで、私もそれは絶対ないとは言へません。そうならないように、制度を変えるとき同時に、ありとあらゆる努力を私どもがしていかなければいけないというふうにお思つております。

○野田(聖)委員 そこで、さきの八月の所信表明の中で、細川総理は「国民、有権者の皆様方にも、いわゆる金権選挙や利権政治を根絶する決意をお持ちいただかなければ、政治改革を真に成功に導くことは困難である」と思つておられます。ということをおっしゃつていますが、今こゝで行われているのはむしろ私たち側の、政治家、候補者側のいろいろな手だてでありまして、受け手である、まあ選挙というのは双方相まって成立するわけ、その受け手である有権者の方には、具体的に

は何をもうしてくるな、何をこれからしてほしいんだということを考えようか、教えてください。

○山花国務大臣 大衆政治の現実の問題点を的確に御指摘した御質問であると思つて承つておたところですが、実は政治改革の問題に取り組みまして、かつて選挙のときには私は野党の立場でその問題をアピールしておりましたが、政治改革を行うといふことは選挙制度の問題一つではない、全体としての政治改革だということ、政治家の倫理の問題、政治資金の問題、国会改革の問題、そして党の改革の問題等も訴えて、政治風土を変えることなんだ、こういう言い方をしてみたい。やはり政治風土、政治文化を大きく変えていくといふことについての政治家の自覚と責任といふことがなければならぬのじゃないかと思つてゐます。

今お話しのとおり、政治家だけじゃなくて、受け手、送り手、その意味におきましては有権者の皆さんの御理解もといふことでしたけれども、政治家がしゃんとしなければ、どんなに説明したつてまゆにつばつてしかごらんになつていただけないわけでありまして、その意味におきましては、政治倫理を確立して、しゃんとした姿勢を企業・団体献金禁止などの問題についても示していく。そうした中で、国民の皆さんに、新しい政策中心の選挙を行つていくということについての政治家と政党の新しい政治風土をつくっていく、こうした姿勢といふものが見えてこなければ、国民の皆さんはやはり理解してくださらないのではなからうか、こう思つてゐるところでございます。

また、かつて、選挙中の記憶ですけれども、そうした日本の政治を変えることについては政党の役割ではない、国民の皆さんと共同の作業でやりたい、こういうことを一生懸命訴えておたことも記憶しておりますけれども、まさにその意味におきましては、共同で新しい望まれる政治風土をつくるための土台をつくるのが今回の政府の提案、四法全体の中身である、こういうふうに考え

ております。

一言つけ加えますと、まだまだ不十分な点はあるところと思つてゐます。今回は、まさに骨格をきちんと打ち出してスタートの土台をつくるということでありまして、また、今後新しいテーマについて、これまで腐敗防止の問題その他も幾つか提案もあるわけでありまして、改めて今度の法案の後も幾つかのテーマについてはまた議論が行われるものではなからうかと思つております。

そういうことを含めて、まさに個人中心の、地盤培養型のそういう政治風土を変えていく、こういうことを心がけなければならぬのではないかなうか、こう思つてゐるところでございます。

○野田(聖)委員 今の大臣の御答弁は、むしろ私たちが今一生懸命頑張つて、その土台ができたところで国民の皆様にいふようなニュアンスにとれたのですけれども、だんだん審議が進むにつれて、国民と議論をしてゐる議員との間が広まつていってしまつてゐるような、もつと本心に情報がない国民の皆さんに逐次わかりやすく行くような手ではないんだらうかなといふことを常々考えているわけで、これは本場に政治家だけが考へてはいけな問題で、やはり国民の皆さんがやる気になつてくれなければ、やはりそういう政策本位、政党本位で選ぼうといふ気になつてくたさなければ、本場に回つていかなければ、大変な不安があります。そういう意味で、やはり公聴会なりはしっかりと納得いくまで開催していただきまして、広く多くの声を集約していただきたいなどお願いする次第です。

次の質問に入りますけれども、私は、自民党の一人として申し上げるならば、小選挙区制というのは賛成なんです。なぜならば、小選挙区制になれば、私が一番嫌だったのはやはり選挙区内での同士打ちなんですよ。政策の違いがありませんからやはり戦ひようがないわけで、非常に女性として苦勞しましたし、泣いたこともございます。そういう意味ではいいなと思つてゐるのですけれども、これ、中選挙区と同様、やはり小選挙区に

も多くの死に票が出るということが今問題になっています。

そこで、自民党が提案された小選挙区比例代表並立制というのは、要するに小選挙区ではなくみ取ることでできなかった広範な民意を取り上げていくということと比例代表制を補完しているというふうな理解しているのですけれども、私としては、まだそれと完璧な装置だとは思えないのです。また、昨今は残念ながら投票率の低下もいろいろあるわけで、市長選挙と似たような選挙では、今では各知事選、市長選なんかはそれに近いのかもしれないませんが、そこにおいても最近非常に投票率の低下が目立っています。

そこで、それを補う、補完するにはもうそれ以上の手だてがないのか、何も考えがないのか、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○山花国務大臣 投票率低下の問題につきましては、まさにそこに国民の皆さんの政治不信が象徴されておった、こういう受けとめ方をだれもがしておたのではなからうかと思えます。

ただ、小選挙区制だと一人で争うから、例えば知事選挙、市長選挙と同じように、こういう御質問だったと思うのですが、確かにそこでは大統領選挙型の一人、一人を選ぶということですが、今回は同時に二百五十の並立ということもあり、そこでは全国的に票をとらなければ政党としても議員を送り出すことができない。そして、有権者の皆様にも名簿と、そこで順番なども知っていただいて、政党型選挙も行われるわけがありますから、単に小選挙区だけで、御指摘のような、例えば無競争はあるのじゃないかというふうなことはなくなつてまいりますから、そこでの有権者の皆さんの関心、投票率に結びつくところもあるのではなからうかと思えますし、同時に、単なる中選挙区の中同士打ち型だけではなく、政策を争う、そして全国規模で政策を争うというようになりますと、従来の低投票率を乗り越える条件というものはつくっていくことができるのではなからうか。もちろんこれは制度が

くるのではなくて、そうした有権者の皆さんの関心を寄せていただくだけの政党の活動が前提であるということとは当然ですけれども、制度的にも、単純小選挙区制とは違った有権者の皆様の関心と全国的規模で投票率を上げるという、そうした仕組みができていくものではないかというふうな、こう思っております。

○野田(聖)委員 ちょっとわかつたようなわからないような御答弁なんですけれども、済みません、私がまだ勉強不足なんです。

では、仮に、たつた今、連立与党の候補者と自民党の候補者が選挙に出たとして、その政策の違いを、例えば具体的にこういうことで戦いますというのがあるならば教えていただきたいのですけれども。今まさに選挙が行われるとして——ちょっと済みません、そうしたら官房長官にどうしても聞きたい質問がありますので、前後させていたいただきたいでしょうか。

新しい政治改革に伴う制度についてさまざまな疑問がある中で、小選挙区になるといことは、先ほど申し上げた、自民党では同士打ちがなくなるといふメリットがあるのですけれども、その反面、一選挙区一人の候補者に集約しなければいけないということになってくるわけで、その候補者というものは、やはり各政党勝たせたいという候補者になると思うのですけれども、官房長官、小選挙区になったときに、各政党、各選挙区、各一人の候補者を選定するに当たって、勝てる、強い、優秀なと言われる候補者の擁立が望まれてまいるわけですから、そういう方をイメージされておられますか。

○武村国務大臣 率直に言つて私の党もまだそこまで頭が回っていないのでありますが、一般論で言えることは、先ほど申し上げたように、個人中心から政党にシフトすると期待をしているわけですが、個人中心ということとは、特に自民党の場合なんかは、私も最初は無所属で出ましたが、無所属で、もう党の全く了解なしに飛び出す、そして上がった公認してもらつた、こういうことですか

ら、まさにもう出るときから自民党の場合は個人中心という個人本位でした。それがまた自民党の活力でもあったわけでありまして。

今度は党で一人しか立てませんから、むしろ無所属で出ればこれを厳しく除名するとか抑えることになっていきます。すると、党が主体性を持つ分だけ、今度は本党に、出たい人よりも出したい、すぐれた立派な人を各党が選ぶようになっていくだろう。

したがって、本当は、きょうの後の質問にもございまして女性の問題も、比例区においては当然党が中心に決めていきますから、惜敗率で、重複立候補で小選挙区に出ないならばだめですけれども、その上に、例えば自民党は三十人比例オンリーで、優先で、一番から三十番まで立派な人を選ぶとされますと、その中にレーティングでも何でも決めて、五人は女性だと、十人でもいいのですが、そういうふうな決めることができます。私どもの小さな政党でも、小さいなりに、一割か二割は女性を選ぼうと。比例の場合はそれが党でもう決められますし、小選挙区でも、今までは党が主体で決めますから、中選挙区制に比べればかなり女性が進出しやすい条件になると私は思っております。

○野田(聖)委員 どうぞ、いろいろまだあるのですけれども。

これは私自身の経験なのですが、御承知のように自民党はこの十三年、衆議院議員、女性一人もございませんでした。その一つには選挙のやり方、今お帰りの官房長官がいみじくも新聞のインタビューで、今までの選挙は「女性の立候補者が少ないんですね。金がかかり、情実がからむ」というようなことをおっしゃっているのですけれども、ようやく自民党でも二人いるわけですが、私の場合ですと中選挙区だから当選できたんじゃないかという部分もあるわけですね。

私の選挙区は岐阜一区でして、その定数は五人です。そうなりますと、当然、自民党は複数出せるわけで、そこで、まあすべてではないのですけ

れども、一人ぐらい女性がいてもいいんじゃないかという考えは必ずあったと思うわけなのです。でも、小選挙区になりまして、やはりどうしても勝たなきゃいけない、たつた一人だから負けるわけにはいかないということになると、そういう意味で女性がいかにしてしまふのじゃないか。

だから、先ほどの官房長官の御答弁はささかちよつと疑問を感じるところなのですけれども、むしろ、今細川総理というのは、生活者重視だ、そういう中で生活の真の担い手である女性が政治に数多く参画しなきゃいけないということをおっしゃっておられるのですけれども、ここで質問させていただきたいのですが、社会党、公明党、日本新党というのは、その党の公約に男女共同型ということと、クオータ制導入とあります。ここで、実は自民党の各議員はこのクオータ制のことを御存じない方が多いので、山花大臣、ちよつとクオータ制の御説明をお願いいたします。

○山花国務大臣 かつて党の委員長だったという立場で若干御説明させていただき、また、後段にありました選挙における女性候補に対する態度につきましても、自治大臣が選対もずっと仕切っておりましたので、もし足らなければ補足していただきます。

社会党としては従来から、従来からというよりも最近の方向として、組織論としても、二本の柱、女性と市民と勤労者によって党をつくっていく、これを基本にいたしまして運動方針もつくつてまいりました。

クオータ制度、一定の割合の女性をさまざまな機関にも参画していただかなければいけないというところにつきましても、最近の例えば市民の皆さんに配つていく我々の方向、方針としましては、ある程度年度目標を決めまして、クオータ制の実現というのを党はこうやっていくというふうなわけですが、例えば「二〇〇〇年までに男女の均衡ある代表率によって議会も党も運営することを基本目標に」ということで、「国や自治体議員の立候補にあたっては特別措置を講じて、積極的な参

加のシステムを整備します。」こういう形で基本的な方針というものを決めていくわけであります。

まだまだ少ないのです、党の機関でも。ただ、委員長も女性が生じましたし、副委員長も常に女性がおられますし、副書記長もあるいは執行委員等についても、女性が公式の機関ということに参画をするということにできる限り努力をしておりますが、議員につきましては、国会を含めて、まだまだ少ないのではなからうかと思つて、今御紹介しましたような特別措置を講ずる、こういうことについて行つてきているところでございます。

女性と青年、若者とそれから新人などについては、資金対策を含めあるいは候補の応援の体制を含めかなり努力をしてきたのがこれまででございますけれども、それでもなお大変まだ不足しているということについては、党としても考えてくる中で、これからまた党の今日の執行体制の中での進める努力は続けていくものと、こういうふうに考へております。

○野田(聖)委員 恐らく今の御説明でクオータ制が何かと御理解いただけたと思うのですけれども、社会党の政策の中では「政策・方針決定への女性の参画」、つまり「政策・方針決定」というのは、やはり国会議員であり、各種議員の中にクオータ制を導入するということは、女性の議員をとにかくふやしていくんだということを積極的になさる。ただ、これ、言うばかりではどうにもならなくて、今、穏健な多党制というのは、内閣と政党内閣が食い違つてもいいような、ちょっとあいまいな感じなんですけれども、こういう公約というのはいささか守つていただき、かつ実行していただく。要するに、法の中に取入れていただかなければ、本当にこれは女性をうたい文句で踊らせるだけで、非常に残念なことだと思ふのです。

広中(長官、大蔵大臣) 大変忙しいところ済みません。細川総理は女性閣僚が一つの目玉でありまして、長官自身女性議員の立場で、まだまだ私たち、党を超えて、非常に女性の数は少ないことを理解して

ただけると思ふのですけれども、公明党ということでもなく、やはりこのことについて前向きに閣僚の一人としてひとつ政治改革の中に盛り込んでいくというお気持ちにはございましてでしょうか、積極的に与党の一人として、閣僚の一人として。

政治改革というの、口で言うのは易しいですけれども、改革というのは本当に大変なことだと思ふのです。その中に私たち女性がしっかりと根づくような改革案というのを入れていただきたいなというのが私の願いなんですけれども、いかがでしょうか。

○広中(国務大臣) 一人の女性として、一人の女性の政治家として、今、野田委員が御指摘になりました点、大変に重要な問題だといふふうに私は受けとめます。そして、公的機関あるいは政治の機関におきまして、その意思決定、政策決定の場により多くの女性が入つてくること、それは非常に好ましいことだと思つております。特にこれから高齢社会を迎え、男女共生型の社会をつくつていくという点におきまして、やはり女性がたくさん参加することは好ましい。

しかし、これを法的なことであるかどうか、つまり、一定の割合を義務づけるといったようなことが果たしていいことかどうかという点に關しては、私はまだはっきりとした考えを持っていないわけではございません。いろいろなやり方があると思ひます。もつと社会全体の意識を高めていく、あるいは教育、そして、何となくの意識、女性差別撤廃条約といったような法律もあるかもしれないけれども、いろいろなそうした取り組みの中で女性の政治への参加者がふえるということ。

そしてまた、政党といたしましても、それぞれの政党が女性を人材として認め、そして女性がそうした政治に参加することの大切さを認めて、そういう女性の候補も男性の候補と同様に、同じように差別することなく扱つていただく、そういうことがこれからの政党に望まれるのではないか、そのように思ひます。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございます。ぜひ前向きにこのことは考へていただきたいと思います。

そこで、女性に苦しい自民党にお尋ねいたします。

実は、各党の政策を見てみますと、今申し上げたとおり、社会党、公明党、日本新党というのは「クオータ制」としつかりと記されているのです。ところが、自由民主党はクオータ制すらまだ御認識のない議員が多いわけで、確かに十三年女性にすればいいなかつたという弊害もあるわけなんですけれども、今、山花(大臣)初め与党の大臣からの御答弁の中で、自民党としては政治改革の一つとしてどう考へてでしょうか、御答弁をお願いします。

○保岡(議員) 野田委員が御指摘のように、十三年我が党には衆議院に女性議員がおられませんでしたが、参議院はおられますが、衆議院にはおられません。そんなことで、これからは、「政治改革大綱」にも、やはり有能な政治的意見や素養を持つておられる女性の方にももつと政治に参加していただくということ、女性参加の機会をできるだけふやしていくということ、これを定めて、もう四年たつております。ですから、クオータ制というようなものを法的に今義務づけるような方法がすぐいいかどうかは別として、我が党も、やはり社会は男女で成り立っているわけでありまして、やはり政治も女性が一緒になつてやるということ、これは非常に人間性に満ちた政治ができるように私も思ひます。

ですから、これから自由民主党も女性参加の機会をできるだけ得るよう努力したいと思ひます。が、新しい小選挙区比例代表並立制の中でも、私は、先ほど野田委員のいろいろ御意見もありましたが、中選挙区はやはり地方のボスとか官僚とかあるいは二世とか、そういった特定な人たちが政治家の供給源になるといふ、これは中選挙区の弊害の中からの制約として、一つの特色として最近の傾向になつてきているということがありま

した。

ですから、全く新しい政党政治を確立するために根底から政治を変えていこうといふので小選挙区を基本とする新しい制度に移行しようといふわけですから、その中で、私は、小選挙区制の中でも、党の組織で、党でいろいろ政治を決めて、そのことを有権者に判断を求めるといふことがよりできる制度でございまして、小選挙区の候補者にしても比例の候補者にしても、女性をできるだけ候補者に取り入れるということ、やはり国民の支持を得るという努力が政党内でも非常に強くなつてくるだろうと思つております。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございます。くれぐれもその点の御配慮、なぜならば、やはり自由民主党も、いろいろ言われる中で、女性の声が集約しづらい部分があつたんじゃないかと思つております。

それで、このクオータ制の導入について、法律化するのには難しいかもしれないけれども、せめて、公約の一つとされておられますので、次回のときには必ずそういうことが社会党としてお約束していただけるかどうか、お尋ねしたいんですが。

○佐藤(国務大臣) 政府としてということでございます。また、まだ私、女性担当ではないものから、女性担当大臣がいられしやうでございます。先ほど、それを越えてはいけませんけれども、先ほど、広中(大臣)からもお話がございましたように、全部一律、数字一律をもつてやるのが果たしていいことかどうかといふことは、いろいろと行政というペースでいへばあるかと思ひます。

ただ、私から言われれば、天の半分を支えているのは女性でありますから、やはりできる限り、今促進をしておりますけれども、審議会や、あらゆるそういう意見なりあるいは政策決定の場に女性が出てきていただく、女性のそういう意味での社会進出といふのは、私個人としては大賛成でございます。

今、選挙制度との兼ね合いについて野田委員触れられましたけれども、これはいわばその政党の

体質にかかわる問題だと私は率直に思っているの
であります。

我が党のことでいえば、女性というのは全く男
と対等だという基本的なところにあるわけでござ
いまして、政党によっては、女性は家庭に入るべ
きだと思っていられる政党もあるようでありま
す、ところによりましてはあるようでもございま
すし、いや、女性は何でも物を聞きやすいからそ
れの方がいいんだと思っていられるそういう
政党もあるやに、私のこの政界におるところでい
ろいろ聞いておりますが、やはり基本的に私は女
性の、先ほど広中先生も言われましたが、人材と
いうことで本当に認めるかどうかという、その党
の体質というのが選挙の中では一番大事になっ
てくるんじゃないかと思えます。

私も、選対委員長時代に、土井委員長時代にこ
ざいましたけれども、かねと太鼓をたたいて女性
候補を探し回り、今、若干女性の方には、助成金
という笑いが出ると思いますが、要するに幾ら
かでも選挙費用を中央が持つというようなこと
しておるわけでございまして、基本的には、私は、
今野田委員の言われている、指摘の問題というの
は、選挙、政党ということからいえば、どうい
ふに女性というものを位置づけるかということ
にかなり、その党の体質にもかかなりよってくる
のではないかと思えます。

○野田(聖)委員 実は、細川内閣の支持率が史上
最高だというふうに言われていて、その中身を調
べてみますと、女性の支持率が男性の支持率を上
回っているようなんです。これは今までの自民党
の歴代の内閣にはなかったことで、やはり細川内
閣に思いを寄せる女性の期待というのは大きなも
のがあると思うんですね。

それともう一つは、女性の人材云々もあります
けれども、やはりエリートでなければ政治家にな
れないとか、優秀でなければ、だれよりも働かな
ければ政治家になれるという感じも大切ですけ
れども、やはり普通の感覚を持ち、なおかつ、政
策中心であるならば、そんなにすばらしい女性

じゃなくても、例えば東京大学を出ていなくても、
政策をきちんと理解し、そして一生懸命国会議員
として働く人間であれば、男女別なくいいんじや
ないかと思っているんです。必ず人材云々でそれ
なりというんですけれども、その肩に力を張らず
に、普通の女性が政策をもとに出てくるんだつた
ら、逆に人物本位じゃなくなるわけですから、人材
云々というのは逆に矛盾してくるんじゃないかと
思ってしまうんです。

ちなみに、今、女性の投票率というのはずっと
男性を上回っているわけですね。女性の有権者
は二百八十万人も多いそうなんです。やはり世論
というのかな、それを代議する代議制のこの国会
にもう少しいてもいいんじゃないかということ
を感じているんですが、コメントがございましたら。

○佐藤国務大臣 結論的には大賛成でございま
す。有権者の半分よりちょっと超えておると思
います。女性の方が多くいまして、男女
でこの日本の社会は成り立っているわけでありま
すから、もっともっと本当は私も女性が出てきて
いただいたいと思います。

ただ、先ほど人材と申ししたのは、学歴とか
なにかという問題ではなくて、女性だときれい
だから、票が集まるからというそういう位置づけ
というのはい人材ということではないことでありま
して、そういう女性の扱い方というのではないけ
なという意味に私は今人材という言葉を使いた
けでございまして、今、野田さん言われましたよ
うに、トータルに、意欲とそしていろいろな考
えを持っていらっしゃる方がどんな社会的に進出
してくださる、また、政府としてもどんどん出
きてもらえるような環境づくりを、女性担当大臣
がわざわざ置いてあるわけでありまして、きよ
うの審議も十分お伝えをして、なお一層してい
きたいと思っております。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございます。
た。よろしくお願ひします。
自民党の方からもぜひコメントをお願いしま
す。

○津島議員 野田委員御指摘のとおり、有権者は
ずっと女性の方が多い。それから、もっと大事な
ことは、今の我が国の所得水準から申しますと、
一番大きい問題というのは、生産ということより
もやはり生活だ、これは今の内閣が指摘している
とおりでございます。おまけに、日本の社会の最
大の問題が高齢化と少子、子供さんが少ない。こ
れはやはり女性の格別な理解と御協力が必要に
乗って切っていく問題であるということからい
えば、女性の参加が日本の政治の成否を決め
ると思っております。

今まで自民党で制と衆議院議員に女性が少な
かったというのは、要するに中選挙区制で争う方
を担当していたものから、自民党の場合には
一人だけ出すというわけにいきませんから、これ
は非常な障害になっていたと思うんですね。その
裏になつてくるのが、参議院では既に、看護婦さ
んの代表であるとか、あるいは福祉の代表である
とか、それから体操のあれの方であるとか、歌の
うまい方であるとか、いろいろ多彩な人材が御活
躍になつておるわけでありまして。

そこで、野田委員御承知のとおり、自民党でも
今党改革をやっております。その中で、女性問
題というのは、女性と言っちゃいけないんだそ
うですけれども、非常に大きな検討課題になつて
います。そういうことの中から、先ほど保岡委員が答
弁いたしましたように、新しい選挙制度というの
は、自民党がやはり今の社会の要請にこたえて、
もっと女性が出ていただくということに非常に好
都合な制度改正になるんじゃないだろうかと思
っております。

○野田(聖)委員 ありがとうございます。
この件に関しては、与野党とも意見が一致して
いるようなので、まず最初に具体的話を話してお
いたしまして、二十一世紀に向けての先ほどの
問題、少子の問題、やはり女性の声を直接聞く場
をふやすということがこれからの政治改革にとて
も大切だと思いますので、よろしくお願ひいたし
ます。

時間が余りなくなつてきたので、先ほどちょ
と途中になつてしまいましたが、先ほどは、十分補完
がされるという御答弁でございましたのでし
ょうか。

○山花国務大臣 十分補完ということになります
と、やはり二百五十の小選挙区の部分におきまし
ては一つの議席を争うわけでありまして、理屈
の上では五十一と四十九なら四十九が死に票にな
る、そこだけではそうした問題は出てまいりま
す。しかし、同時に、小選挙区の結果はそうであ
つたとしても、重複立候補という形になれば、
かなり異党派投票はあるかもしれませぬけれど
も、かなり重なる形では行くのではないだろ
うか。

したがって、国会議員を送り出す手続につきま
しては、制度的に二つの制度を組み合わせたもの
とはなつておりますけれども、しかし、比例代表
の票の方ではそうした、形の上では別であるとし
ても、かなりそこでの死に票と従来ならば考えら
れておつた部分について救済をして、民意をそこ
から反映させるということは可能になつてくるの
ではなからうかと思つております。

残念ながら併用制とは形は違いましたけれど
も、並立制の場合でもそうした効果というもの
はあるのではなからうかと思つておるところでござ
います。

○野田(聖)委員 ありがとうございます。
ところが、もっと問題なのは、先ほど大臣お
っしゃつていた健全な多党制のもとにおいて、こ
れは引用はどこからかちよつと教えていたのだ
けですけれども、この健全な多党制というのはど
こから引用されているのか。

○山花国務大臣 私が読みましたのは、これは「現
代政学」、早稲田大学出版会の初版第一刷、G・
サルトーリ著よりということで私読んで、整理を
してまいりましたけれども、さつきお話ししたよ
うな形で、健全な多党制ということについては幾

つかの整理の前提があるわけでありまして、ちよつと言葉だけは、三から五のと言われておりますけれども、しかし、全体の解説といたしましては細川総理がおっしゃったようなことで私はよろしいのではなからうかと思ひますし、また、私もそういう立場で御説明をさせていただいたところでございませう。

○野田(聖)委員 実は私も、穏健な多党制についていろいろと調べて、全く同じ結果なんですけれども、もう少しつけ加えるならば、篠原という人が書いた「連合政治」の中に穏健な多党制というのが書かれておりました。そこでは、どういう政治体系かというと、ワイマール初期のドイツとか、フランス、北歐、オランダ、スイス、ベルギーのような国の政治である。その中には、イデオロギーの距離が少ないということで認められているのは、例えばワイマール初期のドイツでは、政党としての発言と政権をとったこと、内閣での発言が必ずしも一致しなくてもよいということとを国民が理解した上で成り立っているのが穏健な多党制というふうに理解しています。

ところが、今この日本においては、私たちはドイツ人じゃありませんので、そこまでは有権者が納得するかどうか、そして逆にこういう相反するものが続きますと、選挙時に公約したことと実際内閣に入ってからやることが違ふと、逆に有権者が次第に政治家とか候補者の発言をストレートに受けとめてくれないのじゃないか、そういう懸念があるわけなんです。それについてどう思われますか。○山花国務大臣 今の御紹介の中で、やはり穏健な多党制、連合政権的な政治のシステムになるというところについては、これまた極めて一般的な考え方だと思っております。

ただ、そこで今の日本の現状ということで、現実政治の場で考えてみれば、スタートしたのは今回が本格的なものは初めてでありまして、その意味では、私が閣僚の立場で答弁させていただいても、連立政権、連合政権ということについて、例えば私の気持ちになかなか伝わらないということ

で大変残念な気持ちも持っているところでございませう。伝わらないというのは、まだまだ私自身が大変説明が未熟なかもしれないけれども、要するに日本においては三十八年間にわたる政治が統一しておつた、政権交代がなかったということから、連立政権、連立政権について我々も未成熟だったんじゃないだろうか、こういうふうに思っているわけですね。

かつても、かなり前に私たちは、社会党は、連立政権について他の野党の皆さんと合意文書をつくつたり、あるいは先ほど来御説明させていただいているとおり、八九年には連立政権の政策というものが、固有の政策とは違つて、連立政権ならこうやっていきますよということについて発表させていたこと、また、過日の選挙におきまして、そのことだけがテーマで選挙が続いたというものが私の当時の印象でありまして、努力はしましたけれども、まだ日本の社会全体が連立・連合政権という構造自体に未成熟である、こういう問題点があるんじゃないかと思ひます。

したがって、今先生御質問のようなことは、現状では間々あることについては現実だと思つておりますけれども、これから細川政権がどういう形で合意をつくり、そして実行していくか、こういうことを見ていただく中でまた連立・連合政権についての御理解が深まるのではないかと、こういうふうに期待もしているところでございます。

○野田(聖)委員 そういう過渡期にある日本の政治において、やはり直接な民意を反映する補完の何か手だてが必要だと思つておられる。そこで私は、直接国民投票というか国民投票制というのを少しその補完の中に含めていただければいいと思ひます。じゃあいか。と申しますのは、結局、国民投票をすべととするのではなくて、あくまでもスウェーデンのように補完の一つとして、今現時点で国民がこのことについてどう思っているかということ、を、やはり政治の場でも私たちは知っておく必要があるのではないかと気がしてならないのです。

ちなみに、今まで自民党政権においていろいろな法が決められていたのですけれども、消費税の導入については、反対が六五%の中で導入されてる。PKOも反対が三七%の中で派遣されている。そして政治改革も、新制度が必要と言ひながら、この間廃案になつてしまつたという流れがありまして、やはりもう少し国民が政治に近づいて、そしてより親密に理解してもらうために、そういう補完の形で、時折折国の根幹にかかわるような、例えばこういう政治改革もその一つだと思ひますけれども、それを結論とせずに補完として聞いてみる必要はこれから出てくるのではないかと。とりわけそういう時期にある移行期であるならば、そういう必要性はあるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○山花国務大臣 今回の提案の中には国民投票制度について入つておりませんが、また、その間の議論でも、実は議論のテーマにはなつておりませんでした。あくまでも骨格ということだったわけですね。ただ、先生御指摘の問題について、閣僚としての立場でも私は検討すべき課題だ、こう思つております。

実は、この問題については、私も憲法の趣旨を踏まえて諸問の投票ということと創設の検討を提唱したことがございます。これは少し前の時期ですけれども、内外に発表したこともありまして、国会でこの問題について取り上げてもらいました。過去において私の印象に残つておるところでは、六四年の憲法調査会における議論、また、七八年の矢野議員の質問に対する福田総理及び内閣法制局長官の答弁などに私は大変問題点がよく出ておつたのではないかと思つておりますけれども、私、今まで大変関心を持って勉強してまいりましたが、個人的には大変研究に値する制度だと思つております。

ちよつと考えると、ただ、私が出した当時は、議院内閣制をとっているのだけれども政権交代が全くないということの中で、国民民主権は一体どうなるのか、そこでは国民の直接的な意思表示の機会

会というものの制度としてこういうものがあるんじゃないか、こういう理屈の組み立てをしておつたわけですが、その辺一体どうなるのかということを含めて大変貴重な御提言だと思つておりますので、個人的にはまた勉強していきたい、こういう気持ちでございます。

○野田(聖)委員 それでは、自民党の提案者の方ではどういうふうにお考えでしょうか。ちよつと……

○保岡議員 国民投票については、今まで我が党でもいろいろ検討がされたかどうか、私はちよつと寡聞にして聞いておりませんが、国民投票で法的な拘束力を伴うような趣旨のものは、これは憲法上限定されて規定されているところですから、憲法改正をしないとできない。しかし、何か国民の意識調査みたいなことを国民投票でするということは可能性がないとは言えないと思ひます。ただ、新しく今小選挙区比例代表並立という選挙制度のもとに、どうやって国民のニーズ、そういうものに政党が中心になつてこたえていくかという、そういう新しい試みにこれから挑戦していくということでございます。

先ほど野田委員が具体的な、体験的な感想を前提にいろいろ政治を論じておられましたけれども、私は、やはり日本の国民はどちらかというと政治はお上りやるものだという、そういう包括的にゆだねる傾向があるという感じを受けております。ですから、特定の団体や支持母体の要求を実現してほしいとか、あるいは地域や団体の要求を実現してほしいとか、そういう形の政治的要求に今までの国会議員はこたえてきたと思ひます。

ところが、高齢化の問題にしても、出生率の低下の問題、その他いろいろな今日の課題の問題にしても、きちんとした政策を訴えるということがだんだん求められますし、それに対して国民もきちんとした判断をして、政党政治を生かしていくということが大事な時代に入つてきていると思ひます。そういう意味で、この新しい選挙制

度のもとに、新しいそういった国民の意識改革を伴うように政党も政治家も努力する、国民も努力するというのがまず最初になければならないと思っております。

○野田(聖)委員 時間もなくなってきましたので、ぜひ前向きな御検討をいただきたいと思っております。

この件に関しましては、実は読売新聞に世論調査、これは世論調査と国民投票というのは必ずしも一緒ではないので、決定的なことを言っているわけではないのですけれども、P K O、先ほど私が申し上げたとおり、決めるときには反対していた国民が、この六月の調査で、「国民の過半数は、過去一年間のP K O参加を「評価する」とその世論調査で判断している。憲法改正問題についてはさらに顕著で、「憲法改正には、ずっと反対意見が強かったが、ことし三月調査で「改正する方がよい」五〇%、「改正しないほうがよい」三三%と逆転した。」とあるわけです。

この二つの調査結果、これはもう世論調査ですから国民投票とはちよつとあれが違ふわけですが、これも、「国民の意識が、永田町の常識」よりはるかにダイナミックに現実に対応していることを語っている。」とこの新聞では言っているわけ、確かにやはりこれからの政治というのは、政治家だけがこの中で考えていくんじゃなくて、国民も相まって、やはり一歩前に出て、直接行動を起こすことによって双方に改革していくというものが本来の政治改革のあり方じゃないかなと私は信じております。

最後に、大変お忙しい中、久保田長官に来ていただきましたので、実は先ほど来、女性の政治参加の一つでクォータ制の導入を社会党を含め与党の各政党が言ってくたさる、これは非常にうれしいことなんです、ただ言っていただけではない、絵にかいたもちになります。女性閣僚の一人として、やはり公約は守るべきもの、実行するべきものというお考えの上に立って、ちよつと御意見、コメントをいただきたいと思っております。

○久保田国務大臣 大変貴重な御質問、ありがとうございました。

私、乏しい経験ではございますけれども、女性には二つの席がございます。そして、それは新人、新しく政治参加する層の問題でもあると思います。一つは、その席は当選して議席を得ることなんです。もう一つの席は候補者になるということなんです。そして、今回ございます小選挙区制、それから比例制、このどちらについても、勝ち得るところの候補者になるということが一つ大きい問題でございます。そして、私どもは幸い女性党首時代がございまして、そのときに大分大きく進歩いたしました。

しかし、今回もし小選挙区制がこの形でとられるならば、それは定着したときに非常に新人が出ていくという側面を持っておりますので、初回から女性をあるいは新しく参加する層を候補者にしていくということがどの党にとっても非常に大事だと思っております。比例代表制の場合は、私ども半ばクォータ制をとっておりますから、例えば男女男女男女とやっていると申しましたけれども、男男女女、男男男女女というぐあいですが、しかし、その精神は酌量でもらっておりますので、前回は比例代表制で六人当選させることができました。

ただ、これは政党がどのように決心するか、方針を持つかということがまさにポイントでございます。現存する女性議員が一緒になつてこのことを政党に働きかけていく、あるいは地域に女性選対をつくって、地域地域でこれを対応させていくという、そういう場面が必要だろうと思っております。

○野田(聖)委員 大変力強い御答弁を賜りました。私も勇気が出てまいりました。いづれにしても、政治改革というのは、ただ技術的なことを問うのではなくて、やはり国民を含めたみんなが考えを変えていくことにあるんじゃないか。そのためには、できればわかりやすい、そしてなじみやすい制度を定着させていた

きたいものだとか願ってやみません。どうもありがとうございました。

○石井委員 次は、東中光雄君。

○東中委員 企業・団体献金についてお聞きするのですが、法案は、この法律に定める政党以外の者、政党以外のすべての政治団体、政治家個人に対する企業・団体献金を禁止して、政党以外の者は企業・団体に対して献金を要求することも、それから企業・団体から献金を受けることも犯罪だというふうになっておると思うのです。それで、どういう形で企業・団体献金の要求をするのか、と、私たちはやることがあります。

最近の経験で見ますと、「平成五年三月吉日」ということで、日本新党代表細川護熙さん、ここから、「民主政治協会」「協力をお願い」という文書をどうも各企業に出されたようですね。それによりまして、本年度中に予想される衆議院選挙を前にして財政の強化を図りたい、だから民主政治協会、要するに日本新党の政治資金団体への献金をお願いしたい。それで、法人会費、年一口五十万円いただければ、一口です、何口とは言っておりませんが、お願いしたい。これは結局、企業献金の要求ですね。

これは、日本新党はこの法律で言う政党でありまして、これ自体では別に犯罪ではないわけですが、ところが、この法律上政党にならない団体、例えば三三%の得票率を得ていない、社民連はその得票率という点だけで言えば法律上の政党でない政党ですね、それがこういう文書を出した場合に犯罪になるということになるんじゃないかと思

うのですが、担当大臣、いかがでしょうか。○山花国務大臣 東中委員の整理の仕方からすると、犯罪になるという面から答えさせていただきます。○東中委員 それで犯罪になるというのは、結局、企業・団体献金を小さな政党が要求した場合に、政治資金の公正という法益を侵害することになるから犯罪として処罰する、こういう理論構成になるんじゃないですか。

この間私がお聞きしたときの答弁で、保護法益というのは政治資金の公正だということをおっしゃいました。今の例でいえば、小さい政党が日本新党がやっとなじりなことをやっとなじりなことを要求したことが政治資金の公正という法益侵害があったから、こういうことになるんじゃないでしょうか。担当大臣にこの間の答弁とあわせてお聞きしたいのです。

○山花国務大臣 前回の答弁とあわせてということですが、ちよつと議事録がありませんので、正確を欠くといけませんので、改めてちよつと整理をしてお答えさせていただきますと思

つきました。この企業・団体献金違反の場合の法益の問題につきましては、前回私は、質的なものも含めて一緒に、急な御質問だったので、お答えしたような気もしております。今回の企業・団体献金の制限は、従来の量的規制の延長線上にあるものであり、したがってその保護法益は、政治資金の集め方に

対する節度の保護、むしろこう申し上げた方が正確ではないか、こういうふうに思っております。例えば、この質的制限違反の場合には、政治資金の公正を確保するということが保護法益としては強調されるべきだと思っております。全体としての今回の制度で、企業・団体献金を禁止する、そして一定の資格を持つ政党以外の場合には企業・団体献金を受けてはならない、この分につきましてはやはり全体としてこの量的規制違反の延長線上の政策決定である、こう整理するのが正確ではなからうかと思

つきました。今最終的な結論として、今の御質問に対してお答えいたしますと、この保護法益というのは政治資金の集め方に関する節度の確保である、こういうふうに考えております。○東中委員 では、まあこの前の答弁を訂正されたことになると仮にしましょう。(山花国務大臣「整理したんです」と呼ぶ整理じゃないでしょう。この前は保護法益の問題として答えたけれども、

あれは間違っておりまして、あなたの方
が途中で政治資金の公正が法益ですと
言うて、私が何も聞いてないときに
そういうふうな訂正されたでしょう。
それがまた元へ戻るわけですからね。
まあそれはいいです。私は速記を見
て来ているんですから。

それはそうとして、集め方の問題だ
とおっしゃいました。小さい政党が要
求をすればと集め方の問題で節度を
反することで犯罪になる、それで日
本新党がやれば、それは法定要件で
やっておるから、集め方としてはそ
れはいいんだ、こういう理屈です。

○山花国務大臣 私は政策判断だと
申し上げたわけでありまして、例え
ば、同じようなぎりぎりのことで考
えるならば、量的制限について、百
円でも多く出せば処罰されるけれ
ども、百円少なければ処罰されない
、じゃ一体どこで線を引くかとい
うことにつきましては、政策判断の
問題だと思っております。今回は全
体を禁止しようという声もあるし
かし、現実的なテーマとして、与
野党の合意ということを考えれば、
そして将来、五年後に見直すとい
うことなども含め、全体としてこ
まめという線で引いたわけであり
まして、政策判断の分かれ目がこ
こにあるということですから、結
論的には、先ほど申し上げたよう
なことで、どの場面でも政策判断
としてはあり得るものではなか
ろうか、こういうふうに思います
けれども、いかがでしょうか。

○東中委員 全然問題のすりかえ
ですから、今度はこう聞きましょう。

企業・団体献金の集め方については、
この法律は一切規制をしていない。
政党が企業・団体献金を集めるに
ついては、全く政党の政治活動の
自由として集められるんだという
のがこの法律の建前だと思ってい
ます。政党以外の者はだめだとい
うふうな方法に制限がないので
すから、どう先ほど日本新党の話を
しましたが、この「財界

と政界 再編への胎動」、毎日新聞
政治部、経済部の出している、こ
れは毎日新聞に載った記事が出
ていて、この「総選挙には三百億
円必要だ」ということで、この文
章をちょっと読んでみますが、

自民党幹事長、小沢一郎と、経団
連会長（当時）、斎藤英四郎は九
月二十一日朝、都内で極秘に会
談した。

皇居に面した東京・丸の内東京
会館十一階の一室。

小沢、四十七歳。斎藤、七十七
歳。親子ほどの年の違う斎藤に、
小沢は単刀直入に切り込んだ。

「次の総選挙で、自民党としては
二百億ないし三百億円必要だ。
協力を願いたい」総選挙で通常
必要とする資金の倍額近い。斎藤
は戸惑いの表情を隠さなかった。

「随分多い。どうしてそんなに
かかるのか」従来は、派閥や議員
個人も資金を集めていたが、今
度は、その分も含めて党が一手に
集めなければならない。

「ウーン」と腕組みをしたままの
斎藤に、小沢はたたみかけた。

「私は財界の世話になったこと
はない。だからこうして、無理な
お願いもできる。これは幹事長と
しての職務上のお願いだ」

そして、

「従来の（経団連の）やり方では、
財界はこれ以上は無理かもしれない。
しかし、経団連社まで広げれば、
規正法の枠内でもまだまだ出せる。
法規制で出せない」というのは
おかしい。子会社や系列会社は、
ほとんど献金してないではないか」

と小沢氏が言ったことになって
いる。小沢は、この財界の献金ル
ールの変更を迫った。「誠に失礼
だが、例えば新日鉄グループは、
現行規正法内で、今の十倍は出
せる」

斎藤は新日鉄の名譽会長でもある。
小沢は新日鉄グループの主な企
業二十数社のリストをちらつか
せた。

そして次には、

「経団連社まで広げるとい
うのは結構だと思いが、自民党
も、われわれが協力できるように
政治改革をしっかりとやらせて
もらいたい」この日は、小沢の
気迫に押された形で、斎藤は
「経団連ルール」の変更を協
力的な姿勢を示した。

「経団連ばかりに頼ってはい
られない」小沢は、自動車、電
機・電子、金融、建設などの
業界団体に対して、直接、献
金要請に乗り出した。自民党は
「A級戦犯」とらく印を押した
自動車、電機・電子業界にも
献金要請額を示して十一月末
までに納金するよう求めたとい
う。

こういう記事が出ているので
す。こんなものかなというふう
に私は思いました。私は知りま
せんから。これは実名で書いて
いるというふうな本にもなってい
るのです。

そういうふうな大政党が、そ
れで政治資金を何億、何十億、
何百億という単位で求めるとい
うことは、その法律でいけば、
こういうやり方をやることはそ
のまま許される。小さいところが、
社民連のようにまだ三％になっ
てないという場合は、手紙で要
求しただけでも一年以下の禁
錮という罪になるんだ。これは
どう考えたって、あなたの今の
やり方の献金の量的制限とい
うことで、それが法益だとい
うことでは説明がつかないと思
うんですが、こういうのはいい
んですか。

○山花国務大臣 今回の法律で、
今お読みになったような事態が
行われるのではないかと、御質
問につきましても、世の中の
状況が違っているんじゃないで
しょうか。これは企業側も、過
日、経団連等の相談などが新聞
に載っておりまして、いろいろな
ことについての相談があったこ
とを、スコミ報道等で見えて
おりますけれども、これだけ

企業・団体献金の問題が大きな
議論となる中で、企業の側も
企業の倫理というところをお考
えになっておることは当然だ
と思います。その御本にあった
ことについても、私もたしか
その手のものは読んだことは
記憶しておりますけれども、同
じようなことが今度の法律で
自由自在にやれるのではない
か、こういう御質問に対して
は、今回はそうしたことに
対する反省ということから
企業・団体献金禁止に
一歩踏み出そう、政策判断で
こまめな踏み出したとい
うことでありますから、全
体の流れはそういう方向に
行くことを期待している
ものでございます。

○東中委員 あなたが期待され
るのは勝手ですけども、私が
言うのは、今度の法律で、政
党が小沢さんがこういうふう
にやったと公然と出されてい
るような方法をとることは許
されないというふうな方法を
とることになるのかというこ
とを聞いています。やれるけれ
ども、やろうと思ってもやれな
くなってきた情勢だ、そんな
ことを聞いているんじゃない
んです。あるいはやらぬよう
にするように期待する、そ
んなことを聞いているん
じゃないんです。

これは、小沢さんがこういう
のをやったと言われている、こ
れは本当かどうか知りません
よ。しかし、こう言われている
ようなことをやれないよ
うに、あるいはそれを取り
締まるように、あるいは禁
止するようにというふう
にこの法律でなっています
かというのを聞いています
が、どうでしょうか。

○山花国務大臣 今御指摘の
例だけではなく、恐らく、程
度、規模等々は違ってお
ても、さまざまな形の資金集
めというものがあったと思
っています。政党だけではなく、
派閥ということでも、そう
したこともあったん
ではないかと思っております。た
だ今度は、一歩を政党以外
の個人にはできないと踏み
出した。踏み出すことによ
ってよりやりやすくなっ
たんじゃないでしょうか。そ
うじゃないんじゃないで
しょうか。一歩踏み出した
中で、さらに五年たつた
ならば、全体、この

止を含めて検討したい、こういうことになっていくわけでありまして、そのおっしゃっている方向に向かって大きく踏み出しているということがこの法案の内容でありまして、逆行するものではないとあります。

何か逆行するような御趣旨で御質問とするならば、そうではない、そうした方向に向かって一歩進んでいくというものが今回の法案の中身である、こういうふうに報告させていただきます。

○東中委員 それはあなた、街頭演説ならそれでいいですけどもね、そんなばかなことがありませんか。この法律では政党については何にも制限していない、禁止していない。政党以外のいうふうになっているから、これを認めることになるんじゃないかということを言っているんです。あなたはそれを認めながら、違う、問題をそれと違う答弁をしている。甚だ遺憾だと思います。

それで、それじゃこう聞きましょう。羽田副総理にお伺いするんですが、「連立政権樹立に関する合意事項」というのが七月二十九日にありました。この間もちょっと聞きました。ここでは、連立政権は、公費助成等と一体となった企業・団体献金の廃止等の法案を本年中に成立させると書いてあったんです。だから、企業・団体献金の廃止の法案なんです。

ところが、法案提出というときになったら新生党が反対をして、政党に対する企業・団体献金の禁止はやめる、それは存続させるということをやられて今度の法案になったんだというふうな私たちがいろいろな情報から理解をしております。そうすると、結局、企業・団体献金の禁止から政党を外してしまうということによって、今までの小沢さんがやってきた、自民党幹事長としてやったことを今度は新生党代表幹事としてやれるように残した、こうしか思えないのですが、いかがでしょうか。

○羽田国務大臣 これは、今、山花担当大臣の方からも御答弁されておられておるわけですから、私も、私どもは基本的に企業というのはやはり社会

的な存在であるということをやらずと申し上げてまいったわけでありまして、そういう議論というものも踏まえながら、各党の合意の中でそういったものがつくられたというところでございます。

○東中委員 政権の合意、七月二十九日の合意と違った状態になった。しかも、政党を除外することによって、今なかなか直接的に認めない、しかし、間接的には完全に認めている小沢さんのこういう集金、企業献金集めというのができる。しかもそれは政党でできるだけじゃない、三千を超す支部をつくってそこで皆できる、選挙区ごとに。ということになると、これはもうとんでもない企業・団体献金禁止規定だということを申し上げておきたいと思えます。

それで、時間がじきになくなりますので申し上げますが、山花さん、政治資金というのは何ですか。

○山花国務大臣 広い意味ではまたもつともしつといろいろな概念があるかもしれないけれども、当面、国会の法案提出ということに前提に置いて考えれば、日常の政治活動を含めての政党のさまざまな活動に要する資金である、こういうように理解をしております。

○東中委員 法律的には、政治資金規正法第二条、そして改正法では「基本理念等」と書いてあったのを「基本理念」、「等」が抜けた。それによりまして、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求する」と、「政治資金が国民の浄財であることにかんがみ、」云々と書いています。政治資金は、民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財であります。企業の献金といいますが、これは、営利を目的とする会社の営業用の資金を政治活動に出すわけですか。これを企業献金というわけですか。

○山花国務大臣 担当大臣の答弁を求めます。営利を目的とする会社の営業用の資金は、国民の浄財ですか。担当大臣がちゃんと理解しかねたものでしょうから、もう一遍お伺いさせていただきます。

○東中委員 会社が出す営業用の資金は、国民の浄財ですか。「国民の浄財」という言葉が法律上

使っている。その概念の中に会社の営業用の資金を出すことが含まれますか。全然違うじゃないですかと言っているのです。

○山花国務大臣 広く国民といった場合には、自然人も法人もありということと考えられると思います。そうした民主主義のコストとして、広くそうした税金、拠出していただいたものをもとにして助成法を考えるというのがこの立場でございます。

ただ、直接的に営業資金を何か流用するということになりまして、そこについては議論があるかと思えますけれども、ちょっとその点について御質問の趣旨をまだ正確に受けとめておられないかもしません。もう少し御説明いただければと思います。

○東中委員 説明も何もないんですよ。「基本理念」に、「民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財」と書いてあるのです。それで、企業の献金というのは、会社は、法律上は企業という言葉を使っていない、会社、労働組合、職員団体その他の団体」と書いてあるのですが、その「会社」というのは営利追求を目的とする、これは商法でも皆そういうふうになっていきますわね。営利追求を目的とする会社が出すという金は、営業用の資金でしよう。会社という法人の営業用の資金ですよ。営業をやるのが会社の目的であり任務なのだから。それを出すということが国民の浄財と言えるか。企業も法人も国民である、あなた、法律家としてそんなことを言えますか。法人も人だというのは言えますよ。国民は企業とあるきり概念が違うでしょう。天皇は国民じゃありませんよ。憲法上そうでしょう。政治資金は国民の浄財だというふうな法律で規定しているのです。そして、企業献金は、国民じゃない企業の営利目的の資金だということじゃないか。明らかに違うじゃないか。わかりませんか、まだ。

○山花国務大臣 今委員は、政治資金規正法の第二条を引用されたのではなからうかと思っております。

ます。私、政党助成法ということを念頭に置きまして少しお答えをいたしましたので、若干行き違いがあったかもしれません。

政党助成法におきましては、その国民の拠出した税金によって、これを三百三十五円の割で充てる、こういうことでございますので、したがって、幅広く国民のいうことにつきましては、税金ですからさまざまな拠出の主体があるだろう、こういう意味でお答えをしたところでございませう。

この第二条における国民の浄財であるということにつきましても、大変これは幅広い意味で言っているのじゃないでしょうか。したがって、確かに法人は自然人とは違う、この意味におきましては私の答弁が正確でなかったかもしれないけれども、この広い意味で言っていることからすれば決して間違っているのではない、こう思います。

○東中委員 「民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財」とは、「浄財」の中に会社が営業用の金を出すことも含まれるのだ、営業資金を出すことも含まれるのだ、そういう珍説としてお聞きしておきましょう。

それでは、こう聞きましょう。自治省が出しているこの「政治資金規正法解説」、これによりまして、こういうふうには言っていますね。「政党その他の政治団体や公職の候補者に対する政治資金の拠出は、国民の立場からすれば、国民の政治参加の一つの手段でもあり、国民の権利でもあると考えられる。国民がその信念に基づいて浄財を拠出することはむしろ望ましいことであり、本来自由であるべき」である。十五ページにそう書いてあります。定義的なものですね。

ということとは、政治献金の拠出というのは、国民がその浄財を出して政治参加するのだ。政党政治ですから、その政党を通じて政治参加するのだ。それは思想・良心の自由に従って選択をし、そして、参政権が憲法の十五条で国民に保障されていますね、その参政権の行使として献金するのです

よということ、国民の権利である、そして望ましい国民の自由に属することなのだ、政治資金の拠出は。これは自治省が言うてきたことなのです。

それが、営業用の資金で、参政権もなければ、企業としてその信念に基づいて金を出さうといううなものじゃないでしょう、企業は。企業は、会社は営利追求が目的なのだから。政治的信念なんというのが会社にあったら、それこそ政治団体になっちゃうのです。全然概念が違うのです。

こういう立場、こういう考え方は三木内閣のときに入ったのですよ。それまではなかったのです。そして、基本理念を個人献金に限る方向に向かつていこうということが出されたのが七五年の改正なのです。それを今度は全部もう取っ払ってしまふような、条文だけは残しておいて、実際には企業献金をどんどん拡大していく、こういうことをやろうとしているのですから、明らかにおかしいじゃないですか。

自治省が出してきたこういう見解、そういうことについて、政治献金の拠出は国民の政治参加の権利である、国民の自由である。だから、それに対して企業が入ってもいかぬし、そこから国家権力で、税金でその資金を出していくなんというの、はもつてのほかだというふうに思うのですが、いかがですか。

○山花国務大臣 冒頭、一言触れておきたいと思えますけれども、何か私の答弁の中で、営業用の利益を献金することは浄財である、こう断定をされていると認める、こういうふうにおっしゃいましたけれども、私は、その営業用の利益というところだけでいいですと、流用されればそれはやはり浄財とは言えない部分はあるのじゃないか、こう思います。したがって、そういう断定の仕方ですれまうと、私の真意に反するものであるというところをつけ加えておきたいと思えます。

第二番目に、今御質問ありました政治資金規正法につきましては、ここは今先生が指摘されたところの部分があると私は思っております。法文の

附則におきまして、今御指摘いただきましたとおり、これは九条だつたと思えます。九条に、この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方についてさらに検討を加えるものとする、こういう検討事項が入っているわけでありまして、全体の選挙制度審議会の第一次、第二次そして第五次の答申などの流れに沿ったこの附則九条であつた、こう記憶をしているところでございます。

こうした全体の法体系の中で、この基本理念の中ににつきましては、これはこうなつたのだよという先生の御指摘については、そのとおりだと思っております。

ただ私、その自治省の本については、私は直接関与しておりませんので、その内容についてどうであるかということについては、私としては答弁は、もしまた勉強させていただくならばその本についてお答えさせていただきたいと思えますが、必要があれば、自治省ということですから、政府委員の方にそのことについて答えていただきたい、こういうふうに思います。

○東中委員 もう時間がなくなつてしまいましたので、来てもらった人に聞くテーマへ入れなかったのですが、今の問題についていえば、自治省はそう言うている。要するに、政治資金の拠出というものについては、国民の側から見れば、それは国民の参政権なのだ、権利なのだということ。

そのことと、それは国民が政治的に、思想・良心の自由、それから政治的信条に従つて政党を通じてやっていく、それが政治資金の拠出なのだ、という、そういうものとしてきたということを担当大臣としてはお考えになるのか、いや、そんなこと言うておつても違ふというふうに言われるのかどうかということを知りたいのです。

だから、もう質問時間が来ているので、そのことを聞いていますのだということだけはつきりし

ておいて、私は、まだ聞きたいこと、それこそ二時間ほどあと時間をぜひ確保していただきますようにお願いをして、質問を終わります。

○石井委員長 次回は、明二十九日金曜日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

平成五年十一月四日印刷

平成五年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局